

福島県の道路 2011



御挨拶

本県では、平成23年3月11日発生の東北地方太平洋沖地震により多くの尊い命、財産を失い、さらに原発の事故により避難指示区域など県民生活に多大な障害が生じております。

道路施設については、大津波により沿岸部に甚大な被害を受け、余震も含め陥没や大規模な法面崩壊が県内各地で発生しましたが、落橋は津波によるものの外はなく、また沿岸地域と内陸部を結ぶ幹線道路は、緊急物資の輸送、支援活動、さらに原発事故による避難路として、十分その機能を発揮しました。これは、過去の大震災を教訓として災害に強い県土づくりを実現するため、橋梁耐震補強などの道路整備を計画的に推進してきた成果であると考えております。

平成23年度の道路事業については、津波被害等を受けた浜通りは震災の復旧・復興を支える道路の復旧に取り組むとともに、中通りと会津は被災した道路の速やかな災害復旧に努めながら、引き続き「ふくしま道づくりプラン」に基づき、災害に強い県土づくりに向け計画的に整備を進めてまいります。

なお、昨年度策定しました「ふくしま道づくりプラン」については、東日本大震災を踏まえ安全・安心の確保や地域の将来像を見据えたまちづくり支援の観点から適切に見直してまいります。

本冊子は、3月末時点で取りまとめたものであり、震災の情報に関しましては、随時ホームページ等でお知らせすると共に、別途取りまとめ公表する考えであります。またこの冊子には、本県の道路に関する施策や必要なデータを集め作成しております。この冊子を通じて、県民の皆様をはじめ関係各位には、道路行政への一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

おわりに、今回の災害で亡くなられた方々のご冥福を衷心よりお祈り申し上げますとともに、被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

福島県土木部次長（道路担当）





あぶくま高原道路
平田インターチェンジ
【平成23年3月24日全線開通】

Contents

1章 ▶	福島県の概要	2
	道路の現況	6
2章 ▶	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の現状..... 6 ・道路交通の現状..... 6 ・橋梁、踏切の現況..... 7 ・トンネルの現況..... 7 ・交通不能区間..... 8 ・冬季交通不能区間..... 8 ・異常気象時運行規制区間..... 9 ・物流拠点を連携するネットワーク.....10 ・緊急輸送道路.....11 	
3章 ▶	福島県の道路予算.....	12
	<ul style="list-style-type: none"> ・県の道路予算.....12 ・県の道路予算編成方針.....14 	
4章 ▶	ふくしまの新しい県土づくりプラン.....	14
5章 ▶	ふくしま道づくりプラン	16
6章 ▶	道路の施策の基本方針	18
	<ul style="list-style-type: none"> (1)広域的な連携・交流を支え県土の活力を高める道づくり..... 18 (2)地域間の連携・交流を支え地域力を高める道づくり.....22 (3)都市・地域・まちづくりを支える道づくり.....26 (4)安全に安心して暮らせる道づくり.....28 (5)雪や寒さから暮らしを守る道づくり.....32 (6)既存施設の長寿命化と適切な維持管理による道づくり.....35 (7)人にやさしく、快適な環境形成のための道づくり.....37 (8)自然にやさしく、地球の歴史や伝統文化、風土に根ざした道づくり道づくり.....38 	

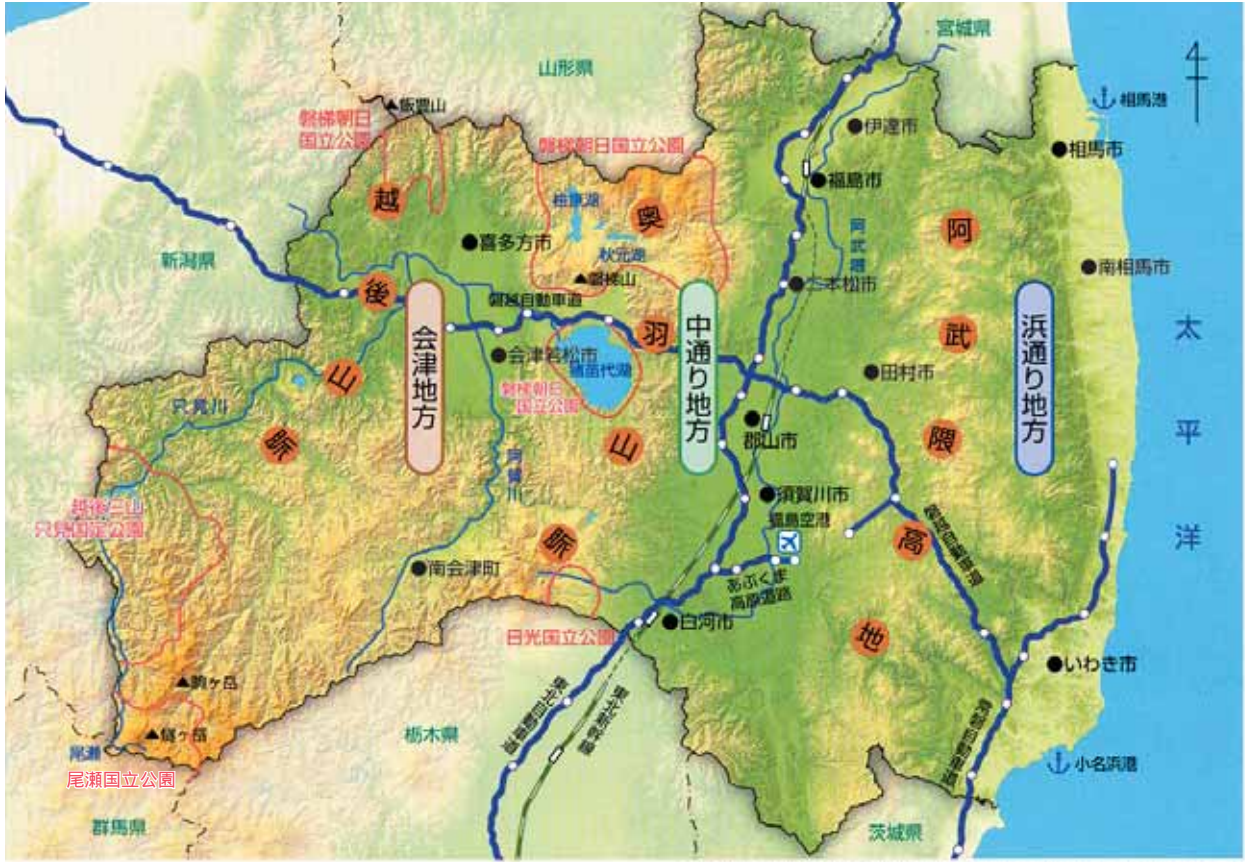
資料編

1章 ▶	広域道路整備基本計画	43
	<ul style="list-style-type: none"> ・広域道路整備の基本方針.....43 ・福島県広域道路網マスタープラン.....44 	
2章 ▶	高速道路	46
	<ul style="list-style-type: none"> ・スマートインターチェンジ.....49 	
3章 ▶	地域高規格道路	50
	<ul style="list-style-type: none"> ・地域高規格道路とは.....50 ・県内の地域高規格道路.....51 	
4章 ▶	社会資本整備総合交付金.....	53
5章 ▶	福島県の有料道路と観光事業	54
6章 ▶	道路施設の長寿命化対策 福島県道路アセットマネジメント	55
7章 ▶	ふくしま公共施設等ユニバーサルデザイン指針	56
8章 ▶	福島県の広域連携の取り組み.....	58
9章 ▶	特別法の指定地域	61

巻末 ▶	福島県の道路網
------	---------

1 福島県の概要

概要

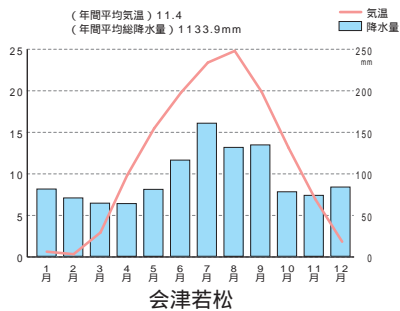


この地図は、国土地理院の「数値地図 50m メッシュ (標高) 日本」を使用しています。



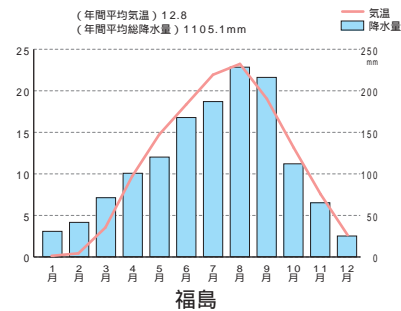
吾妻小富士と磐梯吾妻スカイライン

気候



会津地方

会津地方は、日本海側の気候で、夏は、山間部では涼しくなりますが、盆地では蒸し暑くなります。冬は、たくさんの雪が降り、気温もかなり低くなります。



中通り地方

中通り地方は、日本海側と太平洋側の気候の中間の気候です。夏は、山間部ではそれほど暑くなりませんが、盆地ではかなり蒸し暑くなります。冬は冷たい風が吹き、雪も降ります。

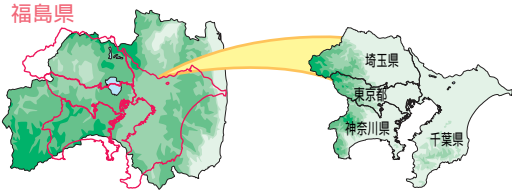


豊かで多様な自然

首都圏1都3県分が、まるごと入る

県土面積..... 13,782.75km²...全国3位
(一目でわかる福島県の指標2009・福島県)

自然公園面積..... 1,791.24km²...全国6位
(一目でわかる福島県の指標2010・福島県)



表情豊かな3つのエリア

東から太平洋、浜通り地方、阿武隈高地、中通り地方、奥羽山脈、会津地方

県土の13%が自然公園

国立、国定公園：日光国立公園、尾瀬国立公園、磐梯朝日国立公園、越後三山只見国定公園の4ヶ所

県立自然公園：11ヶ所 (平成21年版県勢要覧)

主な山岳

山岳	標高
1 燧ヶ岳	2,356m
2 駒ヶ岳	2,133m
3 飯豊山	2,105m

(平成22年版県勢要覧)

主な河川

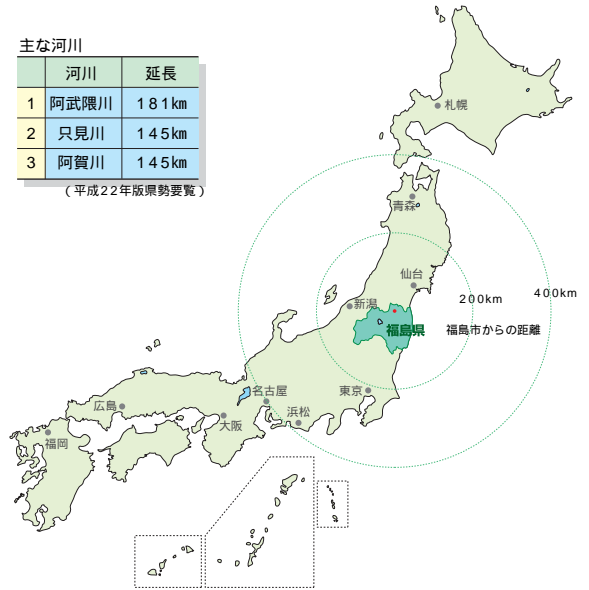
河川	延長
1 阿武隈川	181km
2 只見川	145km
3 阿賀川	145km

(平成22年版県勢要覧)

主な湖沼

湖沼	面積
1 猪苗代湖	103.32km ²
2 檜原湖	10.72km ²
3 秋元湖	3.64km ²

(平成22年版県勢要覧)



地理的条件

首都圏と隣接する東北の玄関口

東北地方の最南端：東京から200km圏域

6県に隣接

隣接県：茨城・栃木・群馬・新潟
山形・宮城

約160kmに及ぶ太平洋の海岸線

人口・産業構造

平成9年の2,137,406人が過去最高

人口 2,052,495人 (全国18位) (平成20年10月1日)

世帯数 745,762世帯 (全国21位) (平成21年3月31日)

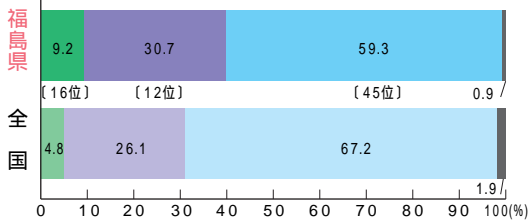
人口密度 149.0人/km² (全国39位) (平成20年10月1日)
(一目でわかる福島県の指標2010・福島県)

全国有数の果物・野菜王国福島

モモ (全国2位)	ナシ (全国3位)
そば (全国3位)	水稲 (全国4位)
サヤインゲン (全国2位)	キュウリ (全国3位)

(平成21年版県勢要覧)

2次産業就業者比率が全国12位。



構成比〔 〕は就業者比率順位

- 1次産業：農業・林業・漁業
- 2次産業：鉱業・建設業・製造業
- 3次産業：サービス業・卸売業など
- その他：分類不能産業 (国勢調査報告 平成17年10月1日)

製造品出荷額等

59,709億円 (全国19位) (平成20年12月31日)
(一目でわかる福島県の指標2010・福島県)

観光客伸び率トップクラス

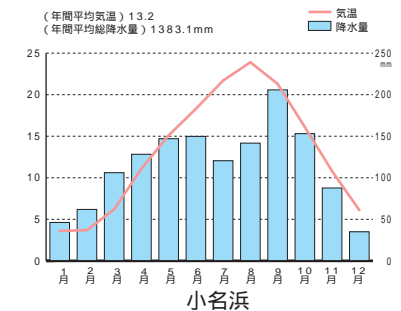
年間観光客 5,623万人 (平成22年版県勢要覧)

温泉地数 (宿泊施設のある場所) 133箇所 (全国5位) (平成19年3月31日)
(一目でわかる福島県の指標2010・福島県)

その他・全国から見た福島県

項目	単位	全国	福島県	順位	年次
年少人口比率	% (15歳未満÷総人口)	13.5	14.0	6	平成20年10月1日
生産年齢人口比率	% (15歳~64歳÷総人口)	64.5	61.8	26	平成20年10月1日
老年人口比率	% (65歳以上÷総人口)	22.1	24.2	23	平成20年10月1日
一世帯当たり人員	人	2.40	2.77	7	平成21年3月31日
平均寿命 (男)	歳	78.79	77.97	41	平成17年
平均寿命 (女)	歳	85.75	85.45	39	平成17年
一人当たり県民所得	千円	3,059	2,847	18	平成19年
県内総生産 (名目)	億円	5,202,915	78,834	19	平成19年
農業産出額	億円	86,509	2,505	11	平成20年
製造品出荷額等	億円	3,340,160	59,709	19	平成20年
年間商品販売額	億円	5,482,371	46,702	21	平成19年6月1日

(一目でわかる福島県の指標2010・福島県)

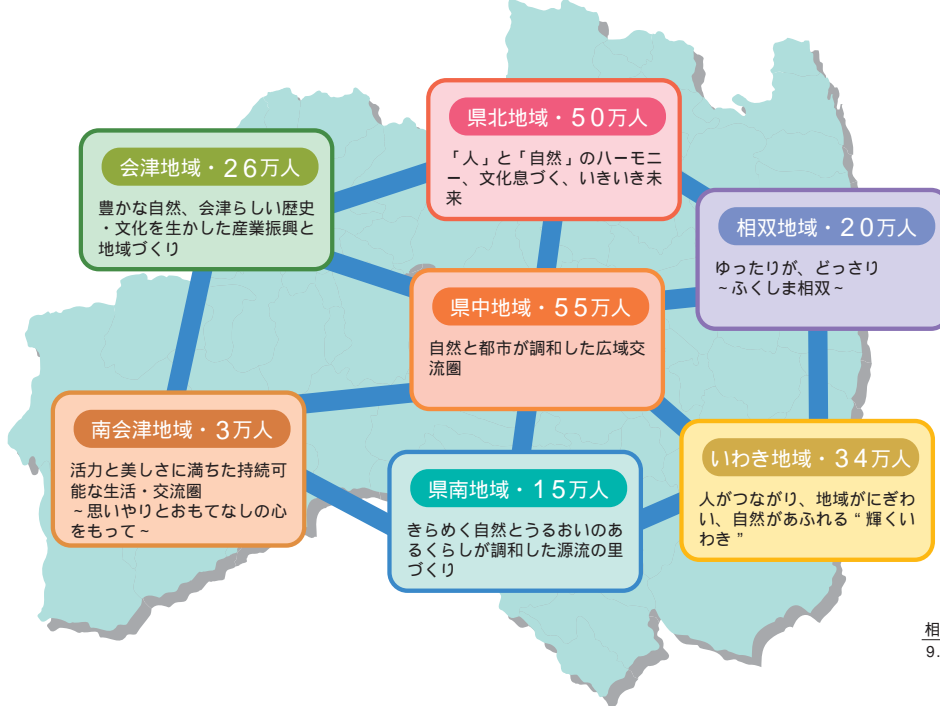


浜通り地方

浜通り地方は、太平洋側の気候で、梅雨の時期と秋に雨が多く、夏も海からの涼しい風が吹き、それほど気温が上がりにません。冬は、県内で一番暖かく、雪がほとんど降りません。

県土構造

七つの生活圏（多極分散型の県土）

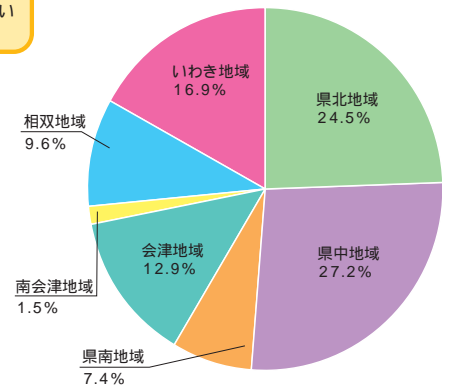


地域別人口

地域	人口 H23.1.1	地域人口 割合(%)	世帯数 H23.1.1
県北地域	496,350	24.5%	176,775
県中地域	551,754	27.2%	197,568
県南地域	149,896	7.4%	49,555
会津地域	261,496	12.9%	91,450
南会津地域	29,772	1.5%	10,667
相双地域	195,705	9.6%	66,587
いわき地域	341,853	16.9%	128,722
合計	2,026,826	100.0%	721,324

福島県の推計人口（福島県現住人口調査結果）より

県人口に占める地域人口の割合



特色あふれる県土構造

本県は、国土形成計画法で定める東北圏（新潟県含む）及び首都圏の6県と接しています。

面積は北海道、岩手に次いで全国3位であり、その約7割を森林が占めています。

県内は、浜通り地方、中通り地方及び会津地方の3つに区分されます。

浜通り地方は、阿武隈高地と太平洋に面しており、気候は比較的温暖で、降雪の少ない地域となっています。

中通り地方は、阿武隈川沿いの平地を中心として、東西を阿武隈高地と奥羽山脈に挟まれ、南北に大小の盆地が位置する地域となっています。

会津地方は、奥羽山脈と越後山脈の間に位置しており、寒暖の差が大きく、山間部を中心に豪雪地帯となっています。

また、本県の面積の大部分は、過疎・中山間地域が占めており、広大な森林や農地は、県土の保全や水源のかん養、土砂災害防止のため、重要な役割を果たしています。

このように、本県は地勢や気候の面で特色あふれる県土構造となっています。

多極分散型の県土構造

本県は、南北方向3本の縦軸と東西方向3本の横軸の合計6本の連携軸の結節上に特色ある七つの生活圏が形成され、それぞれの軸に都市が分散した、多極分散型の県土構造となっています。

また、県庁所在地である福島市、中核都市である郡山市やいわき市では、30万人程度の人口を有し、都市機能が一定程度集積するなど、雇用圏、商圈などが形成されています。



会津軸

国際的なリゾート・観光地域として北東国土軸の一翼を担う地域であり、豊かな自然環境を生かしながら、諸機能の集積を図る軸

中通り軸

北東国土軸の中央部のルートであり、都市集積を活用しながら、国土の均衡ある発展の中核を担う軸

浜通り軸

高速交通網の整備が進展しつつあるのを踏まえ、北東国土軸の一翼を担う地域として、諸機能の集積を図る軸

北部軸

本県北部の連携を図るとともに、東北地方の新たな発展を牽引する福島市、仙台市、山形市の3県都を中心とする広域的な交流を担う軸

横断道軸

県内各地域の横の連携を図るとともに、太平洋と日本海を結ぶ多様な交流を担う軸

南部軸

FIT構想等により本県南部の連携を図るとともに、北関東との交流を担う軸

道路ふれあい 月間イベント

8月1日から8月31日までの1ヶ月間は「道路ふれあい月間」として、道路を利用している方々に改めて道路とふれあい、道路の役割及び重要性を再認識していただき、道路の正しい利用の啓発と道路愛護の精神を高めることを目的として定められ、全国各地で様々なイベントや広報活動が開かれています。

また、大正9年8月10日に、わが国最初の道路整備の長期計画である第1次道路改良計画がスタートしたことにちなみ、昭和61年に8月10日を「道の日」に制定しました。

本県でもこの「道の日」を中心として、期間中に『道路ふれあい月間街頭キャンペーン』や『「道の日」道路美化作業』などを実施し、道路環境の向上を図っています。



「道の日」道路美化作業



橋梁の現況

県管理道路の総橋数は4,228橋、のべ延長は、104.6kmに達しています。

県管理道路橋梁数内訳表

長大橋とは、橋長100m以上の橋梁

道路種別	一般国道			地方道									合計
	小計	長大橋	中小橋	地方道計			主要地方道			一般県道			
				小計	長大橋	中小橋	小計	長大橋	中小橋	小計	長大橋	中小橋	
全体橋数	1,235	93	1,142	2,993	136	2,857	1,465	73	1,392	1,528	63	1,465	4,228

上記には横断歩道橋、ランプ橋等が含まれていない。

(国県道現況調査)

法指定箇所とは、

国土交通大臣が、平成18年度以降の5箇年間に於いて立体交差化、構造の改良、歩行者立体横断施設の整備又は保安設備の整備により改良することが必要と認められるものについて、その改良の方法を定めて、指定する箇所。

踏切の現況

現在県管理道路と鉄道との交差箇所は258箇所あり、このうち95箇所が踏切道（平面交差）となっており、立体交差化が必要な踏切がまだまだ残されている状況にあります。

踏切事故年次別件数（踏切での列車との事故）

道路種別 年	発生 件数	国 道		県 道		市町村道（農道含む）		計	
		死者	傷者	死者	傷者	死者	傷者	死者	傷者
H11	3	3	-	-	-	1	1	4	1
H12	7	-	-	-	1	2	4	2	5
H13	6	-	-	-	-	3	4	3	4
H14	3	-	-	-	1	1	2	1	3
H15	5	-	-	-	-	1	6	1	6
H16	4	-	-	-	-	1	4	1	4
H17	9	-	-	-	-	-	-	2	8
H18	6	-	-	-	-	2	4	2	4
H19	4	-	-	-	-	-	4	-	4
H20	2	-	-	-	1	-	1	-	2
H21	1	-	-	-	-	-	1	-	1

(交通白書より)

県管理道路の踏切数

(平成22年4月1日現在)

鉄道路線名	箇所数	未整備の法指定箇所	
		立体	構造改良
東北本線	9	0	寺1
奥羽本線	1	0	0
常磐線	18	0	地藏川他2
磐越東線	25	0	0
磐越西線	16	第一越後1	第三越後他4
水郡線	10	0	0
会津線	6	0	0
只見線	9	0	杉第21
飯坂線	1	0	0
合計	95	1	8

トンネルの現況

本県の道路トンネルは高速道路、国道、県道、市町村道に設けられているものとして現在のべ延長で約114.8kmになります。これはだいたい白河IC～国見SAと同じ長さ（約112.2km）です。このうち福島県が管理している分は、130箇所約61.3kmになります。

県内トンネル現況表

(平成22年4月1日現在)

道路種別		延長区分	100m未満	100m～500m未満	500m～1,000m未満	1,000m～3,000m未満	3,000m～以上	合計
高速自動車国道	箇所数		2	4	8	15	1	30
	延長		94	1,745	6,513	23,758	3,659	35,769
一般国道（指定区間）	箇所数		2	17	6	4	0	29
	延長		99	3,686	3,425	6,146	0	13,356
県管理	一般国道（指定区間外）	箇所数	6	40	23	6	2	77
		延長	352	10,693(11,704)	15,126(13,881)	9,675	7,708(7,300)	43,554
	主要地方道	箇所数	6	22	8	3	0	39
		延長	536	4,517	5,438	4,008	0	14,499
	一般県道	箇所数	5	7	2	0	0	14
延長		122	1,807	1,332	0	0	3,261	
小計		箇所数	17	69	33	9	2	130
		延長	1,010	17,017	21,896	13,683	7,708(7,300)	61,314
市町村道		箇所数	17	12	2	0	0	31
		延長	739	2,331	1,257	0	0	4,327
合計		箇所数	38	102	49	28	3	220
		延長	1,942	24,779	33,091	43,587	11,367	114,766

()は県境にかかる他県道管理延長も含む

冬期交通不能区間

全国でも有数の豪雪地を有する本県は、41路線55箇所が冬期間積雪により交通不能となっているため、これらの解消が急務です。

異常気象時通行規制区間

県内には141箇所もの異常気象時に通行規制区間があります。

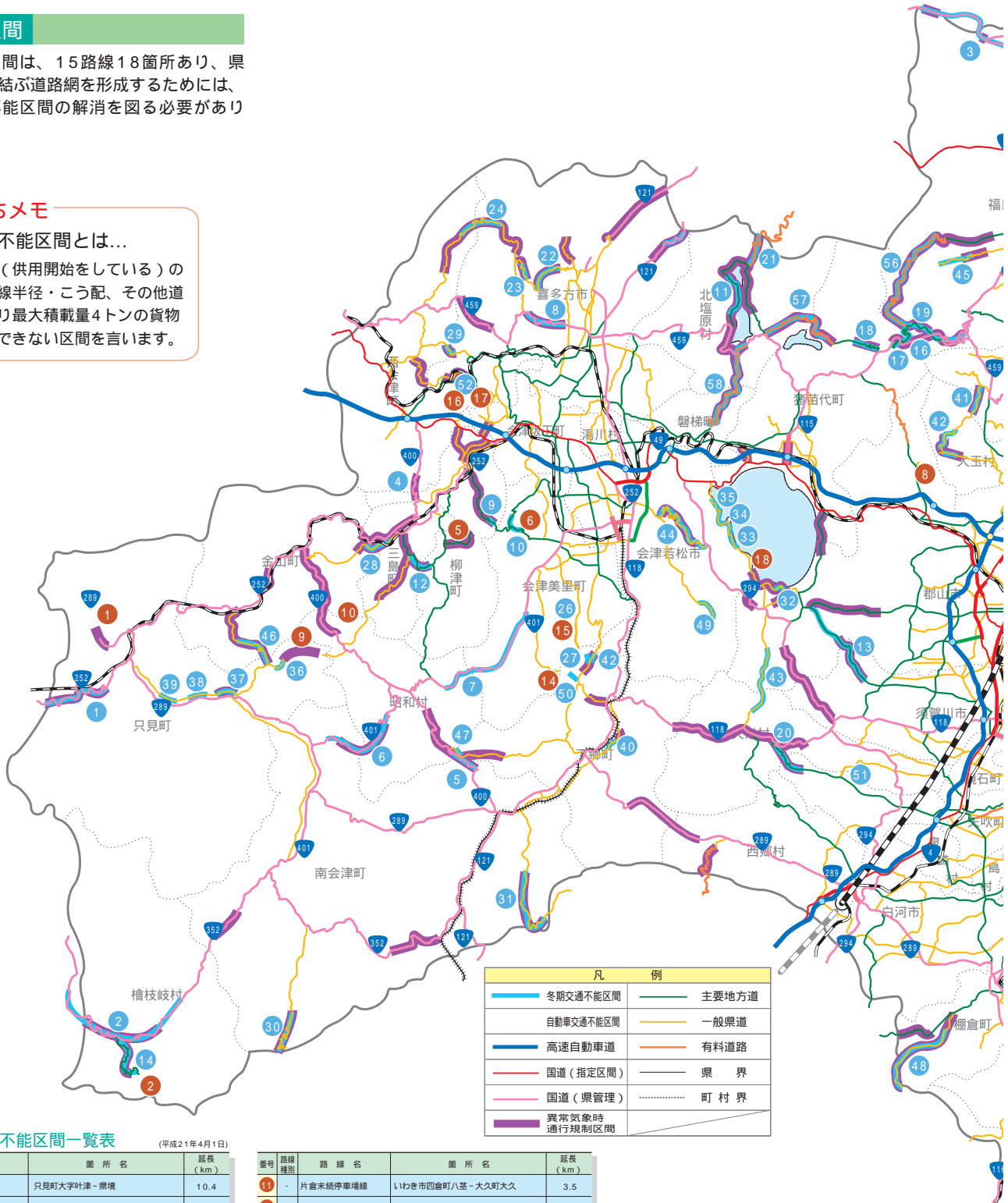
交通不能区間

交通不能区間は、15路線18箇所あり、県内を有機的に結ぶ道路網を形成するためには、これら交通不能区間の解消を図る必要があります。

ひとくちメモ

自動車交通不能区間とは...

未改良道路（供用開始をしている）のうち幅員・曲線半径・こう配、その他道路の状況により最大積載量4トンの貨物自動車が通行できない区間を言います。



自動車交通不能区間一覧表

(平成21年4月1日)

番号	路線種別	路線名	箇所名	延長(km)
1	国	289号	只見町大字叶津 - 県境	10.4
2	主	沼田榎枝線	榎枝村榎ヶ岳字沼山内	3.5
3	主	浪江国見線	伊達市壺山町大字大石管峰 - 峠下	4.3
4	主	丸森雲山線	伊達市壺山町大字石田 - 大字大石	1.5
5	主	会津若松三島線	柳津町大字軽井沢 - 大字久保田	2.8
6	主	"	柳津町大字久保田内	1.0
7	-	三株下市萱小川線	いわき市三和町下市萱 - 上永井	2.0
8	-	石塚本宮線	郡山市熱海町石塚 - 大玉村大字玉井	3.5
9	-	小林会津宮下停車場線	只見町大字布沢内	5.6
10	-	"	昭和村大字野尻 - 三島町大字間方	7.2

番号	路線種別	路線名	箇所名	延長(km)
11	-	片倉末続停車場線	いわき市四倉町八茎 - 大久町大久	3.5
12	-	下川内竜田停車場線	川内村大字下川内 - 榎葉町大字井出	11.0
13	-	上小国下川原線	伊達市壺山町大字上小国 - 福島市大波	0.6
14	-	湯野上会津高田線	下郷町大字大内内	5.0
15	-	大内会津高田線	下郷町大字大内 - 会津高田町大字旭市川	6.5
16	-	別舟渡線	西会津町大字東松 - 会津坂下町大字東松	3.1
17	-	"	会津坂下町大字東松内	0.5
18	-	湖南湊線	郡山市湖南町 - 会津若松市湊町赤崎	0.2
合計		15路線	18箇所	72.2

交通不能区間集計表

道路種別	路線数	箇所数	延長(km)
国道	1	1	10.4
主要地方道	4	5	13.1
一般県道	10	12	48.7
計	15	18	72.2



冬期交通不能区間一覧表（国道・県道）

（平成21年4月）

番号	路線名	通行不能区間（自）	通行不能区間（至）	区間距離 (km)
国	252号	新潟県境	只見町石伏字上宮瀧	14.4
国	352号	新潟県境	檜枝岐村燧ヶ岳字上ノ原	23.9
国	399号	福島市飯坂町茂庭字八方塚	福島市飯坂町茂庭字燧峠(山形県境)	7.2
国	400号	柳津町飯谷字柏木平	西会津町下谷字黒沢(杉峠)	3.6
国	400号(旧道)	南会津町高野字岩向山	昭和村大芦字御前山(舟鼻峠)	7.3
国	401号	昭和村大芦字八反田	南会津町界字鹿水入(鳥居峠)	13.3
国	401号	会津美里町宮川字牧場	昭和村小野川字中ノ本田(博士峠)	15.7
国	459号	喜多方市山都町相川字藤沢	喜多方市山都町一川字北原	2.9
主	会津高田柳津線	会津美里町赤留字滝峠	会津美里町赤留字中ノ山(赤留峠)	3.6
主	会津高田柳津線	会津美里町上平字西ノ原	柳津町軽井沢字南	2.1
主	会津若松裏磐梯線	北塩原村松原字細野山	北塩原村松原字道前原	6.0
主	会津若松三島線	柳津町黒沢字五斗峠	三島町大谷寺ノ下(大谷峠)	4.9
主	中野須賀川線	郡山市湖南町中野字飯ヶ森	須賀川市梅田字牛仏	11.9
主	沼田檜枝岐線	猪苗代町若宮字沼山	檜枝岐村燧ヶ岳字御池	9.6
主	原町二本松線	南相馬市原町区高倉字園見	飯館村比曾字蔵平	15.5
主	福島吾妻裏磐梯線	猪苗代町若宮字横山(スカイライン入口)	猪苗代町若宮字横山(上ノ湯橋)	2.8
主	福島吾妻裏磐梯線	猪苗代町若宮字横山(国道115号立体交差)	猪苗代町若宮字若宮(国道115号接続部)	1.8
主	福島吾妻裏磐梯線	猪苗代町若宮字高森山	猪苗代町若宮字吾妻山	4.2
主	本宮土湯温泉線	福島市土湯温泉町糸滝前	福島市土湯温泉町鷲倉山	7.2
主	矢吹天栄線	白河市大信限戸字限戸	天栄村羽鳥字一本木	9.3
主	米沢猪苗代線	山形県境	北塩原村松原字早福沢	7.6
一	熱塩加納山都西会津線	喜多方市熱塩加納町米岡字村	喜多方市山都町朝倉字賢谷	3.5
一	熱塩加納山都西会津線	喜多方市山都町朝倉字沼ノ平	喜多方市山都町一ノ木字一ノ木	2.8
一	熱塩加納山都西会津線	喜多方市山都町一ノ木字藤巻	西会津町奥川飯根字弥平四郎	6.5
一	雲水峰江持線	須賀川市塩田字音森	須賀川市塩田字木曾	2.5
一	大内会津高田線	会津美里町旭市川字山ノ神	会津美里町旭市川字市野	2.0
一	大内会津高田線	下郷町大内字小屋沢	下郷町大内字蛇沢	2.6
一	小栗山宮下線	金山町沼沢字川前	三島町宮下字左初	3.5
一	上郷下野尻線	喜多方市高郷町若見字立岩	西会津町新郷富士字小清水	1.6
一	栗山館岩線	南会津町田代山(栃木県境)	南会津町水引	13.9
一	黒磯田島線	栃木県境	南会津町栗生沢字栗生沢	10.5
一	湖南湊線	郡山市湖南町舟津字中ノ沢	郡山市湖南町舟津字鬼沼	1.4
一	湖南湊線	会津若松市湊町平湯字北向	会津若松市湊町静湯字宮ノ前	0.8
一	湖南湊線	会津若松市湊町静湯字御伊勢下	会津若松市湊町静湯字中田前	3.5
一	湖南湊線	会津若松市湊町平湯字鶴ノ浦山	会津若松市湊町赤井屋敷	3.0
一	小林会津宮下停車場線	只見町布沢字夕沢	只見町布沢字深渡戸	2.0
一	小林館の川線	只見町小林字日宮沢	只見町亀岡字坂下	1.8
一	小林館の川線	只見町熊倉字居平	只見町荒島字宮ノ前	1.6
一	小林館の川線	只見町荒島字三田山	只見町小川字上村	1.2
一	高野田島線	下郷町白岩字南上平	下郷町湊田字半道田	2.1
一	岳温泉大玉線	二本松市永田字長坂	大玉村玉ノ井字前ヶ岳	5.0
一	岳温泉大玉線	大玉村玉ノ井字前ヶ岳	大玉村玉ノ井字前ヶ岳	6.4
一	羽鳥福良線	天栄村田尾字鹿野	郡山市湖南町馬入新田字家ノ前	9.7
一	東山温泉線	会津若松市東山町石山字院内	会津若松市湊町共和字五老滝	13.7
一	福島微湯湯線	福島市桜本字川越	福島市桜本字微湯湯	7.1
一	布沢横田線	只見町布沢字片道	金山町山入字鮭立(松坂峠)	7.8
一	舟ヶ鼻下郷線(旧道)	下郷町戸赤字宮山国有林	下郷町戸赤字宮山国有林	1.2
一	八溝山線	棚倉町戸中	棚倉町大梅字久慈川	11.0
一	湯川大町線	会津若松市東山町湯川字壇ノ沢	会津若松市東山町湯川字家ノ向	2.8
一	湯ノ上会津高田線	下郷町大内字権現上	下郷町大内字大内	1.5
一	十日市矢吹線	白河市大信限戸字鶴ヶ岩	天栄村大里字向坂	2.4
一	別舟渡線	西会津町東松字軽沢丁	西会津町東松字軽沢丁	0.5
一	赤井畑園見線	国見町内屋字胡桃作(山形県境)	国見町石母田字柱田	5.1
一	上戸渡広野線	いわき市小川町上小川字上戸渡	広野町上浅見川字下等平	8.0
一	片倉末続停車場線	いわき市四倉町八茎字片倉	いわき市大久町大久字滝ノ尻	10.1
計		41路線	55区間	333.9

冬期交通不能区間一覧表（有料道路）

（平成21年4月）

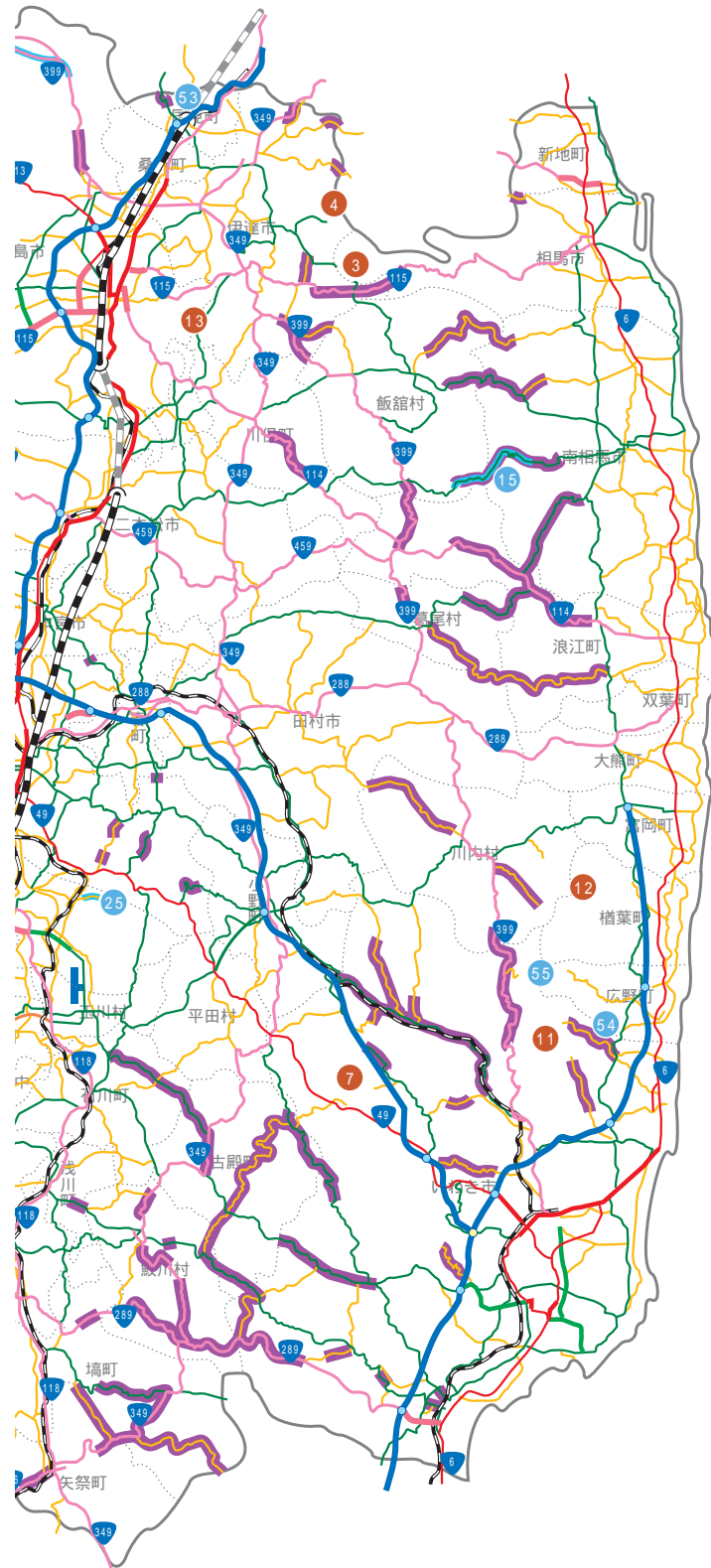
番号	路線名	通行不能区間（自）	通行不能区間（至）	区間距離 (km)
66	有 磐梯吾妻スカイライン 〔(主)福島吾妻裏磐梯線〕	福島市町庭坂字高湯	福島市土湯温泉町字土湯	27.8
67	有 磐梯山ゴールドライン 〔(主)会津若松裏磐梯線〕	磐梯町更科字馬洗場	北塩原村松原字湯平山	13.6
68	有 磐梯吾妻スカイライン 〔(本)福島吾妻裏磐梯線〕	猪苗代町若宮字吾妻山	北塩原村松原字剣ヶ峰	11.8
有料		3路線	3区間	53.2

異常気象時通行規制区間集計表

道路種別	通行規制区間			特殊通行規制区間		
	路線数	箇所数	延長(km)	路線数	箇所数	延長(km)
国道	13	44	325.6	8	18	95.8
主要地方道	28	38	309.2	12	15	74.3
一般県道	48	59	340.0	25	29	173.0
計	89	141	974.8	45	62	343.1

冬期交通不能区間集計表

道路種別	路線数	箇所数	延長(km)
国道	5	7	85.4
有料道路	3	3	53.2
主要地方道	10	13	86.0
一般県道	25	34	159.1
計	43	57	383.7



物流拠点を連携するネットワーク



① 相馬港	⑫ 常磐鹿島工業団地	⑲ 佐倉西工業団地	⑳ 高田工業団地	㉑ 安達工業団地	㉒ 双葉工業団地
② 郡山北部工業団地	⑬ 郡山中央工業団地	㉓ 西郷第二(坂ノ影)工業団地	㉔ 八万館工業団地	㉕ 一ノ堰工業団地	㉖ 郡山ウエストソフトパーク
③ 郡山西部第一工業団地	⑭ 原町南工業団地	㉗ 岩崎(長沼第三)工業団地	㉘ 古殿工業団地	㉙ 大玉第二工業団地	㉚ 滝根地区船ヶ作団地
④ 郡山西部第二工業団地	⑮ 本宮市工業等団地	㉛ 白河地区農工団地	㉜ 西会津工業団地	㉝ 新白河ビジネスパーク	
⑤ 泉崎村中核工業団地	⑯ 小名浜臨海工業団地	㉞ 小沢工業団地	㉟ 大熊西工業団地	㊱ 広野工業団地	
⑥ 相馬中核工業団地(東地区)	⑰ 田村西部工業団地	㊲ 須賀川北部工業団地	㊳ 富岡工業団地	㊴ ハイテク大山工業団地	
⑦ 相馬中核工業団地(西地区)	⑱ 郡山貨物ターミナル駅	㊴ 上名倉工業団地	㊵ 川俣西部工業団地	㊶ 鏡石東部工業団地	
⑧ いわき好間中核工業団地	㉑ 福島空港	㊷ 塙林間工業団地	㊸ 霊山見城坂工業団地	㊹ 平田第二工業団地	
⑨ 滝尻工業団地	㉒ 東福島駅	㊸ 越虫工業団地	㊹ 松川工業団地	㊺ 本宮北工業団地	
⑩ 勿来工業団地	㉓ 会津若松駅	㊹ 西郷第三(相山)工業団地	㊺ 大信第二工業団地	㊻ 飯野工業団地	
⑪ 山田インダストリアルパーク	㉔ 原ノ町駅	㊺ 梁川工業団地	㊻ 平石高田第二工業団地	㊼ 瀬上工業団地	

物流ネットワークの現状と今後の対応

物流コストの削減や国際貨物輸送の円滑化の観点から、車両の積載量の割り増しや大型化が進められている。

福島空港及び重要港湾小名浜港、相馬港を抱える本県では、物流の効率化を図るため、物流拠点、重要港湾などとネットワークする道路の耐荷力が不足する橋梁について、重点的に補強対策を行い、25t車両が自由に通行可能な「指定道路」の延伸を図る必要がある。



緊急輸送路

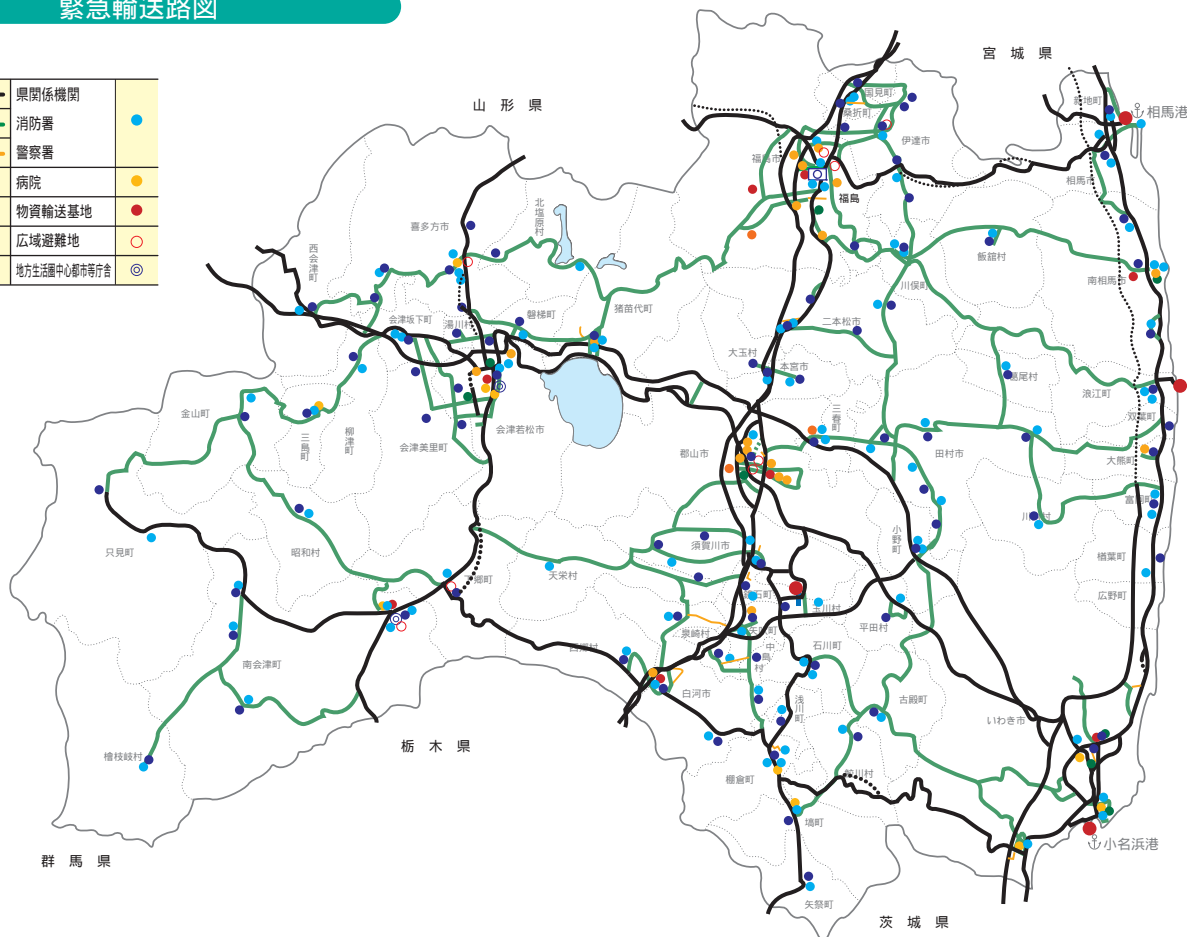
緊急輸送路とは、災害発生時における人命の安全、被害拡大防止、災害応急対策の円滑な実施を図るための救助、救急、医療、消防活動、及び避難者への緊急物資の供給等に必要の人員及び物資等の輸送に必要な道路で、各道路管理者、県防災担当部局、警察、自衛隊などからなる福島県道路防災情報連絡協議会において設定された路線で、公共施設、港湾、空港等の防災拠点を結ぶ重要な道路網です。



緊急輸送路図

凡例

一次確保路線	県関係機関	●
二次確保路線	消防署	●
三次確保路線	警察署	●
県庁	病院	●
国関係庁舎	物資輸送基地	●
自衛隊駐屯地	広域避難地	●
市町村役場	地方生活圏中心都市庁舎	◎



緊急輸送道路指定路線（福島県管理分）

	第1次確保路線	第2次確保路線	第3次確保路線	全体
路線数	14	115	24	153
箇所数	15	123	24	162
総延長(km)	476.7	1,250.5	34.6	1,761.8
改良延長(km)	447.7	1,147.7	32.7	1,628.1
未改良延長(km)	29.0	102.8	1.9	133.7
改良率(%)	93.9	91.8	94.5	92.4

第1次確保路線

県内の広域的な輸送に不可欠な、高速自動車道、国道等の主要幹線道路で、最優先に確保すべき路線

第2次確保路線

県災害対策地方本部、市町村災害対策本部等の主要拠点と接続する幹線道路で、優先的に確保すべき路線

第3次確保路線

広域避難所等と第1次、第2次確保路線を結ぶ路線

ひとくちメモ

福島県の長大橋ベスト10

(平成23年3月末日現在)

順位	路線名(道路名)	橋名	場所	橋長(m)	管理者
1	常磐自動車道	木戸川橋	檜葉町	1,392.5	東日本高速道路(株)
2	あぶくま高原道路	うつくしま大橋	矢吹町~玉川村	1,259.0	福島県
3	一般国道4号	針生高架橋	郡山市	886.0	国土交通省
4	一般国道4号	油井高架橋	二本松市	801.3	国土交通省
5	常磐自動車道	井出川橋	檜葉町	737.8	東日本高速道路(株)
6	常磐自動車道	折木川橋	広野町	721.4	東日本高速道路(株)
7	常磐自動車道	いわき中央橋	いわき市	683.0	東日本高速道路(株)
8	常磐自動車道	浅見川橋	広野町	610.5	東日本高速道路(株)
9	磐越自動車道	阿賀川橋	会津若松市	598.0	東日本高速道路(株)
10	常磐自動車道	大久川橋	いわき市	596.5	東日本高速道路(株)

福島県長大トンネルベスト10

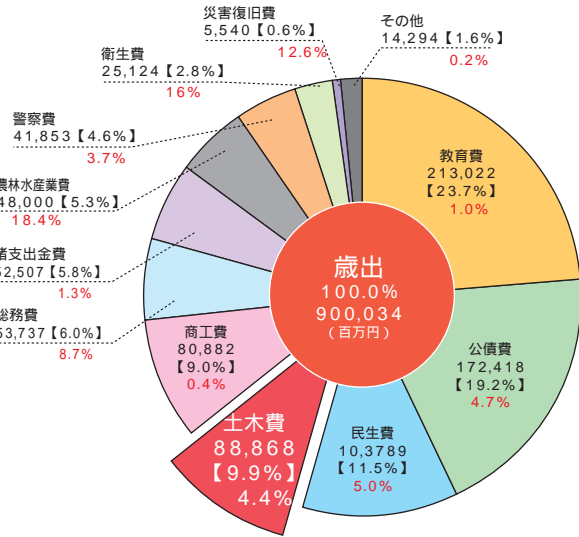
(平成23年3月末日現在・県境を跨ぐトンネルを含む)

順位	路線名	トンネル名	場所	延長(m)	道路管理者
1	国道289号	甲子トンネル	下郷町~西郷村	4,345	福島県
2	国道121号	大峠トンネル	山形県~喜多方市	3,940	福島県
3	磐越自動車道	龍ヶ嶽トンネル	西会津町	3,659	東日本高速道路(株)
4	国道115号	土湯トンネル	福島市~猪苗代町	3,360	福島県
5	国道289号	八十里崎トンネル(仮称)	新潟県~只見町	3,173	(未供用)
6	磐越自動車道	黒森山トンネル	西会津町~新潟県	2,758	東日本高速道路(株)
7	磐越自動車道	鳥屋山トンネル	西会津町	2,600	東日本高速道路(株)
8	国道13号	東栗子トンネル	福島市	2,376	国土交通省
9	磐越自動車道	七折トンネル	会津坂下町	2,358	東日本高速道路(株)
10	東北中央自動車道	大世土トンネル(仮称)	福島市	2,089	国土交通省

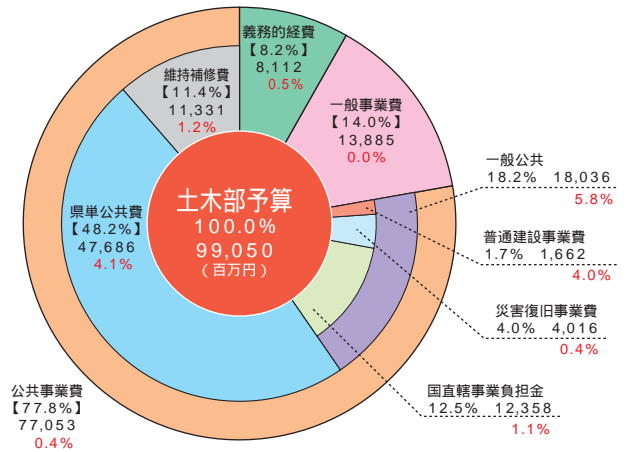
3 福島県の道路予算

県の道路予算

目的別歳出内訳

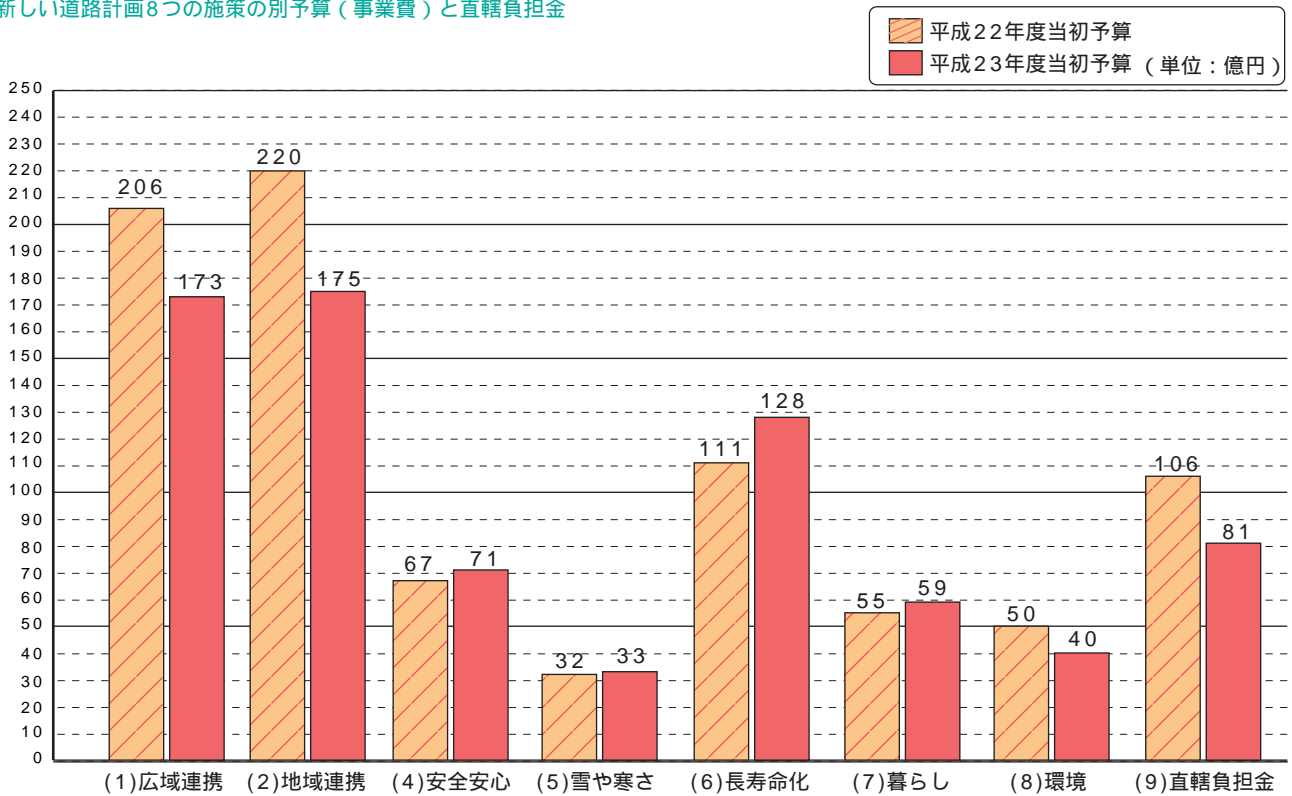


性質別歳出費



(±0.0%は前年度からの比率の増減)

新しい道路計画8つの施策の別予算(事業費)と直轄負担金

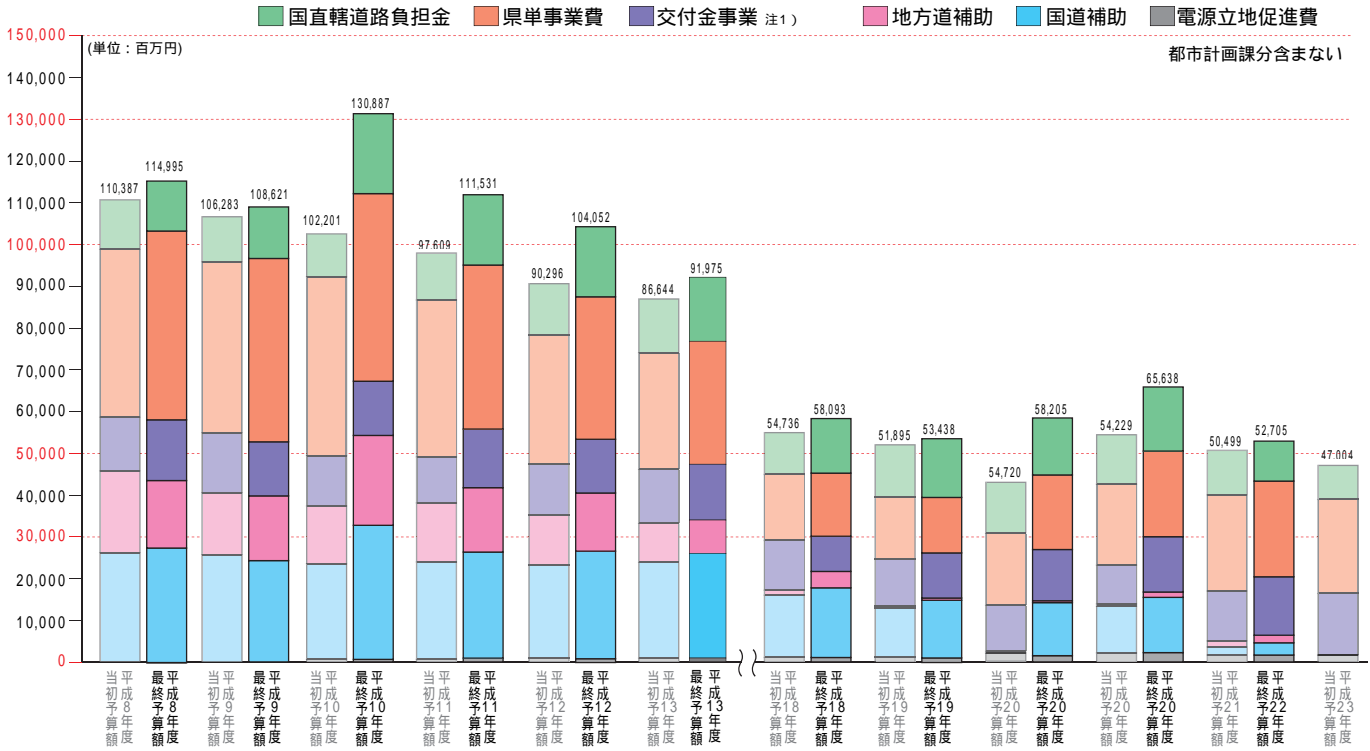


2つ以上の施策に関連する事業は、事業費を重複計上しています。
 上記事業費には、市町村等指導事務費・道路占有復旧費・土木総務費(管理運営費・道路公社運営費)を除いています。

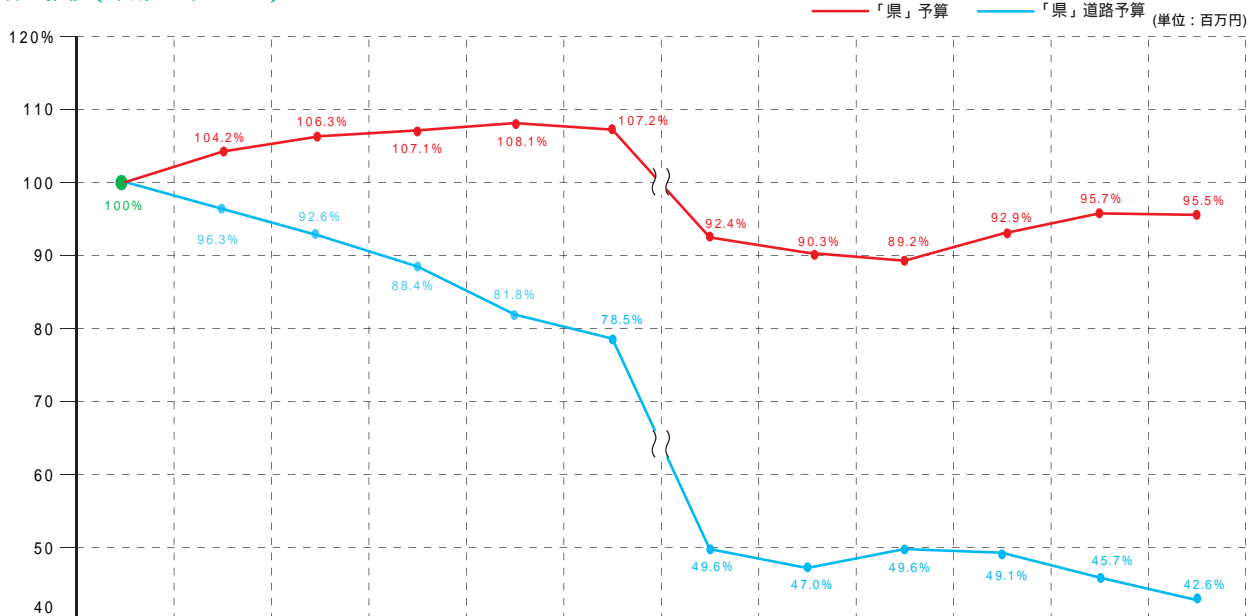


予算の推移

県の道路事業費の推移



当初予算の推移（平成10年=100）



区分		H8	H9	H10	H11	H12	H13	H18	H19	H20	H21	H22	H23
「県」予算	当初予算	942,700	982,400	1,001,757	1,009,817	1,019,420	1,010,167	870,929	851,189	840,719	875,448	902,220	900,034
	対H10伸び率	100.0%	104.2%	106.3%	107.1%	108.1%	107.2%	92.4%	90.3%	89.2%	92.9%	95.7%	95.5%
「県」道路予算	当初予算	110,387	106,283	102,201	97,609	90,296	86,644	54,736	51,895	54,720	54,229	50,499	47,004
	対H10伸び率	100.0%	96.3%	92.6%	88.4%	88.1%	78.5%	49.6%	47.0%	49.6%	49.1%	45.7%	42.6%

上記事業費には、道路管理事務費、道路公社運営費、諸費、台帳整備費、車庫整備費、高速道路関係諸費、機械購入費（補助）、除雪費（補助）補助調査費、市町村等事業指導事務費、土木部高度情報化事業費、道路事業費 公共用地先行取得経費 を含まない。

4 ふくしまの新しい県土づくりプラン

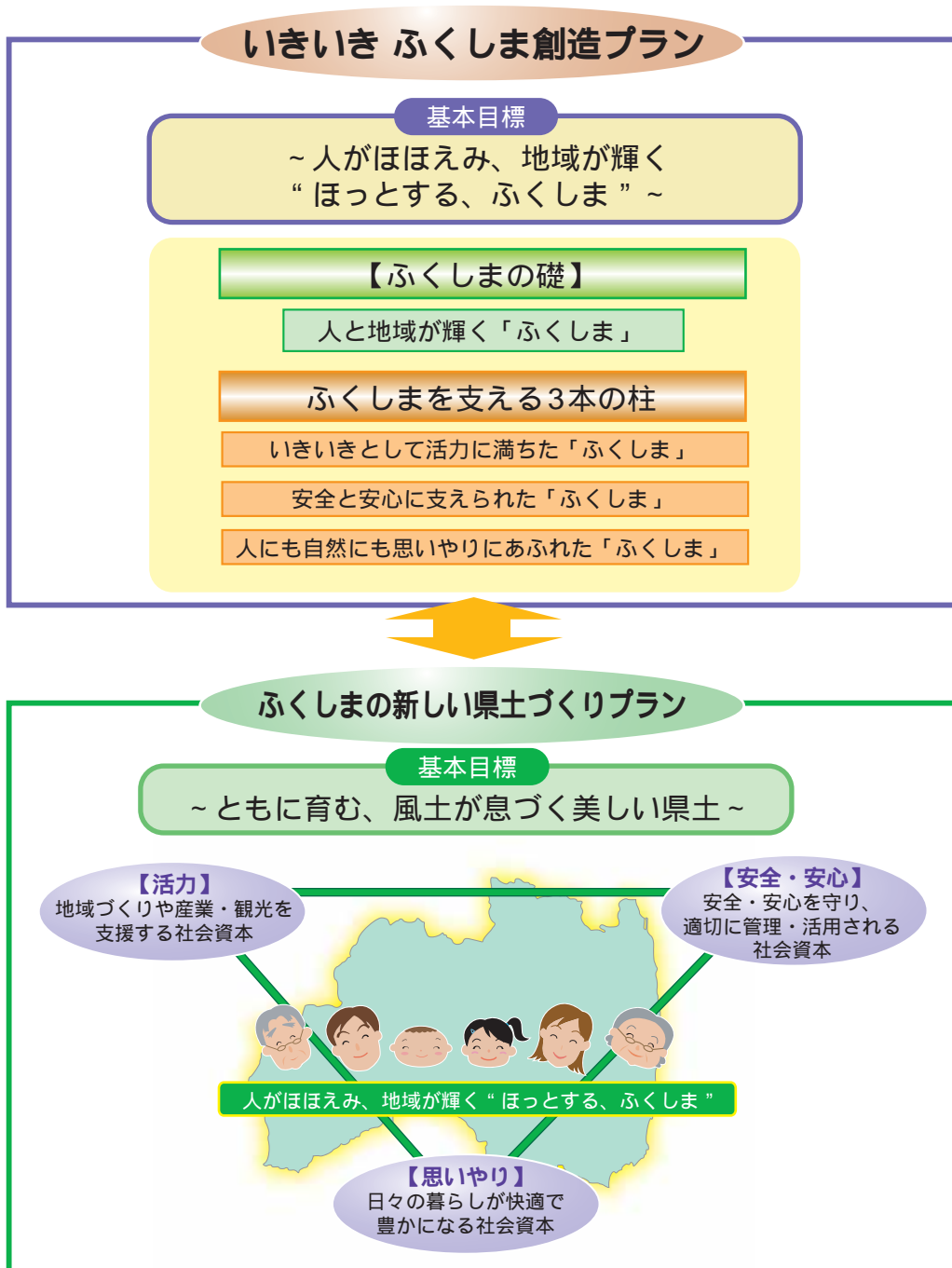
「うつくしま建設プラン21」の見直しの背景と趣旨

福島県では、平成13年に「うつくしま建設プラン21」を策定し、その基本目標に沿って各施策を進めてきました。

子どもたちが親の世代となる30年程度先を展望すると、予想を上回る人口減少や高齢化の急速な進行、これまで整備してきた多くの社会資本が更新時期を迎えるなど、今まで経験したことのない社会環境に直面することや更に厳しい地方財政運営が続くことが予測されます。

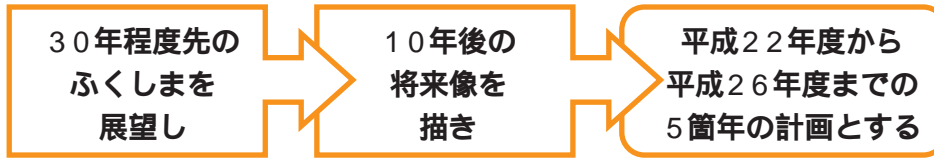
このような中、県民の安全と安心を守り、将来に夢と希望を持つことができる、元気で活力のある豊かなふくしまをつくっていくため、新たに「ふくしまの新しい県土づくりプラン」（平成22年3月策定）を策定しました。

また、本計画は、福島県総合計画「いきいき ふくしま創造プラン」（平成21年12月策定）における社会資本の整備・管理に関する基本方向などを具現化する計画として位置付けています。



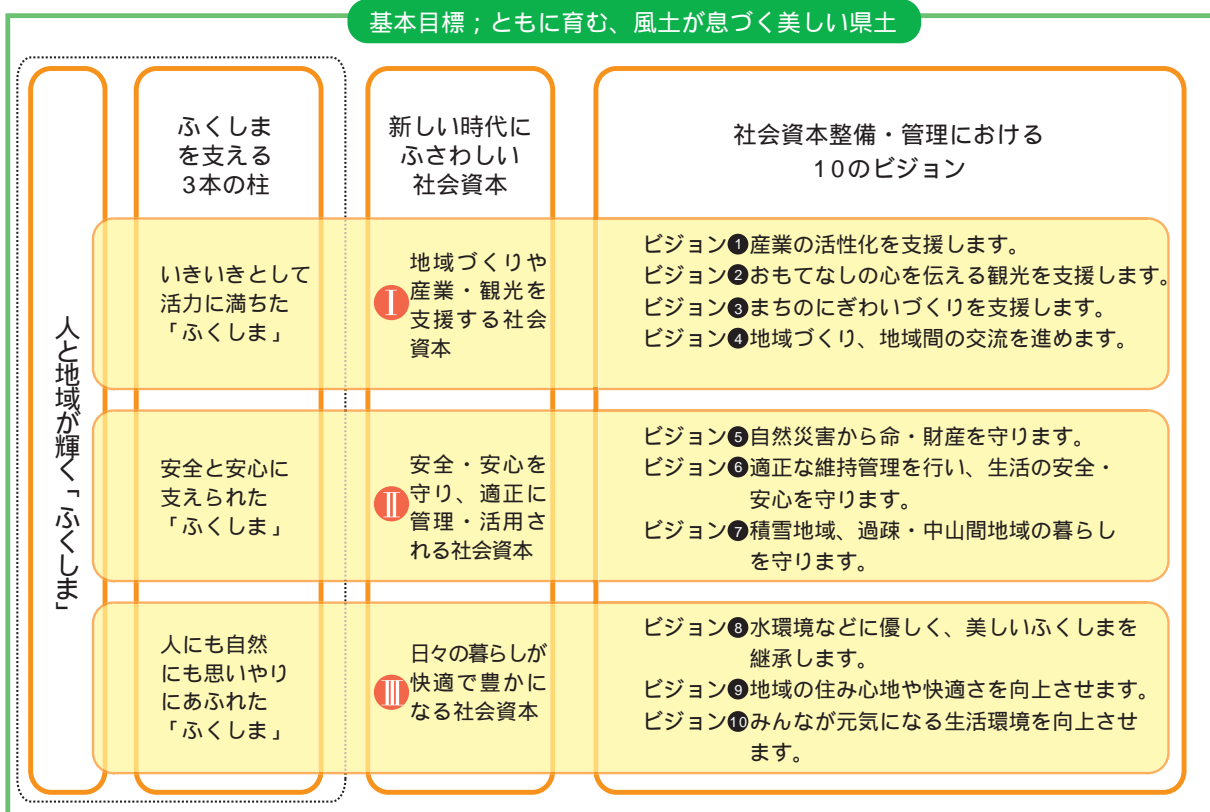


計画の期間と目指す計画の姿



- (1) 社会資本の在り方の指針となる計画
- (2) 人口減少・超高齢社会を反映した計画
- (3) 県民に分かりやすく、県民が夢を抱ける計画

基本目標・新しい時代にふさわしい社会資本の在り方・10のビジョン



具体的な取り組み

施策別の計画

77のアクション（行動）

七つの生活圏ごとの地域別計画

地域の現状・特性
課題
地域ビジョン
行動計画

計画を実行するための仕組みづくりと行動指針

計画の実効性の確保
県民に分かりやすい情報の積極的発信
県民と共に考える仕組みづくり
安全・安心のための体制づくり

質の高い社会資本の提供
人・仕事・技術の原点回帰の徹底
PDCAサイクルのたゆまぬ実践

5 福島道づくりプラン

道路を取り巻く時代認識を十分踏まえ、平成22年12月に本県の道路の整備方向性を示す「福島道づくりプラン」を策定しました。

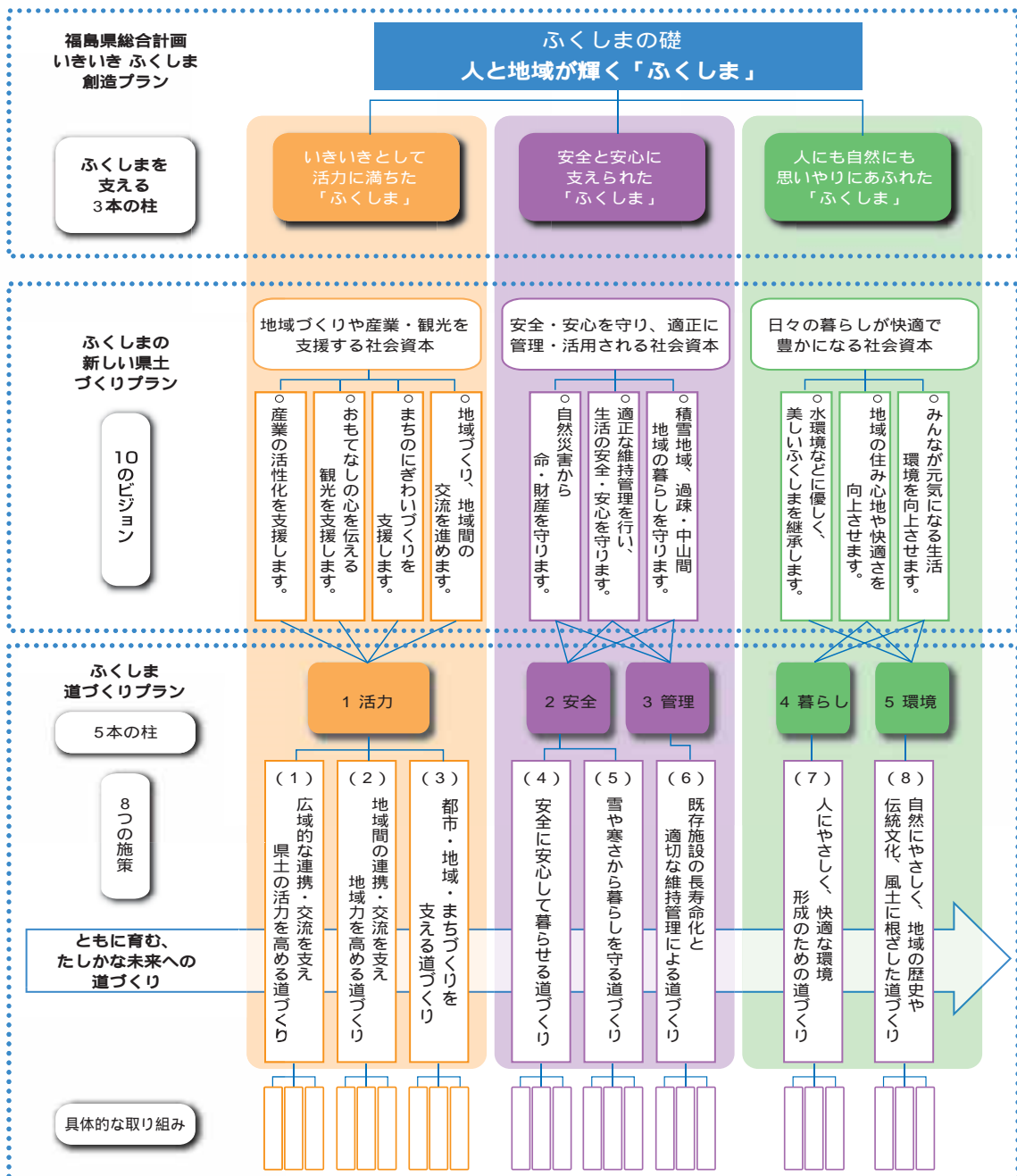
「福島道づくりプラン」は、福島県総合計画「いきいき 福島創造プラン」及び新しい時代にふさわしい社会資本の在り方の指針となる「ふくしまの新しい県土づくりプラン」の基本理念、基本目標を踏まえ策定しました。

「福島道づくりプラン」では、下図のとおり、道づくりに当たっての5本の柱と8つの施策を定め、新しい時代にふさわしい道づくりを目指します。

東日本大震災及び福島第1原子力発電所事故を踏まえつつ、平成22年度に策定した“福島道づくりプラン”「ともに育む、たしかな未来への道づくり」を基本とし「活力」、「安全・安心」、「思いやり」のある福島の復興を目指します。

道路整備の8つの施策と上位計画の関係

福島県の総合計画では、「ふくしまの礎」と「ふくしまを支える3本の柱」により、目指す将来の姿を描いており、本計画はその実現に向けて、上位計画であるふくしまの新しい県土づくりプランを十分に踏まえて、道路に求められる役割や道路の整備効果から、新しい時代にふさわしい道づくりの方向性である「道路整備の8つの施策」を定めました。

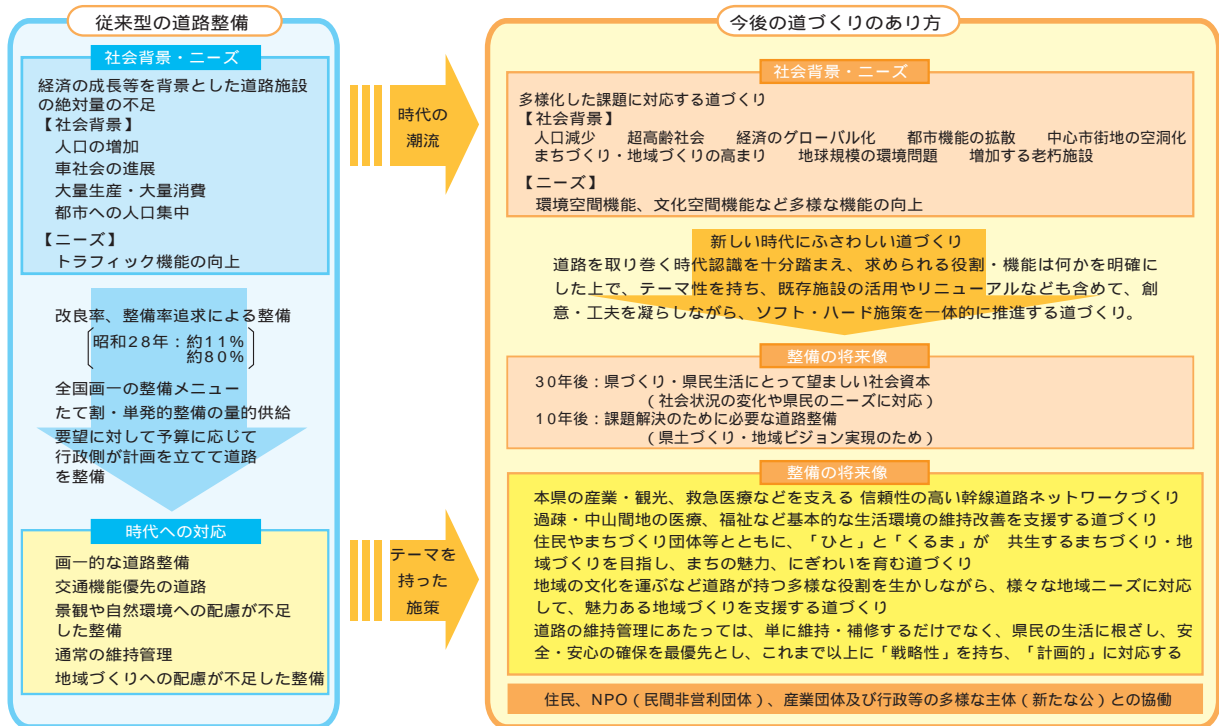




今後の道づくりのあり方

道路は、誰もがいつでも使うことができ、人・物・情報そして文化が自由に行き来し、交通機能と空間機能を有する、産業・経済から日常生活を支える最も基本的で重要な社会基盤です。

近年、社会・経済情勢の変化に対応して道路の果たすべき役割は多様化しており、道路を使う立場に立ち、真に地域が求めている道路交通サービスを提供するため、計画から管理に至る各段階において、国・市町村の道路管理者と相互に連携し、また農道・林道等の部局連携による計画・整備を行うなど、地域住民とともに考え、ともに進める道路行政に関する情報公開やPI^{注1)}活動を推進し、説明責任を果たす必要があります。



注1) PI（パブリックインボルブメント）：行政による計画の策定を市民の参加を積極的に募って行うこと。

今後の道づくりの基本目標

道路を取り巻く時代認識、上位計画などを踏まえ、今後の道づくりを県民、民間団体、市町村、県、国等が力を合わせて取り組むため、本計画の基本目標を次のように掲げます。

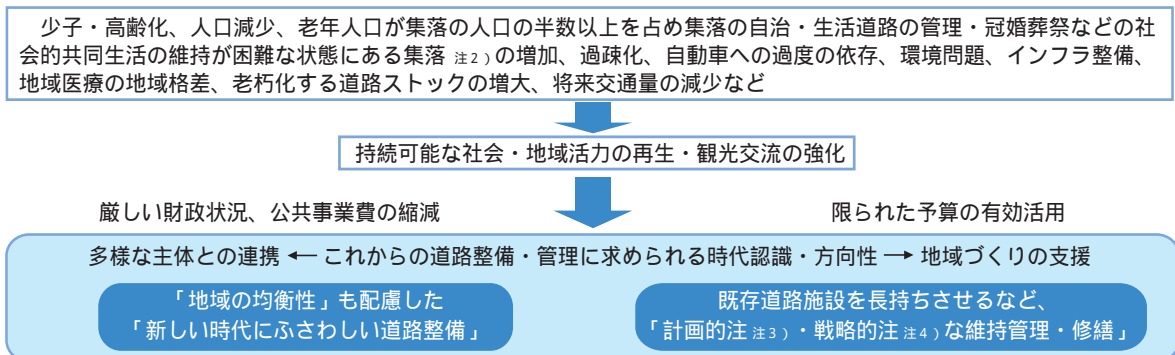
基本目標：『ともに育む、たしかな未来への道づくり』

「ともに育む」は、
 県民の皆様はもとより、市町村、企業、民間団体など、本県で活動するさまざまな主体の連携により、ソフト・ハードが一体となり、最も身近な社会資本である道路を 一緒につくり・管理していくことを示しています。

「たしかな未来への道づくり」は、
 福島県の持続ある発展と安全・安心に暮らせる社会の実現を支える道づくりを、私達が責任を持って道づくりを進めていくという想いを掲げました。

道路整備の方向性

30年後に向けて道路整備・管理をどのように進めていくのかといった時代認識は、以下のとおりです。



注2) 長野大学 大野晃教授は、このような集落を「限界集落」という概念を提唱している。

注3) 「計画的」とは、
 道路補修・除草などの日常の維持補修においては、限られた予算で最大限の効果を得られるよう、綿密な年間計画により適時適切に実施すること。
 橋梁などの道路構造物や舗装の維持補修においては、長期的な維持管理費用の削減と安全性の向上を図るため、定期的な点検・診断を行い、予防保全の考えを取り入れた長寿命化修繕計画により、適時適切に実施すること。

注4) 「戦略的」とは、
 きめ細やかな道路パトロールや日々の手入れにより道路施設を守り育てると共に、施設の点検・診断技術や修繕技術の向上を図ること。
 単に施設を維持・更新するだけでなく、地域の方々の意見を取り入れながら、使いやすさ(用)、丈夫で長持ちすること(強)、美しさ(美)に配慮し、創意・工夫を凝らしながら、質的・機能的な向上を図り、テーマ性を持ってソフト・ハードが一体となり、快適で住いやすい地域づくりを支援すること。

6 道路の施策の基本方針

「ふくしま道づくりプラン」の5本の柱と8つの施策

活 力

- 広域的な連携・交流を支え県土の活力を高める道づくり
- 地域間の連携・交流を支え地域力を高める道づくり
- 都市・地域・まちづくりを支える道づくり

安 全

- 安全に安心して暮らせる道づくり
- 雪や寒さから暮らしを守る道づくり

管 理

- 既存施設の長寿命化と適切な維持管理による道づくり

暮 らし

- 人にやさしく、快適な環境形成のための道づくり

環 境

- 自然にやさしく、地域の歴史や伝統文化、風土に根ざした道づくり

「ふくしま道づくりプラン」の5本の柱と8つの施策

活 力

- 広域的な連携・交流を支え県土の活力を高める道づくり

【主な取り組み】

七つの生活圏相互や県外との交流や連携を支援します。
 縦横6本の連携軸と広域交流を促す幹線道路の整備
 七つの生活圏相互や県外との交流を活性化させるため、県土の骨格となる縦横6本の連携軸を形成する基幹的な道路の整備を推進します。



<平成23年度の事業箇所>

- 浜通り軸 常磐自動車道.....平成23年度(常磐富岡～(仮)相馬間)供用予定
- 北部軸 東北中央自動車道(福島～米沢間)【国施工】
 国道115号 阿武隈東道路・霊山道路【国施工】
 国道115号 相馬南バイパス.....平成23年度供用予定
- 南部軸 国道289号 渡瀬バイパス(鮫川村)... 事業中
 国道289号 南倉沢バイパス(下郷町).....事業中
- 会津軸 会津縦貫道(喜多方～塩川IC間)【国施工】...平成23年度供用予定
 国道121号 湯野上バイパス.....事業中



東北中央道（福島JCT）

高規格幹線道路、地域高規格道路等の整備延長と整備率の現状と目標値

指標	H20	H22現在	目標(H26)	目標(H31)
整備延長(km)	375	388	454	492
整備率(%)	65.3%	67.6%	79.1%	85.7%

6本の連携軸である高速自動車国道、地域高規格道路等の整備計画





【主な取り組み】

隣接する生活圏を相互に連結して交流や連携を支援します。

広域交流を促す幹線道路の整備

生活圏相互や県外との交流や連携の強化を支援するため、縦横6本の連携軸を形成する基幹的な道路を補完し、七つの生活圏や隣接各県を連絡する地域連携道路の着実な整備を推進します。

<平成23年度の事業箇所>

国道114号 小綱木バイパス (川俣町)

国道252号 本名バイパス (金山町)

原町川俣線 八木沢バイパス (南相馬市)

柳津昭和線 琵琶首バイパス (柳津町) 外

七つの生活圏の中心都市間の平均所要時間の現状と目標値

指標	H20	H22現在	目標 (H26)	目標 (H31)
所要時間 (分)	92	90	86	85

国道252号 (本名バイパス・金山町) 整備計画



国道114号 (小綱木バイパス・川俣町) 整備計画



大型車すれ違い困難状況 (国道252号・本名橋)



現道状況 (国道114号・川俣町)

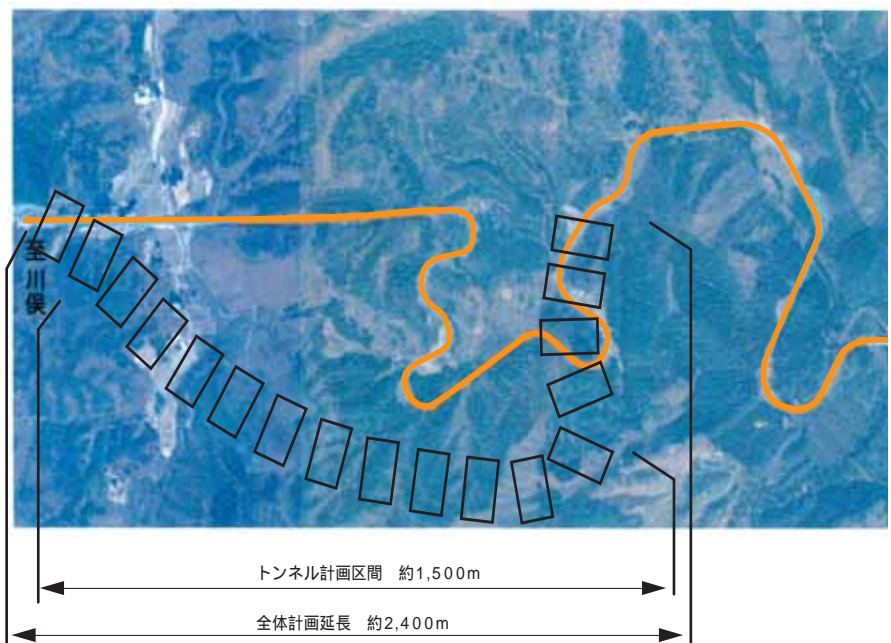


冬季交通支障状況 (原町川俣線)



冬季交通支障状況 (原町川俣線)

主要地方道原町川俣線 (八木沢バイパス南相馬市) 整備計画



【主な取り組み】
産業の振興を支援します。

産業の振興を支援する道路の整備

- ・高速交通体系とのアクセスを改善し、物流拠点や重要港湾などを結ぶ幹線となる路線を国際標準規格である40フィートコンテナ輸送のセミトレーラーや総重量25tの大型車両が自由に通行可能となるようネットワークの強化を進め、物流の効率化や企業立地促進などによる産業の振興を支援します。

<平成23年度の事業箇所>

国道288号 富久山バイパス・三春西バイパス
 いわき石川線 石川バイパス 外



国道288号（富久山バイパス）の整備状況



国道288号（三春西バイパス）



大型車すれ違い困難状況（いわき石川線）

- ・物流の効率化や企業立地促進などによる産業の振興を支援するため、総重量25tの大型車両が自由に通行可能となるよう橋りょうの補強対策を推進します。

棚倉町（国道118号 宮橋）（平成21年度完成）



整備前



整備後（25t 車両対応）

大型トレーラー（総重量25t）が自由に通行できる指定道路の整備延長の現状と目標値

指標	H20	H22現在	目標（H26）	目標（H31）
整備延長（km）	644.6	644.6	748	800



【主な取り組み】

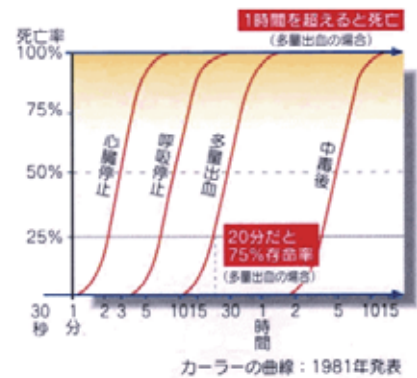
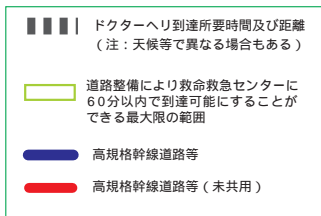
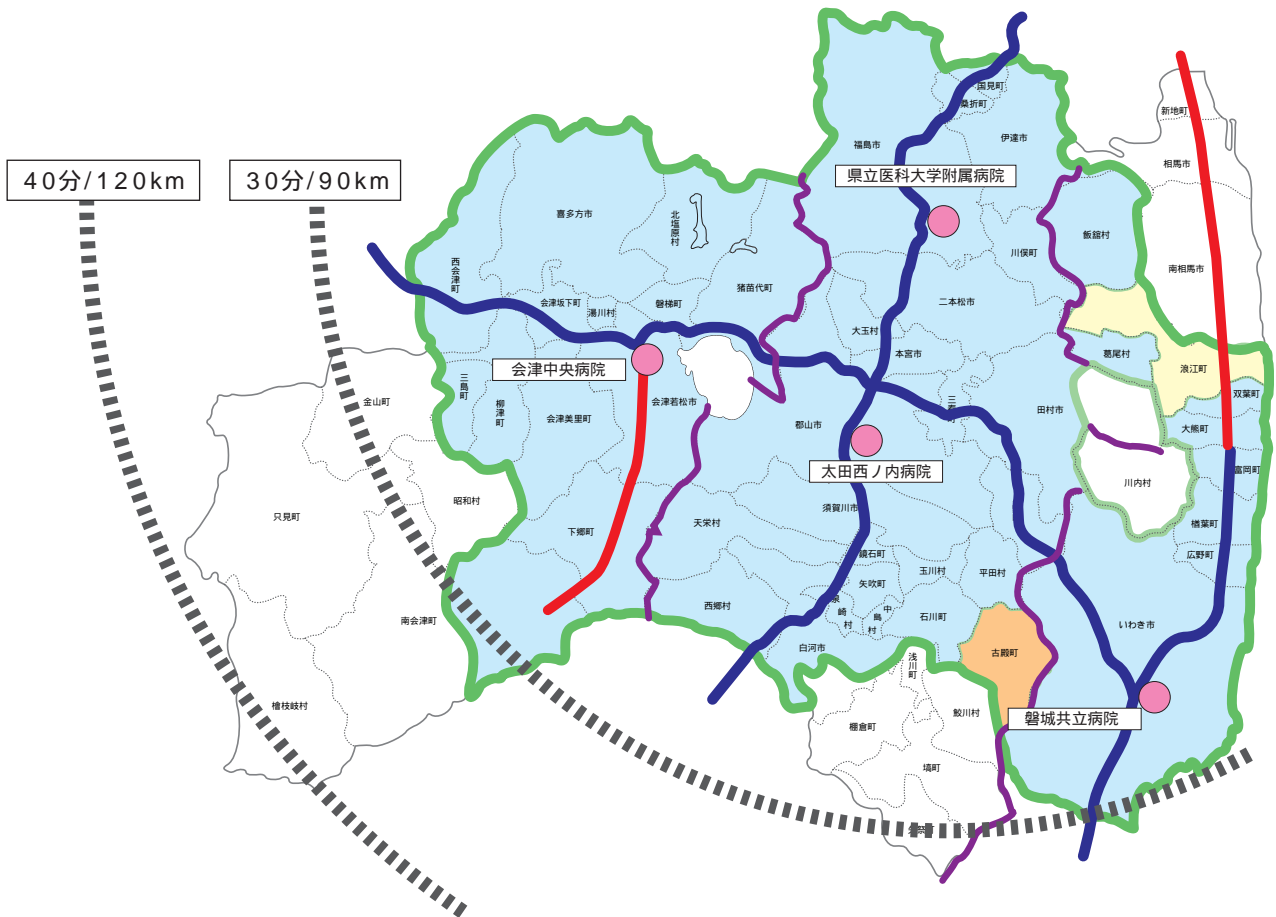
患者搬送時間の短縮を図り、救命率向上を支援します。

救急医療を支援する道路の整備

道路整備により60分以内で到達可能にすることができる最大限の範囲は9,914km²ですが、平成31年度までに実施する道路整備により、所要時間の短縮はほぼ完了します。

残された範囲が救命救急センターへの到達に60分以上要するという問題は、道路整備だけでは解決できないため、第二次救急医療機関の機能向上、無医地区・医療へき地に対する重点支援、ドクターヘリ・ドクターカーによる緊急処置などの対応が求められます。

第二次救急医療機関へのアクセス向上、通院に利用する道路の利便性向上などのほか、部局を横断した取り組みを検討し、地域医療を支援する命を守る道路の整備・管理を進めます。



救急事態における経過時間と死亡率の関係(カーラーの曲線)

注1：救命救急センター
公立大学法人福島県立医科大学附属病院、財団法人太田総合病院附属太田西ノ内病院、財団法人温知会会津中央病院、いわき市立総合磐城共立病院 以上、県内4箇所の第三次救急医療機関

注2：60分の根拠
緊急性の高い外傷患者に対して受傷から1時間以内に手術療法などの根治的治療を行えば救命率が向上するとされています。

注3：算出条件
救命救急センターまでの到達時間は、平成17年度道路交通情勢調査(道路交通センサス)結果から算出しており、今後実施される同調査の結果により再度算出すると、60分以内の到達可能範囲に変動が生じることがあります。

救命救急センターへ60分以内で到達できる範囲、割合の現状と目標値

指標	H20	H22現在	目標(H26)	目標(H31)
面積(km ²)	9,528	9,528	9,751	9,914
割合(%)	96.1%	96.1%	98.4%	100%

「ふくしま道づくりプラン」の5本の柱と8つの施策

活力

地域間の連携・交流を支え地域力を高める道づくり

【主な取り組み】

地域の日常生活を支援します。

生活圏内の道路網の中で、幅員が狭く車両のすれ違いが困難であったり、急カーブの連続や急勾配などの特に通行の支障となっている箇所については、交通量が多い区間、代替のない路線、事故が多い箇所などの緊急性が高い箇所を重点的に整備することにより、通勤や通学、地域医療・福祉など地域生活を支援します。

< 郡山湖南線 >

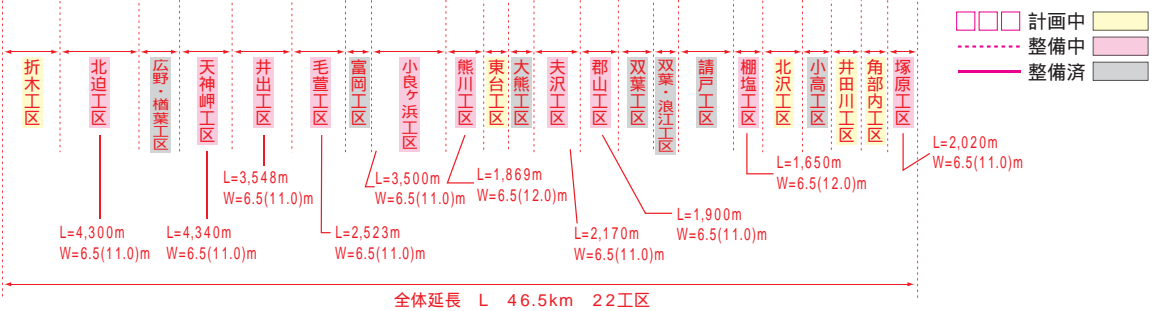
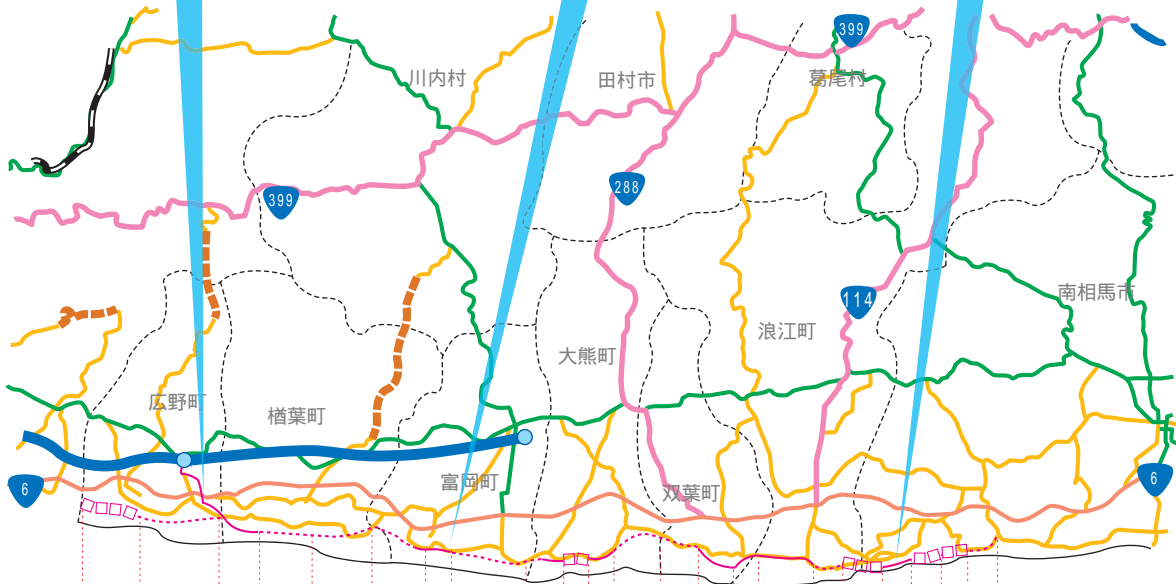


整備前



整備後

< 広野小高線 >





【主な取り組み】

企業立地や良好な市街地の形成を支援し地域づくりを支えます。

物流拠点や重要港湾などを結ぶ重要な路線のネットワークを強化し、物流の効率化や企業立地促進などによる産業の振興を支援します。

整備例:相馬大内線

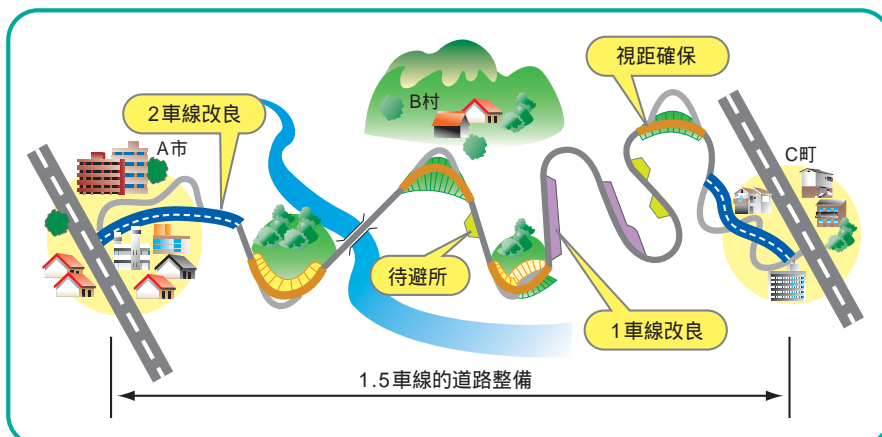


【主な取り組み】

地域特性や交通特性など地域の実情に見合った道路整備により、日常生活を支援します。

整備すべき道路の形状や整備方法を工夫し、地域特性や交通特性など地域の実情にあった道路整備を進めることで、事業効果の早期発現が図られ、日常生活における利便性の向上が期待されます。

整備例



【主な取り組み】

合併市町村の新たなまちづくりの実現を支援します。

- ・速やかな一体化と新たなまちづくりを支援するため、合併市町の中心部と旧町村の中心部を連絡する道路や公共施設等の共同利用を促進させる道路の整備を推進します。

市町村合併支援道路事業とは

目的・趣旨

合併市町の新たなまちづくりの実現に向けて、合併市町内の県管理道路を整備し、合併市町を速やかに一体化することを目的としています。

対象事業

合併市町の中心部と合併関係市町村の中心部を連絡する道路の整備。

合併関係市町村内の公共施設等について、合併市町の住民による共同利用を促進させるのに必要な道路。

事業の実施期間

旧法分：平成28年度までの間に実施

新法分：本宮市は平成29年度までに実施

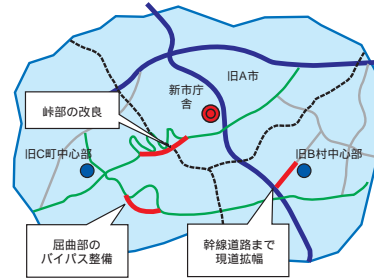
福島市は平成30年度までに実施

<平成23年度の事業箇所>

国道118号 松塚バイパス(須賀川市)

国道352号 中山峠(南会津町)

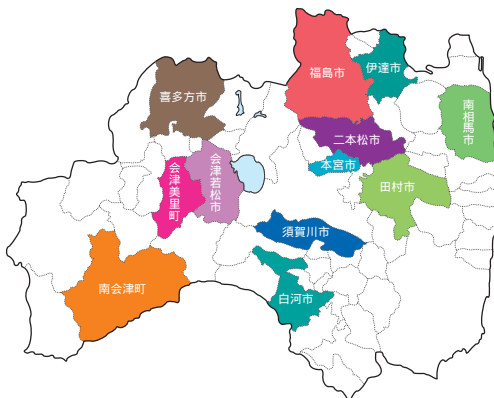
霊山松川線 逢隈橋(福島市) 外



《市町村合併支援道路整備事業》

合併期日	新市町村名	構成市町村
H16.11.1	会津若松市	会津若松市、北会津町
H17.3.1	田村市	滝根町、大越町、都路村、常葉町、船引町
H17.4.1	須賀川市	須賀川市、長沼町、岩瀬村
H17.10.1	会津美里町	会津高田町、会津本郷町、新鶴村
H17.11.1	会津若松市	会津若松市、河東町
H17.11.7	白河市	白河市、表郷村、大信村、東村
H17.12.1	二本松市	二本松市、安達町、岩代町、東和町
H18.1.1	南相馬市	原町市、鹿島町、小高町
H18.1.1	伊達市	伊達町、梁川町、保原町、霊山町、月舘町
H18.1.4	喜多方市	喜多方市、熱塩加納村、塩川町、山都町、高郷村
H18.3.20	南会津町	田島町、館岩村、伊南村、南郷村
H19.1.1	本宮市	本宮町、白沢村
H20.7.1	福島市	福島市、飯野町

(H21.3.31現在)



市町村合併の状況 (H21.3.31現在)

市町村合併支援道路整備事業実施箇所(19路線24箇所)

番号	事務所	路線名	市町村名	地区名	着手年度	完了予定年度	事業内容
1	東北(国)	459号	二本松市	西新殿	H20	H28	現道拡幅
2	東北(-)	二本松川保線	二本松市	油井・上川崎	H20	H22	交差点改良
3	東北(主)	浪江国見線	伊達市	上ノ台	H20	H23	バイパス
4	東北(-)	梁川霊山線	伊達市	薬師前	H20	H28	現道拡幅
5	東北(国)	399号	伊達市	前川原	H20	H26	交差点改良
6	東北(国)	399号	伊達市	箱崎	H20	H26	交差点改良
7	東北(国)	399号	伊達市	上保原	H20	H23	交差点改良
8	東北(国)	349号	伊達市	町頭	H20	H23	歩道工
9	東北(主)	霊山松川線	福島市	逢隈橋	H21	H30	橋梁架替、取付道路
10	東北(主)	本宮三春線	本宮市	高木	H22	H29	線形改良
11	県中(国)	118号	須賀川市	松塚	H19	H28	バイパス
12	県中(主)	船引大越小野線	田村市	今泉	H20	H23	バイパス
13	県中(主)	郡山大越線	田村市	下大越	H20	H24	バイパス
14	県南(国)	294号	白河市	大信増見	H20	H25	現道拡幅
15	県南(主)	白河石川線	白河市	東蕪内	H20	H23	歩道工
16	県南(-)	釜子金山線	白河市	東形見	H20	H22	現道拡幅
17	会津若松(主)	会津若松三島線	会津若松市	阿賀川新橋梁	H20	H28	橋梁架替
18	会津若松(-)	会津高田会津本郷線	会津美里町	橋瓜	H20	H21	防雪柵
19	喜多方(国)	459号	喜多方市	見頃藤沢	H20	H22	現道拡幅
20	喜多方(主)	喜多方西会津線	喜多方市	豊岡	H20	H28	現道拡幅
21	南会津(国)	352号	南会津町	中山峠	H19	H28	現道拡幅
22	相双(-)	浪江鹿島線	南相馬市	上北高平	H20	H28	現道拡幅
23	相双(-)	浪江鹿島線	南相馬市	鶴谷	H20	H26	歩道工
24	相双(-)	浪江鹿島線	南相馬市	江垂	H20	H20	歩道工



霊山松川線 逢隈橋(福島市)



浪江鹿島線(鶴谷工区)



大型車すれ違い困難な状況(国道352号中山峠)



幅員が狭く通行支障の状況(霊山松川線・逢隈橋)



【主な取り組み】

「道の駅」を核とした地域の振興を支援します。

「道の駅」の整備を促進するとともに、市町村や関係機関と連携しながら製品の振興や観光、6次産業化の支援など「道の駅」を核とした地域振興を支援します。

<平成23年度の事業箇所>

国道252号 簡易パーキング(金山町)



道の駅ふるとの 国道349号(古殿町)

道の駅整備

1. 目的

「道の駅」は、道路利用者への安全で快適な道路交通環境の提供および地域の振興に寄与することを目的としています。

2. 機能

「道の駅」は、道路の沿線に駐車場やトイレなどの休憩機能と、道路情報や地域情報の発信機能、また、交流を促進する地域連携機能の3つを併せ持つ施設です。

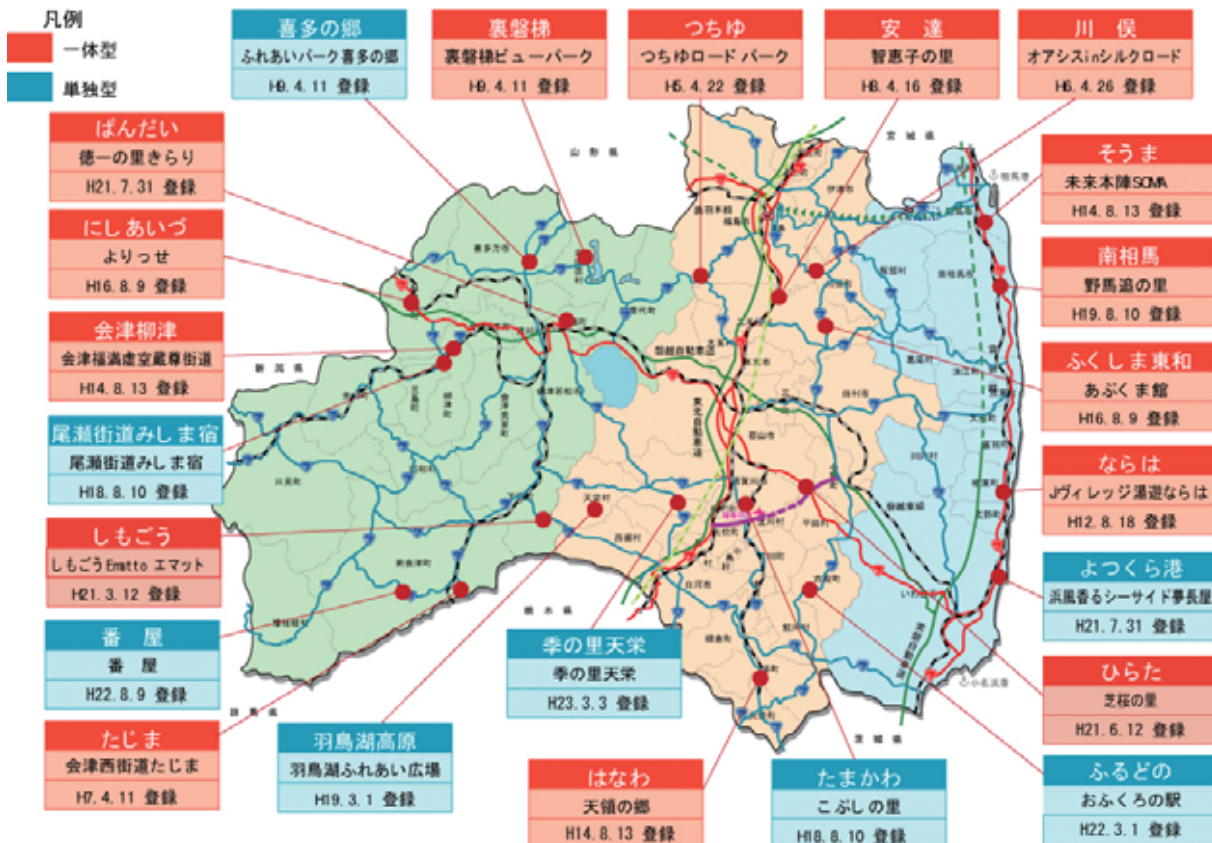
3. 登録・整備概要

平成5年度の登録制度の運用開始以来、これまで23箇所が登録されています。

「道の駅」の整備方法は、一体型道の駅・単独型道の駅の2通りに区分されます。

一体型道の駅は、トイレ・駐車場などの休憩施設を道路管理者が整備し、物販・レストランなどの地域振興施設を市町村が整備するものです。また、単独型道の駅は、休憩施設及び地域振興施設を市町村が単独で整備するものです。

なお、県内には一体型道の駅が15箇所、単独型道の駅が8箇所登録されています。



道の駅登録数の現状と目標値

指標	H20	H22現在	目標(H26)	目標(H31)
登録数(箇所)	16	23	26	28

「ふくしま道づくりプラン」の5本の柱と8つの施策

活力

都市・地域・まちづくりを支える道づくり

【主な取り組み】

交通渋滞の緩和に向けたハード・ソフト対策を進めます。

自動車は、日常生活や産業活動に欠かせない重要な交通手段ですが、都市部を中心とした様々な箇所で渋滞が発生しており、日常生活や産業活動に大きな影響を与えています。

また、近年、自動車保有台数は減少傾向にあるものの、近距離の移動に自動車を使用する等、自動車交通へ過度に依存する傾向が一層高まっており、渋滞の一因となる等新たな課題となっています。

県では、交通渋滞の緩和に向けて、従来のバイパス整備や交差点改良等の交通容量拡大施策以外に、自動車交通が特定の箇所に集中せず適切に分散するような道路ネットワークの構築や、過度に自動車に依存しないためのソフト施策等、総合的な渋滞対策を推進していきます。

国、県、関係市町村、交通管理者、東日本高速道路(株)で構成する「福島県渋滞対策連絡協議会」が策定する渋滞対策プログラムについては、今後策定する予定です。よって、以下に示す渋滞対策箇所は、平成22年度に県管理道路について渋滞状況を調査し設定したものです。

主要な渋滞ポイント位置図

福島地区

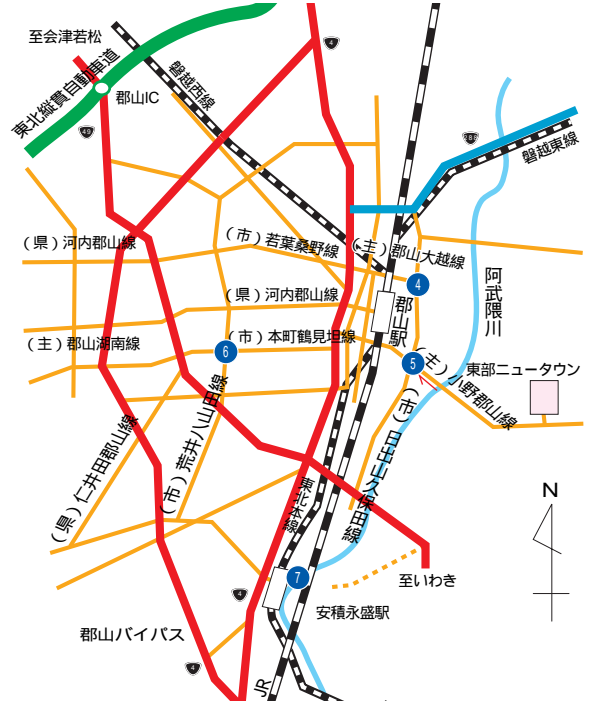


1 あづま陸橋東(本町)

陣場町交差点

3 陣場町

郡山地区



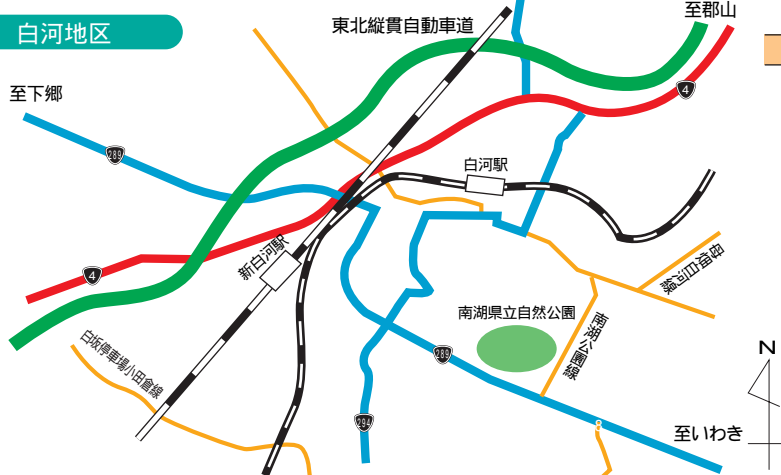
4 向河原町

芳賀交差点

6 豊田町交差点

永盛駅入口

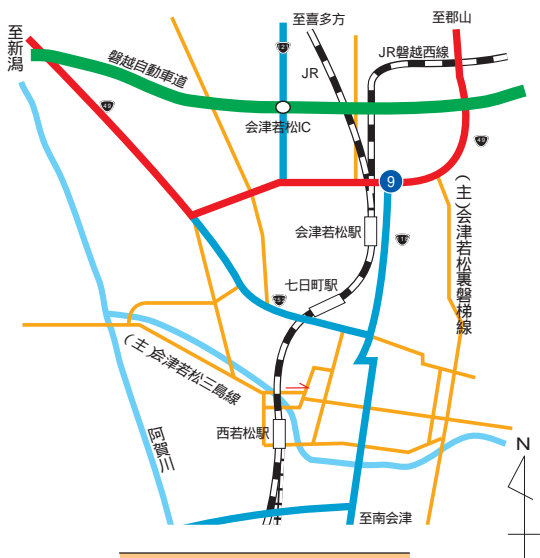
白河地区



8 白河実業高前



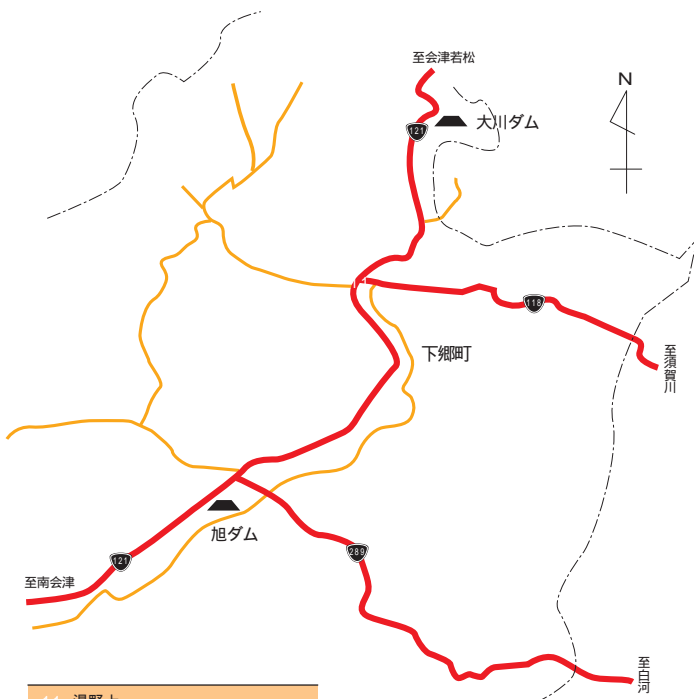
会津地区



9 北柳原



10 五色沼入口



11 湯野上

いわき地区



- 12 正内町
三倉南交差点
- 12 三倉交差点
作町1丁目
- 12 三倉橋南交差点
いわき市役所小名浜支所前
- 14 小名浜消防署前
小名浜第一ホテル前
- 16 常陽銀行前
北目町
- 18 岩崎
大島交差点

「ふくしま道づくりプラン」の5本の柱と8つの施策

安全

安全に安心して暮らせる道づくり

【主な取り組み】

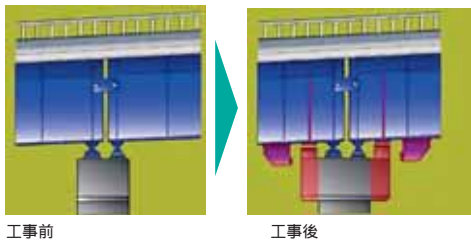
大規模地震時の安全性確保と緊急時の被災者支援活動を支えます。安定した地域住民の生活や経済活動の確保に努めます。

緊急輸送路において、大規模な地震時における橋桁の落下や、橋脚の倒壊等を防ぐため、桁及び下部工（橋台・橋脚）の落下防止、耐震補強等必要な対策を実施します。

<平成23年度の事業箇所>

国道118号 東橋（南会津町）外

落橋防止装置



工事前

工事後

緊急輸送路（1次・2次）における対象橋梁数（15m以上）

要対策橋梁数：255橋

H23.3末現在

種別	要対策橋梁数	H22年度未整備数		H23年度以降残 橋梁数
		橋梁数	率	
国道	190橋	185橋	97.4%	5橋
(うち優先確保ルート)	(64橋)	(64橋)	100%	(0橋)
主要地方道	52橋	51橋	98.1%	1橋
一般県道	13橋	13橋	100%	0橋
合計	255橋	249橋	97.6%	6橋

上記のほか、高速道路、新幹線を跨ぐ橋梁：15橋

国道・県道	橋梁数	整備率
15橋	15橋	100%

国道115号（福島市・方木田跨線橋）橋脚補強工事



施行前

施行後

【主な取り組み】

落石対策を進め道路利用者の安全・安心を確保します。

本県は、山岳地帯を走る道路が多いため崩落等危険箇所が多く、近年の局地的な豪雨等により各地で落石被害が発生しています。このため、H8道路防災総点検に基づき、要対策箇所のうち緊急性の高い箇所から事業着手し、災害や事故の防止を図ります。

国道121号（南会津町長野野地内）
H21.1.23の被災状況



国道121号の通行止めにより、地元の物流業界や地域住民の交通に大きな影響が出ました。

未然に事故を防ぐため

落石防護工施工 国道115号（相馬市山上）



対策前



対策後

平成8年度道路防災総点検（豪雨・豪雪）

道路防災総点検は、豪雨・豪雪等による災害を防止するため、道路法面の安定性等について詳細な点検を行い、さらにその結果を今後の道路防災対策に反映していくためのものである。

点検結果については、点検後の対応対策等を記した「防災カルテ」の作成や点検結果のデータベース化等を図っている。

点検箇所の安定度の評価については、対策が必要とされる（要対策）、防災カルテを作成し対応する、特に新たな対応を必要としないの3段階に評価している。

平成8年度道路防災総点検（豪雨・豪雪）要対策箇所解消状況（箇所数）

点検項目	要対策	平成20年度未完了	平成21年度完了	平成21年度未解消	平成22年度以降残
1.落石崩壊	2,307	621	60	681	1,626
2.岩石崩壊	177	69	6	75	102
3.地すべり	5	0	0	0	5
4.雪崩	79	41	0	41	38
5.土石流	57	0	0	0	57
6.盛土	163	11	0	11	152
7.地吹雪	220	52	0	52	168
8.橋梁基礎の洗堀	80	5	0	5	75
9.擁壁	182	13	0	13	169
10.その他	1	0	0	0	1
合計	3,271	812	66	878	2,393
率		24.8%	2.0%	26.8%	73.2%

（平成22年3月末現在）

緊急輸送路内における要対策箇所解消状況

（箇所数）

管内	緊急輸送路箇所			対策完了数	未対策箇所数	要対策箇所数（全体）		摘要
	1次	2次	完了数			対策完了箇所数	未対策箇所数	
県北	46	13	33	28	18	302	82	220
県中	133	13	120	63	70	452	154	298
県南	54	8	46	7	47	447	115	332
会津若松	30	0	30	8	22	598	96	502
喜多方	8	1	7	3	5	104	75	29
南会津	105	23	82	57	48	427	121	306
相双	114	21	93	64	50	678	144	534
いわき	21	0	21	8	13	263	91	172
合計	511	79	432	238	273	3,271	878	2,393

（平成22年3月末現在）



【主な取り組み】

突発的な災害から県民の生命・財産を守ります。

集中豪雨時に冠水の危険性が高い道路のアンダーパス部において、通報のしやすさと迅速で確実な情報伝達の確保を目的とした名称表示(板)の整備を平成22年度までに実施しました。
平成23年も引き続き、警察、消防等と連携して迅速で確実な情報伝達を確保するとともに、必要に応じ流末の排水施設の改善や検討を行い、突発的な災害から道路利用者の生命や財産を守ります。

【冠水警報装置の整備状況】



(主) 白河羽鳥線「昭和小道ボックス」(白河市)

(主) 福島飯坂線「森合ガード」(福島市)



(主) 福島飯坂線「森合ガード」(福島市)

【主な取り組み】

子どもの笑顔が広がる安全で安心な地域づくりを支援します。

小学校近辺の通学路や橋梁部、積雪時など歩行者の安全な通行に支障をきたしている箇所が依然として残されており、歩道等の整備が求められています。通学児童・高齢者・障がい者を含めた全ての人々が安全で安心できる歩行空間を確保するため、緊急性の高い通学路の歩道整備を重点的に進めるとともに、側溝の蓋掛けや幅広路肩の採用など地域の実情に応じた安全な歩行空間の確保を推進します。

歩道・自歩道の整備の進め方

依然として厳しい道路交通安全を取り巻く状況に鑑み、道路管理者と交通管理者(公安委員会)が協働で作成した「交通安全施設等整備事業実施計画」に基づき、下記の方針により歩道・自転車歩行者道の整備を進めます。

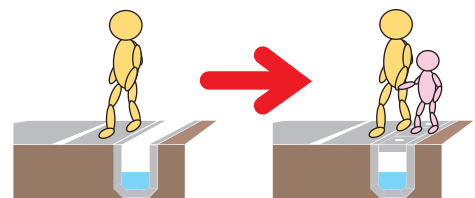
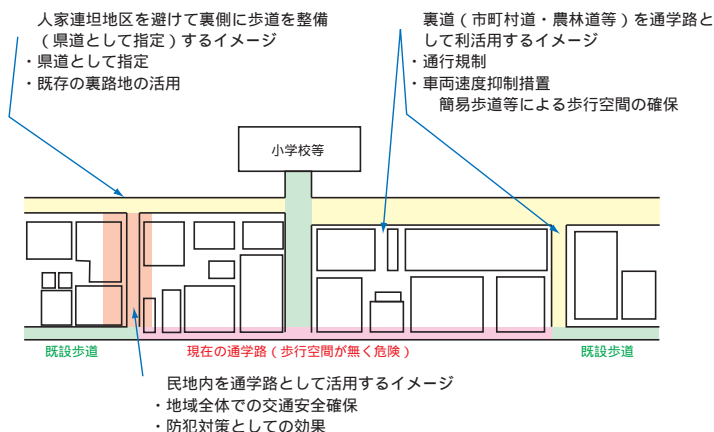
緊急性の高い小学校通学路を中心とした歩道、自転車歩行者道の整備を重点的(a)に進めるとともに、側溝の蓋かけや幅広路肩の採用など、地域の実情に応じたきめ細やかな対策(b)、並びに既成概念にとらわれない歩行空間の確保(c)にも積極的に取り組みます。

- a・地域にとって真に必要な規格・規模を見極める。
- b・地域の実情に応じたきめ細やかな対策の例
 - 2.0m未満の幅員の採用
 - 側溝蓋かけによる歩行空間の確保
 - 幅広路肩の採用による歩行空間の確保
- c・既成概念にとらわれない歩行空間の確保の例
 - 交通量の多い表通りを避けて交通量の少ない通りを通学路として活用することを検討。
 - 道路に平行する道路管理者以外の水路敷等を利用した歩行空間の確保を検討。

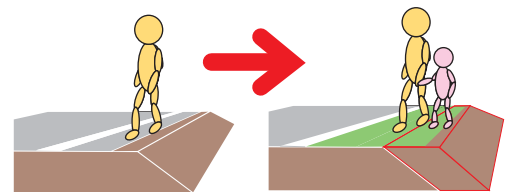


側溝蓋掛けによる歩行空間確保事例
(国道288号)

既成概念にとらわれない歩行空間確保のイメージ図



側溝の蓋掛けによる歩行空間の確保



幅広路肩による歩行空間の確保

<平成23年度の事業箇所>
 国道294号 白坂工区（白河市）外

福島県が管理する道路の整備状況

(H22.4.1現在)

道路種別	実延長 (km)	交安指定道路			通学路		
		指定道路 (km)	整備延長 (km)	整備率 (%)	指定道路 (km)	整備延長 (km)	整備率 (%)
一般国道	1,500.7	996.9	535.7	53.7	190.3	149.1	78.3%
主要地方道	1,815.1	1,259.6	578.9	46.0	302.7	237.4	78.4%
一般県道	2,297.0	1,284.3	482.7	37.6	348.5	207.4	59.5%
合計	5,612.8	3,540.8	1,597.1	45.1	841.5	593.9	70.6%

【整備事例】 須賀川二本松線（二本松市杉田地内）



整備前



整備後

【整備事例】 中野梶町線（福島市飯坂町）



整備前



整備後

【整備事例】 白河石川線（石川町）



整備前



整備後



国道349号【田村市船引町地内】



鹿島日下石線【南相馬市鹿島地内】



熱塩加納会津坂下線【喜多方市熱塩加納町地内】

橋梁部や積雪時など歩道がないため通学児童の安全に支障をきたしている箇所が依然として残っています。

通学路の歩行空間整備延長・整備率の現状と目標値

指標	H20	H21現在	目標(H26)	目標(H31)
整備延長(km)	587	594	660	720
整備率(%)	69.7%	70.6%	78.4%	85.6%



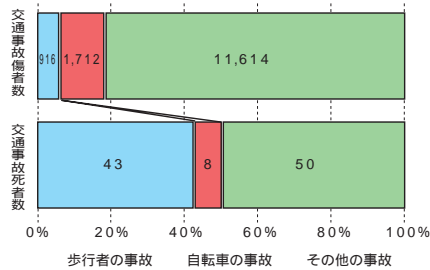
【主な取り組み】

関係機関と連携して交通事故の防止に努めます。

県内の交通事故は、平成21年の発生件数11,287件と東北6県では最も多く発生しており、交通死亡事故の約5割を歩行者・自転車関連事故が占めています。

また、歩行者・自転車が関係する事故が重大事故に発展する危険性が高くなっています。このため公安委員会や地域住民、関係機関と連携し、道路整備（道路改良、交差点カラー化、ドットライン等）、交通規制（信号現示の調整、信号機のLED化等）の両面から交通事故対策を進め、交通事故の防止に努めます。

平成21年交通事故死傷者数の内訳（資料：平成22年版 交通白書）



平成21年東北地方交通事故発生件数

福島県	宮城県	山形県	秋田県	岩手県	青森県
11,287	10,660	7,593	3,710	4,388	6,005

（資料：平成22年版 交通白書）

<平成23年度の事業箇所>

郡山 矢吹線 庚担原（郡山市）外

<事業完了箇所>

原町川俣線（南相馬市）



【あんしん歩行エリア】

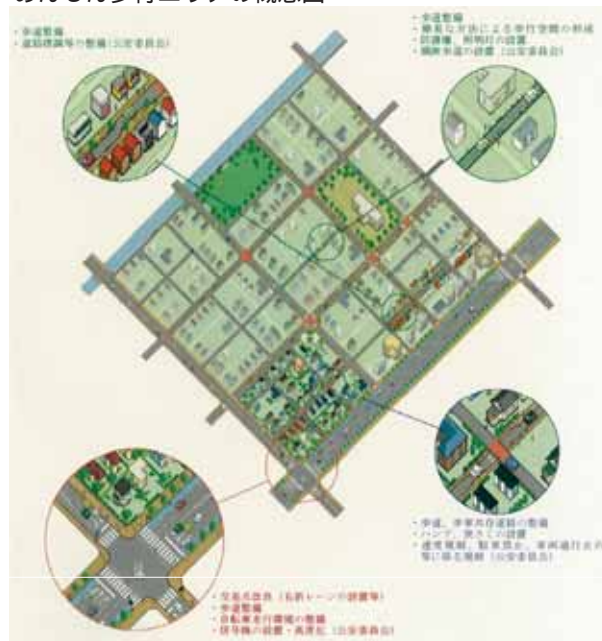
あんしん歩行エリアとは、市街地の中で事故発生の割合が高く歩行者と自転車の安全な通行を確保するため、緊急的に対策を講ずる必要があると指定された地区です。

福島県では、20年度に8地区が指定され、平成24年までにエリア内における歩行者・自転車の死傷事故を約2割抑止することを目標に公安委員会や関係機関、地域住民と連携して交通事故対策を進めています。

あんしん歩行エリア（8地区）

地区名	市町村名	用途地域 指定状況	面積 (km ²)	事故件数 (H16-H18)	
				死傷事故	歩行者 自転車事故
福島中央	福島市	商業系	1.329	545	201
福島南	福島市	住居系	1.444	674	162
郡山駅前	郡山市	商業系	1.460	781	301
郡山開成	郡山市	住居系	1.290	276	115
会津若松中央	会津若松市	商業系	1.180	249	116
原町	南相馬市	住居系、商業系	1.503	234	59
平	いわき市	住居系、商業系	1.836	557	146
植田	いわき市	住居系、商業系	1.054	214	52

あんしん歩行エリアの概念図



対策事例	
道路管理者	公安委員会
<ul style="list-style-type: none"> ・交差点改良 ・交差点カラー化 ・歩道設置 ・自転車歩行車道における自転車の通行位置の明示等 	<ul style="list-style-type: none"> ・定周期式信号機の設置 ・信号機の多現示化、LED化 ・自発光標識(一時停止)の設置 ・横断歩道、自転車横断帯の設置等

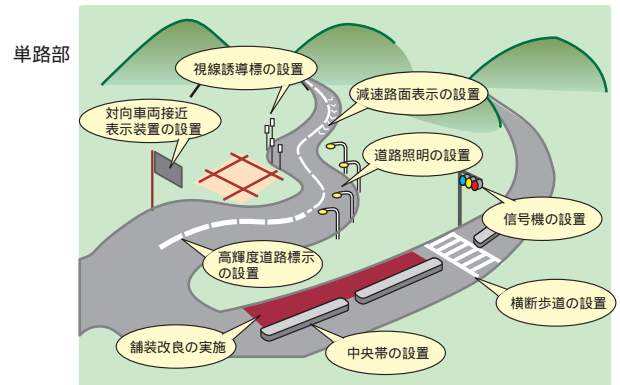
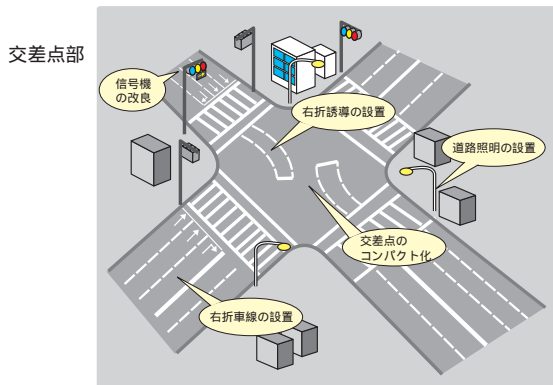
【事故危険箇所】

事故危険箇所とは、死傷事故率が高く、死傷事故が多発している交差点や単路部です。福島県では、20年度に29箇所（うち県管理道路9箇所）が指定され、平成24年までに当該箇所の死傷事故を約3割抑止することを目標に公安委員会や関係機関、地域住民と連携して交通事故対策を進めています。

事故危険箇所（県管理道路9箇所）

路線名	箇所名	事故件数(H15～H18)		対策事例	
		死傷事故	うち死亡事故	道路管理者	公安委員会
(主)郡山矢吹線	郡山市片平町 (庚担原五差路交差点)	11	1	<ul style="list-style-type: none"> ・交差点改良、右折レーン設置 ・交差点カラー化 ・道路照明の設置 ・視線誘導標の設置 ・路面標示による通行誘導等 	<ul style="list-style-type: none"> ・信号機の設置、信号機の歩車分離化 ・信号機の高度改良 ・信号灯器の増灯、LED化 ・停止線、横断歩道、自転車横断帯の位置変更等
(主)会津若松裏磐梯線	会津若松市宝町 (小田橋交差点)	13	1		
(主)会津若松裏磐梯線	会津若松市花春町 ～南千石町	17	1		
(主)会津若松裏磐梯線	会津若松市天神町	23	0		
(主)原町川俣線	南相馬市原町区 (北長野交差点)	9	1		
(主)江名常磐線	いわき市鹿島町 (鹿島駐在所前交差点)	17	1		
(主)いわき上三坂小野線	いわき市山田町屋敷	11	1		
(一)豊間四倉線	いわき市四倉町(東舞子橋 ～四倉東一丁目交差点)	11	1		
(一)赤井停車場線	いわき市市赤井	12	1		

事故危険箇所対策の整備イメージ



「ふくしま道づくりプラン」の5本の柱と8つの施策

安全

雪や寒さから暮らしを守る道づくり

【主な取り組み】

雪に強い道路整備を推進し、雪国の日常生活を守ります。

平成8年度の道路防災総点検や事故履歴等により、雪崩及び地吹雪の危険箇所を解消するため、防雪工事を行い冬期交通の安全性の向上を進めます。

雪崩対策 雪崩予防柵、雪崩防護壁、スノーキーパー など
地吹雪対策 スノーシェルター、防雪柵 など



雪崩を防ぐ道路（雪崩防止柵） 国道121号（熱塩）喜多方市



スリップ事故が多発している箇所や、市街地の歩道に消融雪施設を整備し、通行する車両や歩行者の安全を確保します。

雪崩や地吹雪の恐れのある危険箇所の解消数の現状と目標値

指標	H20	H22現在	目標(H26)	目標(H31)
解消数(箇所)	93	94	99	103
解消率(%)	31%	31%	33%	34%

路面の凍結対策



雪を融かすことができる道路(無散水消雪施設) 国道118号(鳳坂峠)天栄村

【主な取り組み】

道路利用者の方々の情報提供に迅速に対応し冬期の安全を確保します。

路面の凍結対策として下記に該当する箇所を事前に設定し、凍結抑制剤散布車や人力散布により路面の凍結対策を重点的に行っております。

- (ア) 峠部などの縦断勾配の急な坂路
 - (イ) 平面曲線が小さい、または、見通しの悪いカーブで日陰となる箇所
 - (ウ) 橋梁、トンネル、スノーシェッド等の出入口付近 ~ など ~
- また、主要道路の峠部などで特に凍結しやすい箇所や道路利用者の方から寄せられた情報も参考にしながら、凍結抑制剤自動散布機を設置したり、道路利用者の方も利用することが可能な滑り止め用砂を設置しております。

路面の凍結対策



凍結抑制剤散布車の散布状況

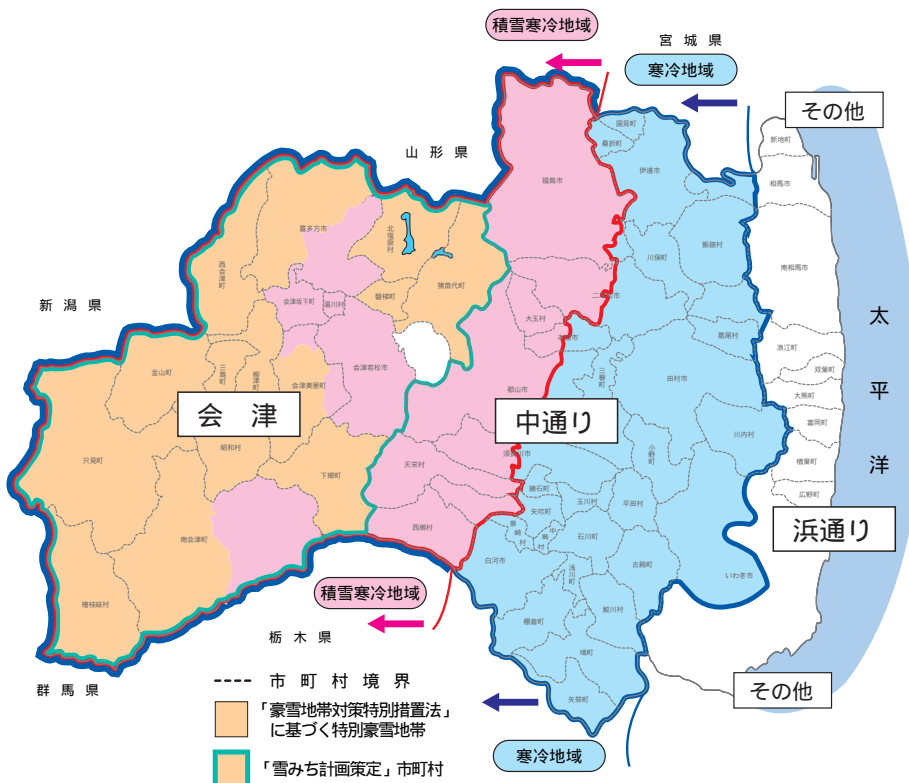
凍結抑制剤自動散布機の散布状況

【主な取り組み】

除雪体制の確保により冬期間の道路交通の安全・安心を支えます。

冬期の円滑な交通を確保し、地域住民の生活や経済活動を支援するため、県管理道路384路線のうち、380路線(約93%)で除雪を行っております。

また、路面の凍結対策として約1,073kmの区間で機械や人力により凍結抑制剤を散布しています。



除雪ドーザによる新雪除雪の状況



ロータリー除雪による拡幅除雪の状況

【主な取り組み】

冬期間の地域の活動や交流を支えます。

「チャレンジふくしま「ゆい（結い）の道」作戦～試験除雪～」

目的

豪雪地帯である会津地方の中山間地域における冬期交通不能区間において、通行止め期間の短縮や解消を図るものです。

事業概要

福島県が管理する道路の384路線（5,612.8km）のうち、冬期交通不能区間は、40路線54箇所（330.5km）で、割合として6%となっております。

このうち、除雪機械の作業幅の確保ができ、雪崩危険箇所の対策が完了し、条件が整った区間の国道401号（博士峠）や国道252号（六十里越）など5路線5箇所（41.6km）において、平成20年度から試験除雪を行っており、通年通行の確保、または、通行止め期間の短縮に努めます。

期待される効果

冬期通行止めにより大幅な迂回を余儀なくされている地域住民にとって、生活の利便性が図られます。

今後の対応

この試験除雪により、道路の積雪状況などのデータを蓄積し、一般除雪への対応を進めます。

また、条件が整った他の箇所においても、試験除雪を順次実施し、冬期交通不能区間の解消や期間の短縮に努めます。



国道401号（博士峠）

試験除雪箇所

（単位：km）

番号	期間	市町村名	種別	路線名	箇所名	延長	通行止め期間		摘要
1	H20～	会津美里町	国道	401号	博士峠	15.7	H20実績	H21.1.16～H21.3.24	-
		昭和村					H21実績	H22.1.12～H22.3.19	49日間短縮
2	H20～	只見町	国道	252号	六十里越	14.4	H20実績	H20.12.8～H21.4.23	-
							H21実績	H21.12.7～H21.4.28	6日遅れ
3	H20～	只見町	県道	小林館の川線	小川	1.2	H20実績	冬期通行止め解消	-
							H21実績	冬期通行止め解消	通年通行
4	H22～	檜枝岐村	国道	352号	七入	4.7	H21実績	H21.11.12～H22.4.9	
5	H22～	福島市	県道	本宮土湯温泉線	野地温泉	5.6	H21実績	H21.12.24～H22.3.31	
合計				5路線	5箇所	41.6			

その他の冬期通行止めの箇所についても、地域住民等からの要望のある重要な路線などで諸条件が整った箇所において、試験除雪を順次実施し、冬期交通不能区間の解消等を図っていきます。

【主な取り組み】

冬期歩行空間の確保で雪国の安全・安心を支えます。

歩道除雪の充実に向けて

住民との協働の理念のもと、住民生活と一体となった歩道除雪を行うため、歩道除雪機械をボランティア等の地域住民へ貸与しております。平成16年度から「うつくしまの道サポート制度」を導入し、現在13団体のボランティアにより歩道除雪を行っており、今後とも積極的な推進に努めてまいります。



ボランティアによる歩道除雪の状況

うつくしまの道サポート制度（平成21年12月現在）

管内名	団体数	路線数	のべ延長（km）
会津若松	5	4	4.8
喜多方	4	5	2.2
南会津	4	1	14.5
合計	13	10	21.5



「ふくしま道づくりプラン」の5本の柱と8つの施策

管理

既存施設の長寿命化と適切な維持管理による道づくり

主な取り組み

計画的な点検と対策を実施し道路施設を長持ちさせます。

県内にも架設後50年を経過した橋梁が約590橋あり、全体の約1割を占めています。20年後にはこれが全体の約6割になる見込みです。今後、維持・補修や架け替えが集中的に発生することが見込まれており、構造物の長寿命化、道路管理の長期的な費用の縮減や平準化などの取り組みが必要です。

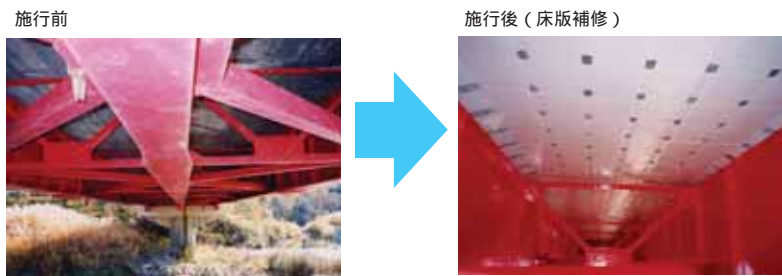
道路長寿命化対策事業

将来にわたり道路を常時良好な状態に保つため、長寿命化を主眼に損傷施設等の修繕や老朽施設等の再生を行い、将来の維持管理費用を低減すると共に安全な道路交通を確保します。

事業の概要

道路施設対策

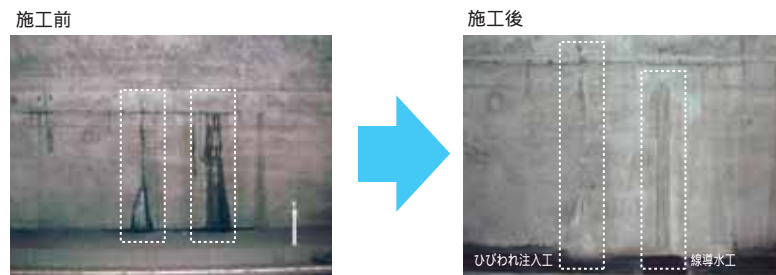
老朽橋の増大対策として、発錆が著しい鋼橋の再塗装、床版の防水層設置、伸縮継手の非排水化など長寿命化のための対策を行います。シェッドにおいて施設の損傷劣化を促進させる雨水等の侵入を遮断するため、防水工（雨仕舞）の修繕を行います。トンネル覆工コンクリートのひび割れや漏水に対し、樹脂注入や導水工などの修繕を行います。



国道118号大平橋（天栄村）



国道252号 本名スノーシェッド（金山町）



国道121号 日中トンネル（喜多方市）



国道352号 小豆温泉スノーシェッド（南会津町）

長寿命化のための対策工事を実施した橋梁数の現状と目標値

指標	H20	H22現在	目標（H26）	目標（H31）
橋梁数（橋）	30	178	336	672

長寿命化のための調査を実施した橋梁数の現状と目標値

指標	H20	H22現在	目標（H26）	目標（H31）
橋梁数（橋）	1,366	4,481	4,552	4,552

- ・老朽化が進む橋りょうの維持管理において、従来の事後的な対応から予防的な修繕を取り入れ、長期的な維持管理費用の縮減や平準化と施設の長寿命化を図るため、橋りょう毎に定期点検を実施し、損傷状況の予測を行い、修繕時期及び対策内容について橋梁の長寿命化修繕計画を作成しております。
- ・平成23年度から、2巡目となる橋梁点検に着手し、継続的に橋梁の状態について把握します。
- ・具体的な補修計画である橋梁の長寿命化修繕計画に基づき緊急輸送路など重要な路線から順次計画的に長寿命化対策を進めます。



橋梁の定期点検実施状況

県管理橋梁数4,481橋

	H21年度末実施状況	H22年度末実施状況
橋梁点検	全橋点検完了	全橋点検完了
長寿命化修繕計画	1,617橋/4,481橋	全橋計画策定完了

戦略性を持ち、計画的な維持管理により安全・安心な道づくりを確保します。

これまで以上に戦略性を持ち、計画的な維持管理に努め、道路利用者の安全・安心の確保を図るとともに快適で住みやすい地域づくりを支援します。

戦略性とは...

単なる原状回復ではなく、テーマ性を持ち、ソフト・ハード一体となり、人と地域とともに、使い勝手や質・機能の向上を図るなど

取り組みの内容

計画的な橋梁の長寿命化を進めます。

景観向上を図るフレッシュアップ作戦など、テーマ性をもって戦略的な維持管理を行います。

きめ細やかな道路パトロールを実施します。

路肩を広げる工夫により、安全を確保します。

地域の方々と市町村、県の三者が協働して、道路の清掃、美化運動を行います。

実施の状況

橋梁の長寿命化対策



計画的な橋梁補修により長寿命化を図る

おもてなしの道づくり(フレッシュアップ作戦)



補修時に地域の意見を聞きながら橋梁の防護欄などを塗り替えて景観の向上を図る

道路パトロール



パトロールで発見した損傷箇所を応急処置

うつくしまの道・サポート事業



地域の方々による清掃活動の状況

【少しの工夫で ほっと 安心! 路肩拡幅モデル事業】



路肩がせまく走りづらい道路



側溝の位置を工夫して路肩を広げた状況



【主な取り組み】

沿道環境を向上して観光地や地域づくりを支援します。

観光地周辺のイメージアップにもつながることから道路を維持・修繕するにあたって、単に壊れた部分を元通りにするばかりでなく、沿道の景観の向上にも配慮しながら工事を行い、景観の保全や地域経済の活性化を支援します。

【おもてなしの道づくり(フレッシュアップ作戦)実施状況】



施工前



施工後

舗装と高欄を補修し機能向上を図るとともに景観の向上を図りました(国道115号 長瀬川橋)

「ふくしま道づくりプラン」の5本の柱と8つの施策

暮らし

人にやさしく、快適な環境形成のための道づくり

【主な取り組み】

歩道の改良を進め全ての人々が安心して通れるようにします。

<平成23年度の事業箇所>
大久保野沢停車場線(西会津町) 外

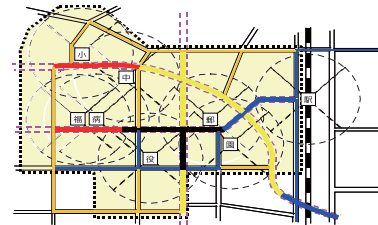
「やさしい道づくり推進協議会」を通じて道路を実際に使う方々から意見を取り入れながら、既存歩道の改良を進めます。

ふくしま公共施設ユニバーサルデザイン指針により、各生活圏の主要な駅と公共施設、病院等結ぶ歩道の改修を進め、高齢者や障がい者を含む全ての人々が安全で快適に通行できる歩道ネットワークを整備します。

やさしい道づくり推進事業整備計画(イメージ図)



やさしい道づくり推進協議会の実施状況(喜多市)



- 整備エリア
- 県管理道路
- 県管理以外の道路
- やさしい道づくり推進事業整備済み区間
- 整備済み区間(やさしい道づくり推進事業以外)
- やさしい道づくり推進事業 計画区間
- やさしい道づくり推進事業 長期対応区間
- 将来計画区間(やさしい道づくり推進事業以外)

【施工事例】小名浜四倉線(いわき市永崎)



整備前

家屋の入口のところの歩道が低く、いわゆる波打ち歩道となっており、通行の快適性が損なわれていました。



整備後

波打ち歩道を解消し、快適に通行できるようにしました。

すべての人が安心して通れるように配慮して整備された歩道延長の現状と目標値

指標	H20	H21現在	目標(H26)	目標(H31)
整備延長(km)	467	498	580	670

【主な取り組み】

自転車が安全に走れる環境の整備を進めます。

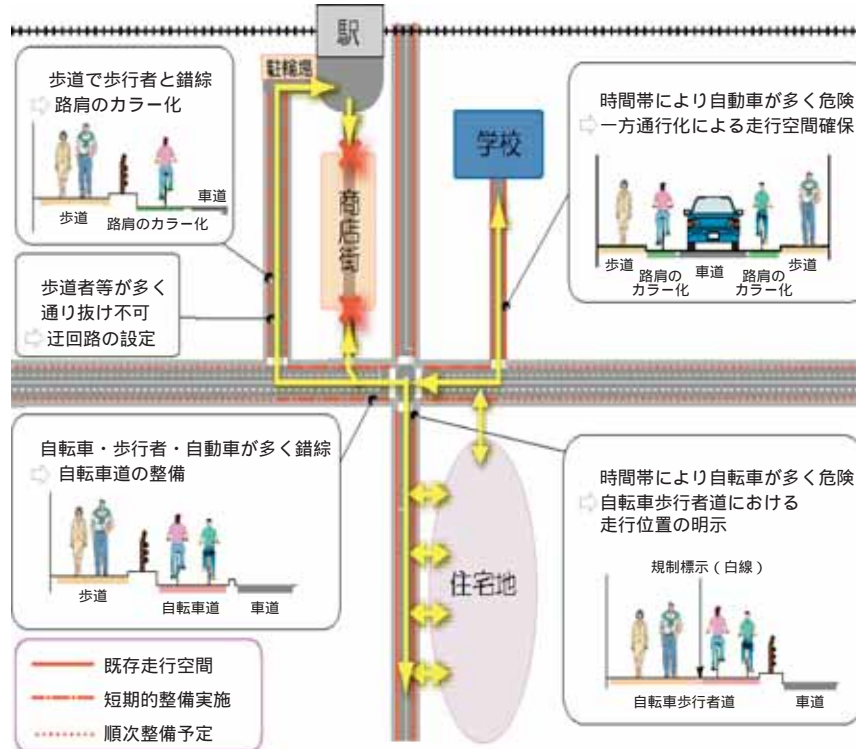
歩行者と自転車を分離する新たな交通安全対策

公安委員会と連携しながら、主要な駅周辺や歩行者と自転車が混在している道路の自転車レーンを整備し、歩行者の安全や自転車利用の促進を図ります。

水原福島線 福島市（福島市 信夫橋付近）



自転車レーン整備



歩道・自転車歩行者道の整備延長の現状と目標値

指標	H20	目標 (H26)	目標 (H31)
整備延長 (km)	1,607	1,710	1,795

「ふくしま道づくりプラン」の5本の柱と8つの施策

環境

自然にやさしく、地域の歴史や伝統文化、風土に根ざした道づくり

【主な取り組み】

無電柱化を進め、安全で快適な通行空間を確保するとともに、まちなみの景観や都市防災機能を向上させます。

平成23年度の事業箇所 喜多方会津坂下線 三丁目工区(喜多方市)外

無電柱化とは、

電線や電柱について、近年さまざまな問題がクローズアップされてきています。例えば、電線が多すぎて景観が悪い。電柱で道幅が狭くなり、歩行者には歩きにくく、自動車が来たときにも危険。地震や台風などの災害で電柱が倒れたり、電線が垂れ下がったりする危険などもあります。

無電柱化は、道路の地下空間を活用して、電力線や通信線などをまとめて収容する電線共同溝の整備による電線類地中化や、表通りから見えないように配線する裏配線により道路から電柱をなくすことなどで、安全で快適な通行空間の確保や都市景観の向上、都市災害の防止等を目的として無電柱化推進事業を推進しています。



【下郷町大内宿】裏配線により歴史的街並みの景観づくりを行った事例



無電柱化 主な目的と効果

安全で快適な通行空間を確保します

歩道が広く使え、ベビーカーや車いすの人にも安全で利用しやすいユニバーサルデザインに配慮した歩行空間が確保されます。



電柱が車いすの通行の妨げになっている歩道（出典：国土交通省）



電柱がなく歩きやすくなった歩道（出典：国土交通省）

美しい景観を創造します。

電柱や電線類を地中化することで、美しい街並みが形成され、都市景観の向上が図れます。



【整備前】



【整備後】

福島市 市道本町・上町線

災害に強いまちづくりに貢献します。

台風や地震などの災害時に、電柱が倒れたり、電線が垂れ下がったりするといった危険がなくなります。倒れた電柱に道をふさがれることがないため、災害時の緊急車両の通行も確保されます。



阪神淡路大震災で倒壊した電柱（出典：国土交通省）



台風で倒壊した電柱（出典：国土交通省）

無電柱化された道路延長の現状と目標値

指標	H20	H21現在	目標（H26）	目標（H31）
整備延長（km）	79.5	82.7	100	120

無電柱化の整備事例（会津若松市 亀賀門田線）

亀賀門田線は、会津若松市の中心を南北に貫く道路です。周辺には官公庁、学校、病院などがあり、都市の骨格道路としての機能を果たしており、無電柱化と歩道無散水消雪などを施工し、雪深い会津の冬期バリアフリーや景観向上に寄与しています。



【整備前】



【整備後】

【主な取り組み】

新技術の導入や自然エネルギーの利用によりCO₂削減に取り組めます。

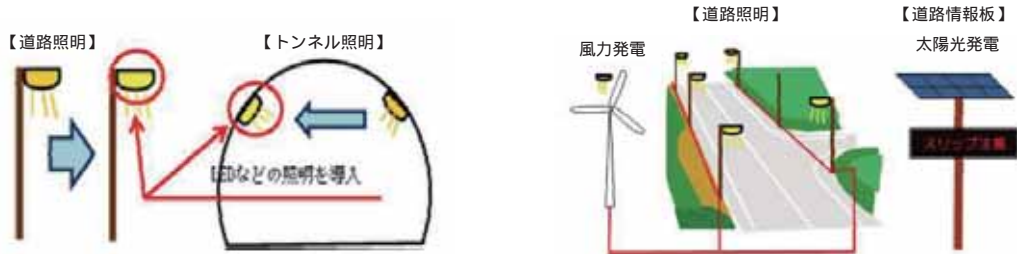
既設道路照明について施設更新の際にLED照明など従来の照明に比べ消費電力の少ない新技術の導入を検討します。

道路の新設に際しても、省電力タイプの機器の設置を検討します。

また、太陽光・風力等の自然エネルギーを電力に変え道路施設の維持管理用電力等への利用を検討します。

【既設道路照明の新技術導入のイメージ図】

電力消費を抑えCO₂の削減を図ります。



既設照明の更新の際、道路照明12灯にLED電球を導入しました。

年間約6tのCO₂削減が図られます。

施行事例 国道289号 錦跨線橋(いわき市)



施工前



施工後

1日当たり使用時間：16時間と想定。

CO₂排出係数：2008年度東北電力(株)実施値を使用(環境省公表資料より)

6tのCO₂ってどれくらい？



樹木の二酸化炭素吸収量は、樹種や林齢などにより異なりますが、例えば50年生のスギ人工林は1ヘクタール約170トンの炭素を貯蔵しているといわれています。

1本当たり1年間に平均して約3.8kg(約14kgのCO₂)を吸収したことになります。

6tのCO₂を吸収するには、およそスギ430本の年間吸収量と同じになります。

(参考資料：林野庁HP、岐阜県収穫予想表)

【主な取り組み】

関係機関と連携し観光地における交通渋滞の緩和に取り組めます。

下郷町大内宿、北塩原村五色沼周辺など、地域の渋滞対策など、地域の渋滞対策協議会と連携して、ハード整備だけでなく、渋滞の分散や渋滞情報の提供などのソフト対策を組み合わせた即効性のある対策を講じて、交通渋滞の緩和に取り組めます。



大内宿(下郷町)周辺



五色沼(北塩原村)周辺



【主な取り組み】

自転車道を活用したまちづくりの支援と自然とふれあう場の提供に努めます。

自転車は、身近で環境にやさしく健康にも良い交通手段として、日常生活のほかアウトドアライフのレクリエーションなどとして多くの方に利用されています。

史蹟・名勝などの観光スポットや豊かな自然環境を満喫できる自転車利用空間を提供します。

地域住民のほか、自転車利用者に積極的な活用を図っていただくよう広報活動を行います。



大川喜多方サイクリングロード（会津若松市）

大川喜多方サイクリングロード(県道：会津若松熱塩温泉自転車道線)

会津地方を南北に流れる大川沿いを走り 会津若松市から旧塩川町や喜多方市を通過して旧熱塩加納村に至る約50kmの自転車道です。現在は会津若松市内の約20kmと喜多方市内の約13kmが開通しています。

周辺は、全国的な観光地となっており、名所、旧跡が数多く、また河川公園なども点在しています。

みちのくサイクリングロード(県道：須賀川二本松自転車道線)

阿武隈川沿いを走り須賀川市から郡山市に至る約30kmの自転車道です。

周辺は豊かな田園風景が広がっています。また沿線の須賀川市には、須賀川牡丹園などの観光スポットがあります。

久慈川サイクリングロード(県道：矢祭棚倉自転車道線)

鮎つりで有名な久慈川沿いを走る自転車道です。

周辺は奥久慈県立自然公園に指定され、豊かな自然が残っており、また沿線の棚倉町、塙町、矢祭町には史跡、名勝が点在しています。

資料編





1 広域道路整備基本計画

広域道路整備基本計画について

策定の目的

多極分散型国土の形成及び活力ある地域づくりを推進するとともに、豊かさやゆとりのある生活大国を実現していくためには、その基盤として、高規格幹線道路網の整備と併せて、地域高規格道路網をはじめこれらと一体的に機能する広域的な幹線道路網の整備が重要な部分を構成しており、その計画的な整備が求められています。

このため、中長期的視点から、地域構造を強化し、各種地域活性化施策等を支援するために必要な広域的な幹線道路網に関する今後の整備計画（「広域道路整備基本計画」）を定めています。

策定年月

平成5年12月に最初の計画を策定し、平成10年6月、一部見直しを行いました。

目標年次

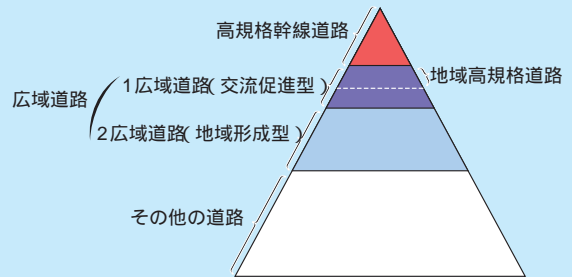
計画策定後概ね30年とします。

広域道路整備の基本方針

地域整備の基本方針

「ふくしま新世紀プラン」における地域整備の目標である「多極ネットワークの形成」を達成し、七つの生活圏の連携を図り、県全体として多様で質の高い機能を集積し、魅力ある県土づくりを進めます。

広域道路の位置付け



道路整備の目標

道路整備の基本的目標

「多極ネットワークの形成」を推進していくための基盤となる道路網の整備を図るためには、以下の道路軸を設定し、地域間を有機的に結ぶネットワークの形成を図ります。

縦軸と横軸による格子状ネットワーク

『阿武隈地域総合開発事業』・『21世紀FIT構想』を支援する阿武隈軸・FIT軸

奥会津地方の拠点観光・過疎振興を図る奥会津軸。

これにより、

- ・ 県内各地域から高速交通体系への1時間圏域の拡大。
 - ・ 主要都市間の90分以内での連結。
 - ・ 県外の他地域への広域的な交流の促進。
- を目指します。

広域道路選定の基本的考え方

『ふくしま新世紀プラン』をはじめとし、『新地方生活圏計画』

選定の基準

広域的な活動強化。

隣接する生活圏の連絡強化。

大規模プロジェクトの支援。

広域的な観光ネットワークの形成。

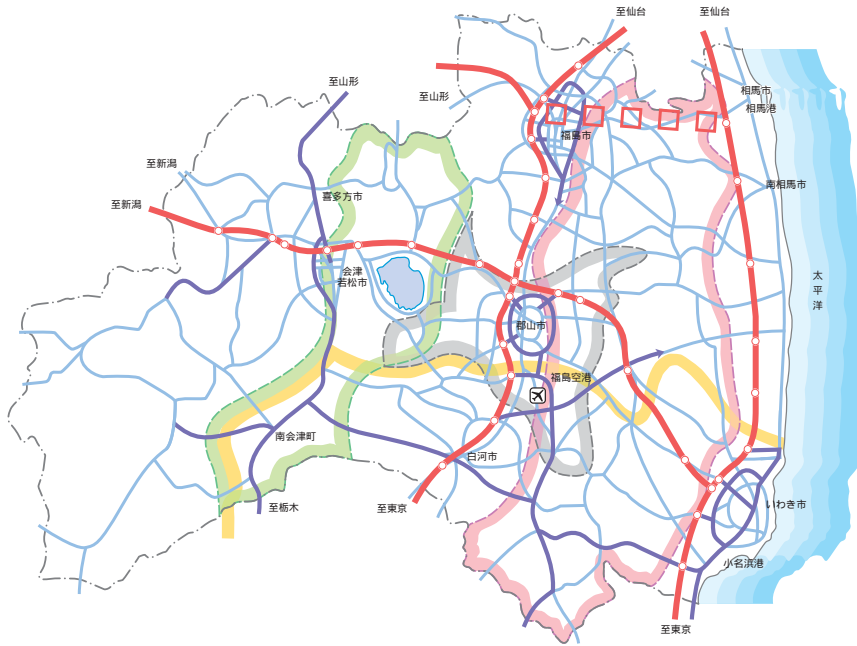
七つの生活圏中心都市と周辺市町村及び周辺市町村間の連絡強化。

高速ICへのアクセス強化。

都市内の円滑な道路交通の確保。

計画は、地域の社会、経済、土地利用の進展等に即して弾力的に見直されるべきものであることから、地域の実状により、必要に応じて見直しを行います。

福島県広域道路網マスタープラン

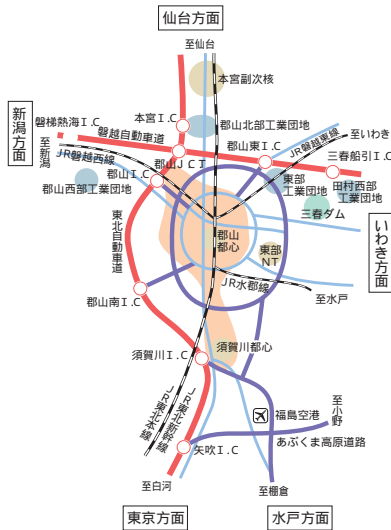


路線表示区分	凡例	備考
高規格幹線道路	赤線	上野原及び東磐城計画区画(重要中核区画含む)
広域道路(交通促進型)	青線	基本計画及び予定路線区画
広域道路(地域形成型)	黄線	本県のトラック機能確保のため、整備の目標として特に構造上の強化を図らうとする道路
	青線	沿道からのアクセス性に配慮した道路

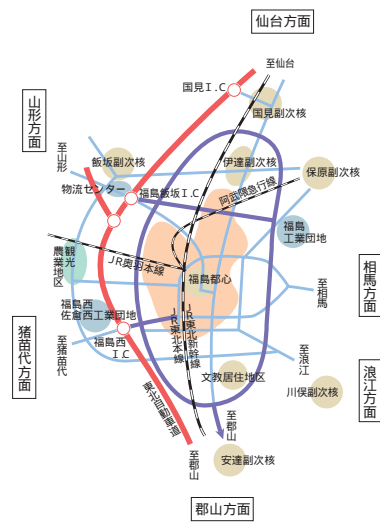
凡例(プロジェクト)

- 阿武隈地域総合開発事業 ■
- 郡山地域高度技術産業集積活性化計画 ■
- 会津フレッシュリゾート構想 ■
- 21世紀FIT構想 ■

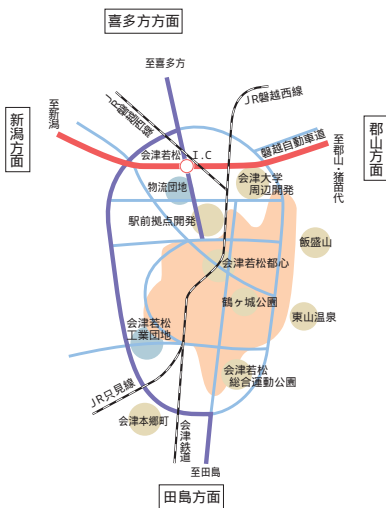
郡山都市圏拡大図



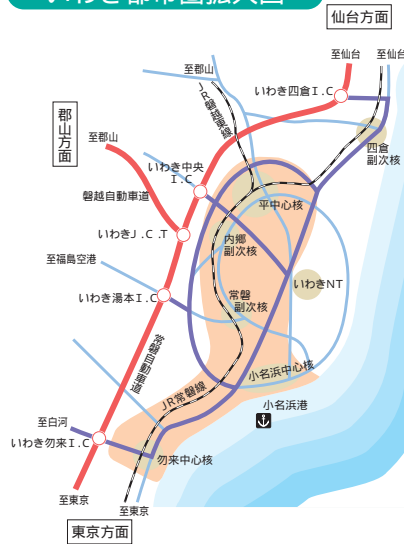
福島都市圏拡大図



会津若松都市圏拡大図



いわき都市圏拡大図



これは今後の道路整備のマスタープランであり、具体的な路線のルート、位置等を規定するものではありません。



広域道路は、次の2つから構成されます。

1. 広域道路(交流促進型)

本線のトラフィック機能確保のため、整備の目標として特に構造上の強化を図ろうとする道路。

(例えば、自動車専用道路や交通の円滑性確保のため交差点を立体化する道路など)

さらに、交流促進型区間は、構造規格により以下の3タイプに区分されます。

Aタイプ：自動車専用道路

Bタイプ：自動車専用道路に準じた規格の高い道路

広域道路(交流促進型)
Aタイプイメージ図



Bタイプイメージ図



B'タイプイメージ図



B'タイプ：平地山地部等で交差道路が少ないため、特に立体交差を行わなくても平面交差点間隔(分合流のみを除く)が1km以上となるタイプ。

ただし設計速度は80km/hまたは60km/hを確保するものに限る。

(現況がアクセスの少ない道路であっても、将来沿道開発が可能な区間は立体交差等考慮しなければならず、このタイプには該当しない)

広域道路(交流促進型)の基本的考え方

(広域道路として選定した路線のうち、特に、アクセスコントロールを行い速達性を高める以下の道路を広域道路(交流促進型)とする。)

- 1 高規格幹線道路を補完する道路
- 2 都市圏における規格の高い環状ネットワークを形成する道路
- 3 都市圏における都心と高速ICを直結する道路
- 4 地域開発の核となる区域と高速ICを直結する道路

・車線数は原則として4車線以上

・連続した中央分離帯の設置、交差点の立体化、アクセス交通を処理するための副道の設置等により、一定のアクセスコントロールを行うもの。

・やむを得ず平面交差点(分合流のみを除く)を設ける場合でも、交差点の間隔は1km以上を基本とし、これにより難しい場合でも、周辺道路網や土地利用状況等地域の実情に応じ、本線のトラフィック機能が確保できる間隔を保つもの。

Cタイプ：

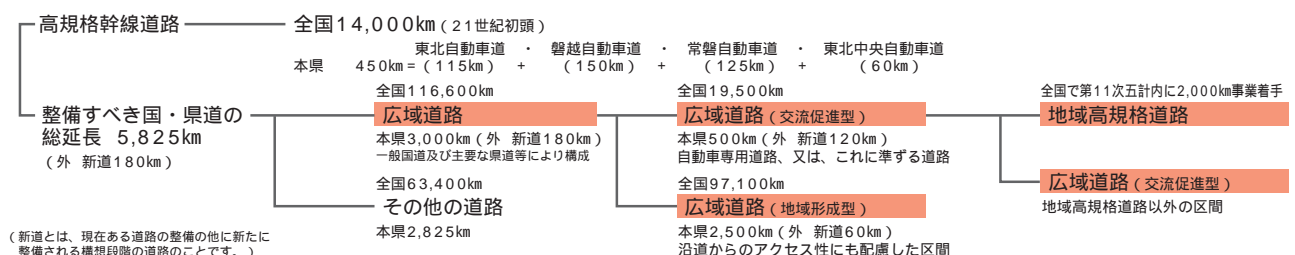
2. 広域道路(地域形成型)

沿道からのアクセス性にも配慮した上記1以外の道路

広域道路(地域形成型)
Cタイプイメージ図



ひとくちメモ 福島県の将来の道路の姿



2 高速道路

高規格幹線道路とは

高速道路の計画

高速自動車国道11,520kmは、一般国道の自動車専用道路2,480kmと連携し、全長14,000kmの高規格幹線道路網を形成するもので、21世紀初頭の完成目標のもと、整備が進められています。

高規格幹線道路網は、首都圏など大都市だけに人口や経済力が集中するのではなく、全国各地域がバランスよく発展していくために必要で大切な社会資本として、昭和62年に閣議決定された第四次全国総合開発計画（四全総）に基づき計画が決定されたものです。これが完成すると、全国の地方生活圏から概ね1時間以内で高速交通ネットワークを利用できるようになります。

県内の高速自動車国道の整備状況

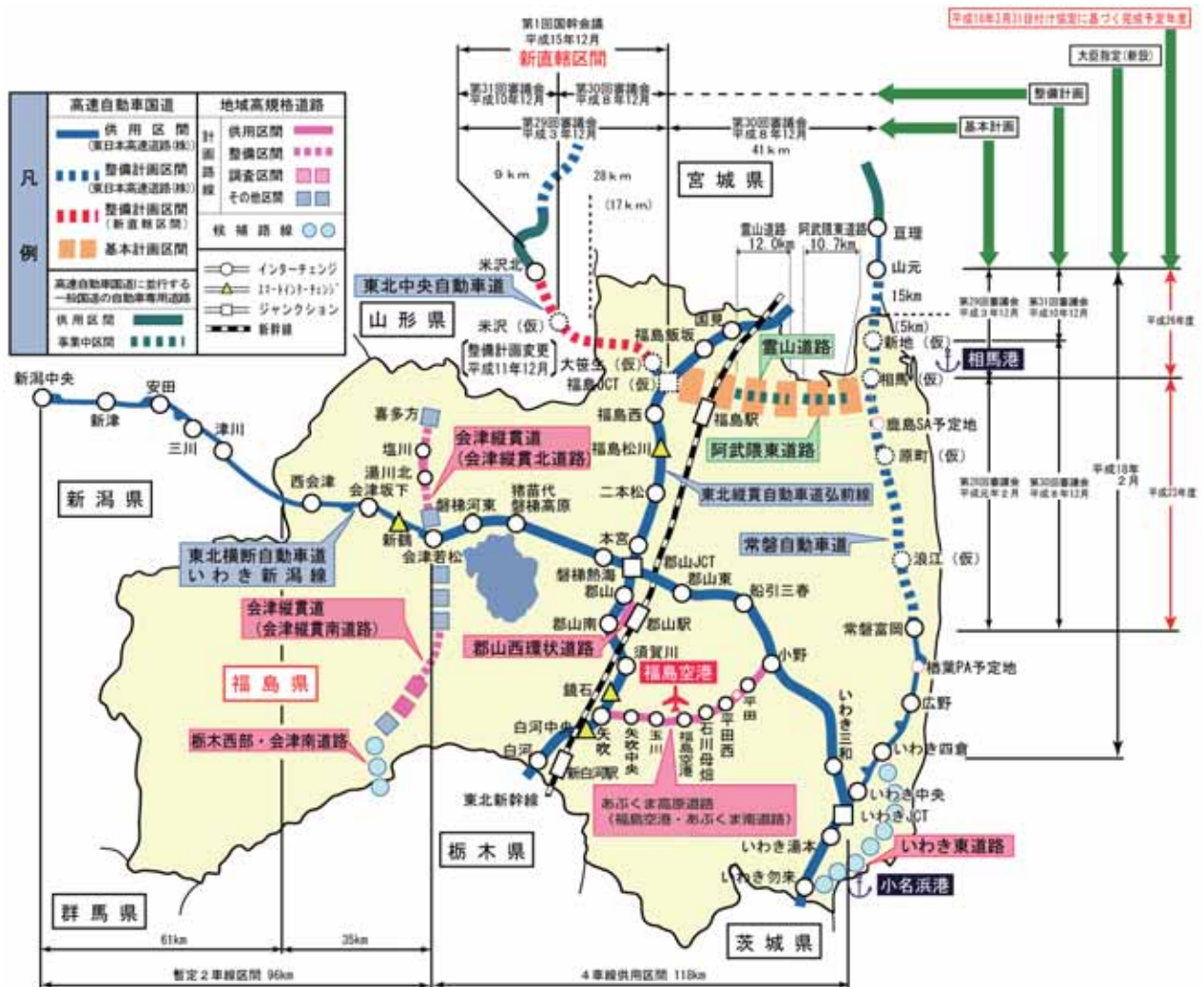
平成23年3月末

	県内 計画 延長	内 訳			供用率 (%)
		基本 計画	整備 計画	現供用 延長	
東北縦貫 自動車道	116	116	116	116	100
東北横断 自動車道	152	152	152	152	100
常 磐 自動車道	128	128	128	67	52
東北中央 自動車道	58 (23)		17	0	0
計	454	454	413	335	74

()内は高速自動車国道に並行する一般国道の自動車専用道路(A')で内数

県内の高速自動車国道

福島県内高速自動車国道及び地域高規格道路整備状況



高速自動車国道に並行する一般国道の自動車専用道路:A'
 ・渋滞解消や防災対策など国道が有する課題に緊急に対応する観点から、一般国道のバイパスを高速自動車国道との二重投資を避けるために自動車専用道路として整備し、高速自動車国道の機能を当面代替することが可能な路線。



高速道路建設の手順

計画決定まで

予定路線

国土開発幹線自動車道建設法（第3条）

国土開発幹線自動車道建設会議

会長は委員の互選により選出
衆議院議員（6人）、参議院議員（4人）、学識経験者（10人以内）

決定すること

- (1)建設線の区間 (4)設計速度
- (2)建設線の主たる経過地 (5)道路等との主たる連結地
- (3)標準車線数 (6)建設主体

基本計画の決定

国土開発幹線自動車道建設法（第5条）

（国土交通大臣）

環境影響評価

環境影響評価法

国土開発幹線自動車道建設会議

決定すること

- (1)経過する市町村名 (4)連結位置及び連結予定施設
- (2)車線数 (5)工事に要する費用の概算額
- (3)設計速度 (6)その他必要な事項

整備計画の決定にあたっては、あらかじめ関係都道府県等の意見を聴取。

整備計画の決定

（国土交通大臣）

新直轄方式による整備

高速自動車国道法（第6条）

高速道路株式会社による整備

道路整備特別措置法（第3条）

高速道路株式会社による整備手順

協定

会社と機構が協定を締結。（機構法第13条及び会社法第6条）

国土交通大臣による許認可

機構が作成する業務実施計画の国土交通大臣による認可
（機構法第13条及び会社法第6条）
会社に対する国土交通大臣による事業許可。
（機構法第13条及び会社法第6条）

（平成18年3月31日）

路線発表 事業概要説明

事業の概要説明を行う。

中心杭設置

測量を行い中心杭を現地に設置する。

設計協議

高速道路の構造のうち、地元の利害関係の大きい横断する道路や水路の構造、流末処置、付け替え道路や側道などについて管理者や地元と協議を行う。

幅杭設置

設計協議が終わると用地境界に杭を設置して用地測量を行う。

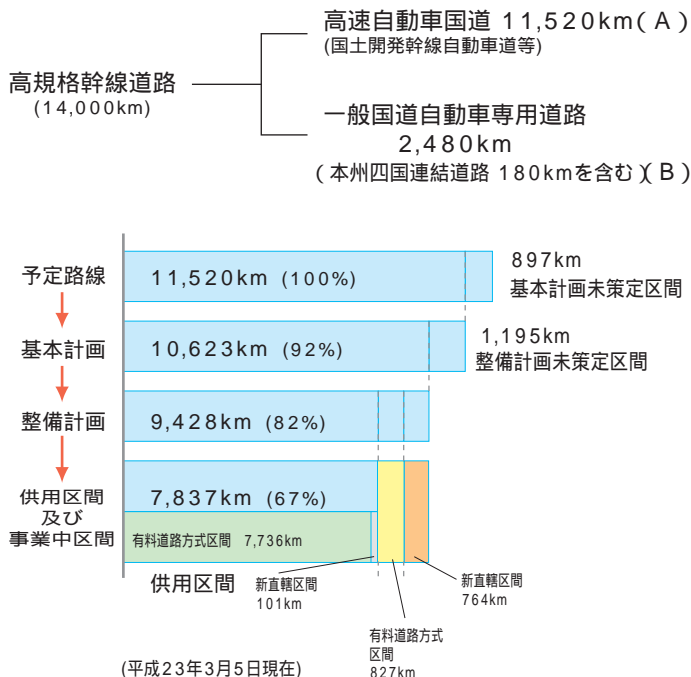
用地買収

工事

完成・供用

機構法...独立行政法人日本高速道路
保有・債務返済機構法
会社法...高速道路株式会社法
特措法...道路整備特別措置法

全国の高規格幹線道路の現状



本県周辺の高規格幹線道路



常磐自動車道（設計速度100km/h）県内延長L=128km

	日立北	いわき中央	いわき四倉	広野	常磐富岡	浪江	原町	相馬	新地	山元	亘理
基本計画	日立北～いわき中央	いわき中央～いわき四倉	いわき四倉～常磐富岡	常磐富岡～相馬	相馬～新地	新地～山元	山元～亘理				
整備計画	S46.6.8	S46.6.8	H1.2.27	H1.2.27	H3.1.2.20		H8.1.2.27		H10.12.25	H8.12.27	
施行命令	S48.10.19	H1.1.31	H3.12.3	H10.4.8	H10.12.25	-		H10.4.8			
施行主体	日本道路公団				東日本高速道路(株)						
車線数	4車線		暫定2車線								
延長	51km(24km)	13km	14km	16km	47km	9km	15km(5km)	12km			
供用(予定)年度	S62年度	H10年度	H13年度	H16年度	(H23年度)	(H26年度)	(H26年度)	H21年度			
現況	・供用中	・供用中	・供用中		・工事中	・用地買収 ・工事中	・用地買収 ・H23.3工事着手	・供用中			

延長欄の()書きは、本県延長分。



(仮称)原町IC南相馬市原町区



羽黒川橋双葉町山田地区

平成23年度に常磐富岡～相馬間、平成26年度に全線開通を目指して、現在、整備が進められている。

東北横断自動車道いわき新潟線（磐越自動車道）（設計速度80km/h）県内延長L=152km

	いわきJCT	郡山JCT	磐梯熱海	猪苗代磐梯高原	会津若松	会津坂下	西会津	津川	安田	新潟中央
基本計画	いわき～郡山	郡山～磐梯熱海	磐梯熱海～猪苗代磐梯高原	猪苗代磐梯高原～会津坂下	会津坂下～西会津	西会津～津川	津川～新潟中央			
整備計画	S53.12.20	S48.11		S57.3.1	S53.12		S61.1.21	S57.1.20		
施行命令	S61.1.21	S53.11.21	S59.11.30		S61.1.28		S60.2.13			
施行命令	S62.9.4	S53.11.21	S59.11.30		S61.1.28		S60.2.13			
施行主体	東日本高速道路(株)		日本道路公団							
車線数	4車線	4車線		4車線	暫定2車線	暫定2車線				
延長	71km	8km	18km	35km	12km	22km(8km)	23km	24km		
供用(予定)年度	H7年度	H2年度	H3年度	H4年度	H8年度	H9年度	H8年度	H6年度		
現況	・供用中	・供用中	・供用中		・供用中	・供用中	・供用中	・供用中		

延長欄の()書きは、本県延長分。



いわき地区



阿賀野川SA付近

平成20年11月30日にいわき～郡山間の4車線化が完成したが、会津若松以西については、依然、暫定2車線のままとなっている。

東北中央自動車道（設計速度100km/h、80km/h）県内延長L=58km

	相馬市	福島市	米沢市
基本計画	相馬市～福島市		福島市～米沢市
整備計画	H9.2.5		H3.12.20
整備計画	H8.1.2.27		H8.1.2.27
施行命令	H10.12.25		H10.12.25
施行命令	現在も基本計画のまま整備計画が策定されていない		国土交通省(新直轄方式)
施行主体			国土交通省(新直轄方式)
車線数			暫定2車線
延長	41km		28km(17km)
供用(予定)年度	-		-
現況	高速自動車国道と並行する一般国道115号阿武隈東道路及び霊山道路として、国直轄権限代行により事業中		新直轄方式で栗子トンネルなどを工事中



(仮称)福島JCT

延長欄の()書きは、本県延長分。



スマートインターチェンジ

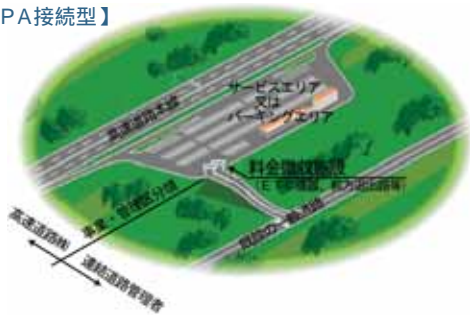
スマートICの概要

スマートICとは高速道路のサービスエリア（SA）等に無人・キャッシュレスの料金徴収施設であるETC（イーティーシー）ゲートを設け、一般道路と接続することにより、低コストで建設・運営できるETC専用のインターチェンジ（IC）です。高速道路のICの整備を希望する市町村など事業主体の負担を軽減し、ICの整備を進めやすくし、現在、全国平均約10km間隔（福島県平均約14km間隔）であるICを欧米並みの約5kmに改善することを念頭に、効率的にICの整備を図り、高速道路の通行者及び利用者の利便性の向上、地域の活性化、物流の効率化等に寄与することを目的としています。

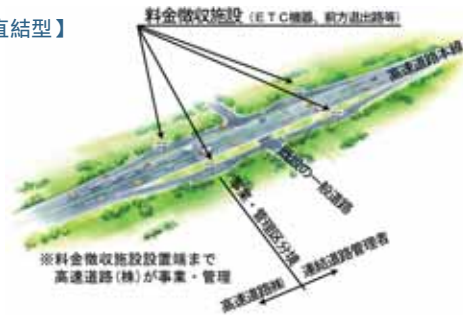
平成18年度から平成20年度までは社会実験を行い検証のうえ恒久化するもの（「スマートインターチェンジ(スマートIC)[SA・PA接続型]制度実施要綱」H18.7.10）でしたが、平成21年2月24日から、社会実験を実施しない新たな制度（「スマートインターチェンジ(スマートIC)[高速道路利便増進事業]制度実施要綱」H21.2.24）となりました。

なお、SA、PAに接続するスマートICを「SA・PA接続型」、高速道路本線車道または本線上に設置されたバスストップ（BS）に接続するスマートICを「本線直結型」といいます。

【SA・PA接続型】



【本線直結型】



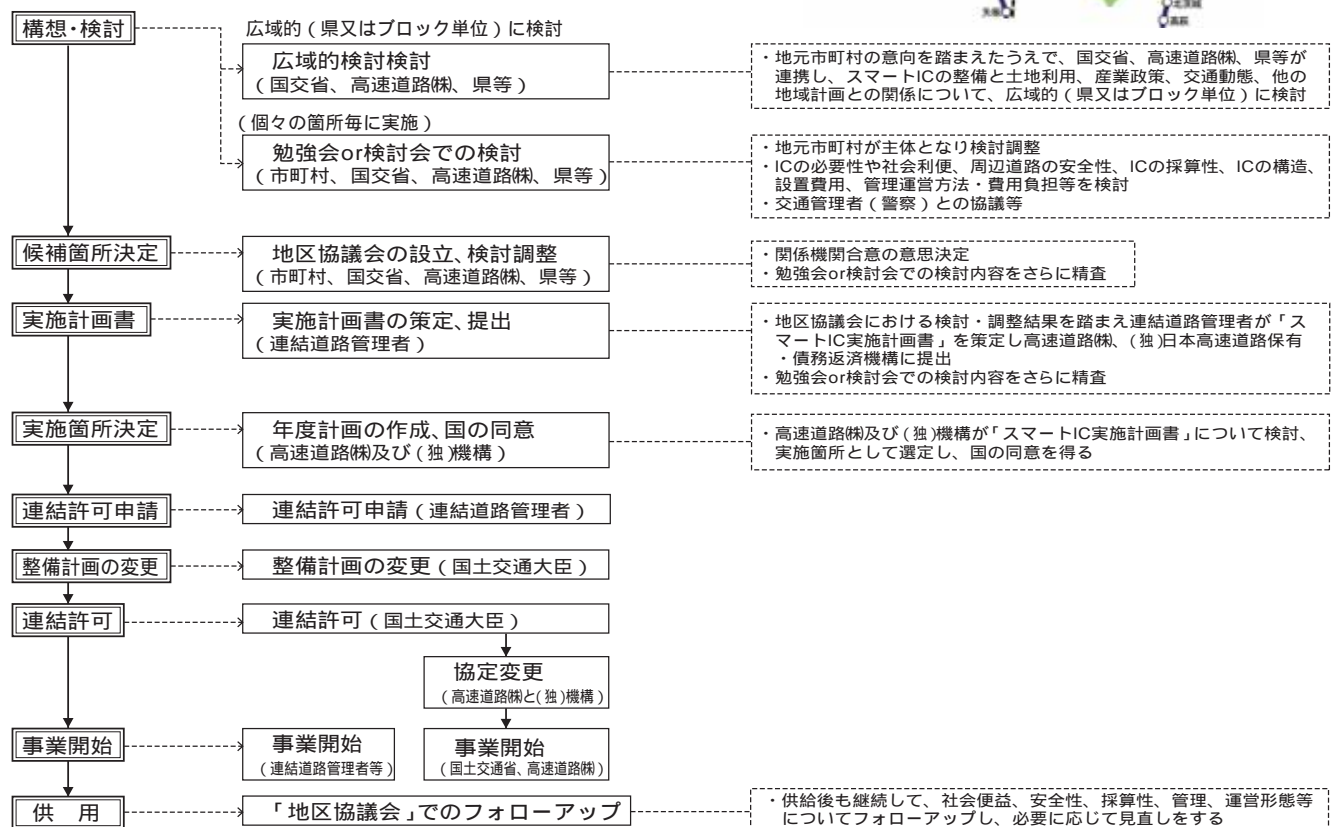
県内の状況

供用箇所

- 東北自動車道「福島松川スマートIC」（SA・PA接続型）（H18.10.1～）
- 磐越自動車道「新鶴スマートIC」（SA・PA接続型）（H19.4.1～）
- 東北自動車道「鏡石スマートIC」（SA・PA接続型）（H21.4.1～）
- 東北自動車道「白河中央スマートIC」（本線直結型）（H21.8.8～）



スマートIC設置の流れ



3 地域高規格道路

地域高規格道路とは

整備の必要性

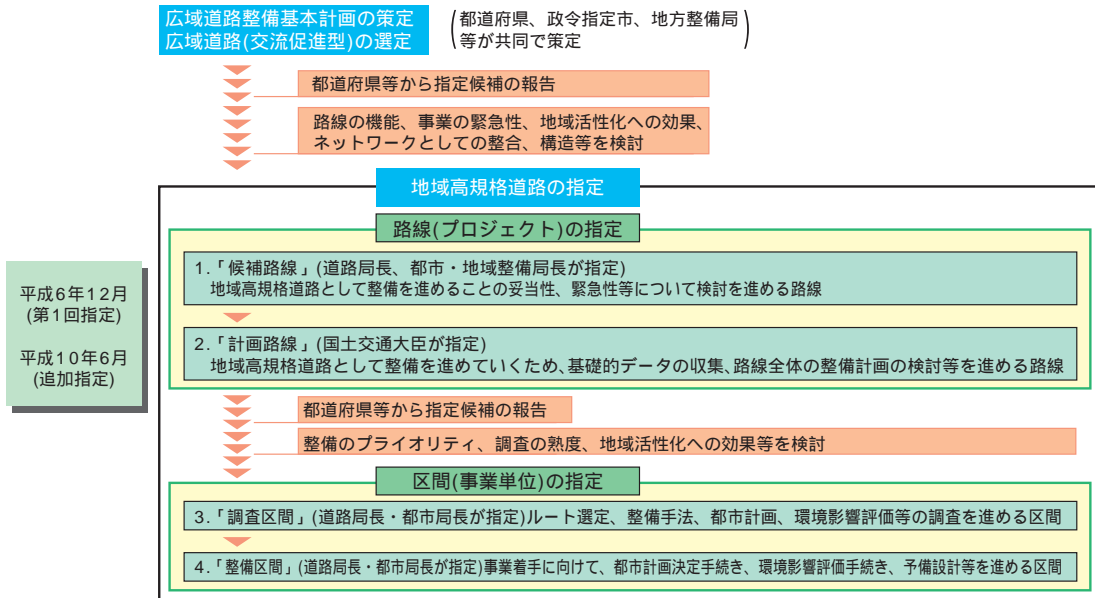
地域振興と活力ある地域づくりを実現するためには、地域の連携を強化し、地域間の交流促進を図る基盤施設としての高速交通ネットワークの充実が緊急の課題であり、平成4年6月22日道路審議会建議「今後の道路整備のあり方」において全国的な高規格幹線道路網と連携して「地域集積圏」の形成、集積圏相互の交流の促進、交通拠点等との連結を図る地域高規格道路が必要とされ、第11次道路整備5箇年計画において、その整備の必要性が位置づけられました。

地域高規格道路の路線条件

下記の ~ いずれかの機能を有する2車線以上の自動車専用道路、またはこれと同程度の機能を有し、路線全体として概ね60^{km/h}以上のサービス速度を確保する構造規格の道路です。

- ・通勤圏の拡大や都市と農山村地域との連携の強化による地域集積圏の拡大を図る環状・放射道路……………（連携機能）
- ・高規格幹線道路を補完し、物資の流通、人の交流の活発化を促し、地域集積圏間の交流の促進を図る道路……………（交流機能）
- ・空港・港湾等の広域的交流拠点や地域開発拠点等との連絡道路……………（連結機能）

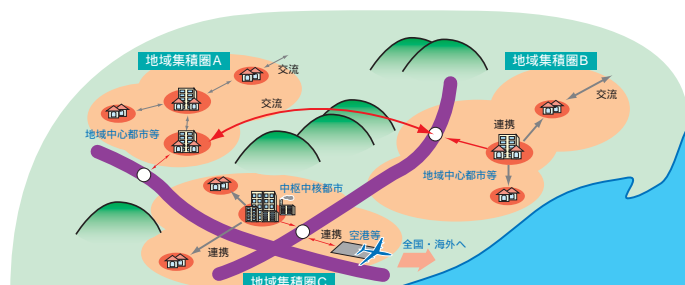
地域高規格道路の指定の手順



高規格幹線道路を補完する広域的な機能を有する地域高規格道路の場合、調査区間及び整備区間の指定に際しては、社整審（道路分科会）の議を経なければならない。

地域高規格イメージ図

- 高規格幹線道路
- 地域高規格道路
- 広域道路（交流促進型）



全国の地域高規格道路の現状

地域高規格道路の路線・区間の指定状況

（平成22年4月現在）

	候補路線	計画路線				
	路線数	路線数	路線指定延長	調査区間延長	整備区間延長	うち供用中
地域高規格道路	110路線	186路線	約6,950km	約1,067km	3,289km	1,949km

- 注1. 候補路線：地域高規格道路として整備を進めることの妥当性・緊急性等について検討を進める路線
- 注2. 計画路線：地域高規格道路として整備を進めていくため、基礎的データの収集、路線全体の整備計画の検討等を進める路線
- 注3. 調査区間：計画路線のうち、ルート選定、整備手法、都市計画、環境影響評価等の調査を進める区間
- 注4. 整備区間：計画路線のうち、事業着手に向けて、都市計画決定手続き、環境影響評価手続き、予備設計等を進める区間
- 注5. 供用延長：一般国道自動車専用道路と重複する区間は除く（平成21年4月現在）



県内の地域高規格道路

凡例

- 地域高規格道路
- 計画路線
 - 供用区間
 - 整備区間
 - 調査区間
 - 計画路線
- 候補路線
- 広域道路
 - 交流促進型
 - 地域形成型
- 高規格幹線道路
 - 供用中又は整備計画
 - 基本計画又は予定路線

広域道路は、今後の道路整備のマスタープランであり、具体的な路線のルート、位置等を規定するものではありません。



福島県の地域高規格道路指定一覧（一般）

路線の指定	区間の指定	起点	終点	指定延長 km
候補路線	計画路線	調査区間	整備区間	
福島空港・あぶくま南道路（あぶくま高原道路）（主要地方道矢吹小野線）（事業主体：福島県）				
H 6.12.16		西白河郡矢吹町	田村郡小野町	-
?(連結)	H 6.12.16		西白河郡矢吹町	約30
		H 7.8.23	西白河郡矢吹町字赤沢	5
		H 7.4.28	西白河郡矢吹町	5
		H 7.8.23	石川郡玉川村大字小高	3
		H 8.8.30	石川郡玉川村	14
		H 7.8.23	石川郡平田町	4
		H 10.12.18	田村郡小野町大字高蒲谷	3
		H 7.4.28	田村郡小野町大字小野新町	3
郡山西環状道路（国道4号）（事業主体：国土交通省東北地方整備局郡山国道事務所）				
H 6.12.16		須賀川市	郡山市	-
(連携)	H 6.12.16		須賀川市	約10
		H 7.4.28	須賀川市	14
会津縦貫道（会津縦貫北道路）（国道121号）（事業主体：国土交通省東北地方整備局郡山国道事務所）				
H 6.12.16		喜多方市	会津若松市	-
(連携)	H 6.12.16		喜多方市	約20
		H 7.8.23	喜多方市	12
会津縦貫道（会津縦貫南道路）（国道118号、国道121号）				
H 6.12.16		会津若松市	南会津郡田島町（現 南会津町）	-
(連携)	H 10.6.16		会津若松市	約50
		H 11.12.17	南会津郡下郷町	9
		H 19.3.30	南会津郡下郷町	9
いわき東道路				
H 10.6.16		いわき市	いわき市	-
栃木西部・会津南道路				
H 10.6.16		南会津郡田島町（現 南会津町）	今市市（現 日光市）	-

指定の総括	候補路線	2路線	-
計画路線	調査区間	1区間	9km
	整備区間	9区間	69km

県内地域高規格道路の整備状況

平成22年3月現在（単位：km）

路線	計画路線 (概略延長)	区間指定		現供用延長	供用率 (%)
		調査区間 (概略延長)	整備区間 延長		
福島空港・あぶくま南道路	30 (36)	0 (0)	34 (34)	36 (36)	100
郡山西環状道路	10	0	14	14	100
会津縦貫道 (会津縦貫北道路)	20	0	12	12	25
会津縦貫道 (会津縦貫南道路)	50	9	9	18	0
栃木西部・会津南道路	【候補路線】				
いわき東道路	【候補路線】				
計	110	9	69	78	53

* 計画路線の概略延長は、10km単位で指定される。
* 福島空港・あぶくま南道路の()内は実延長である。

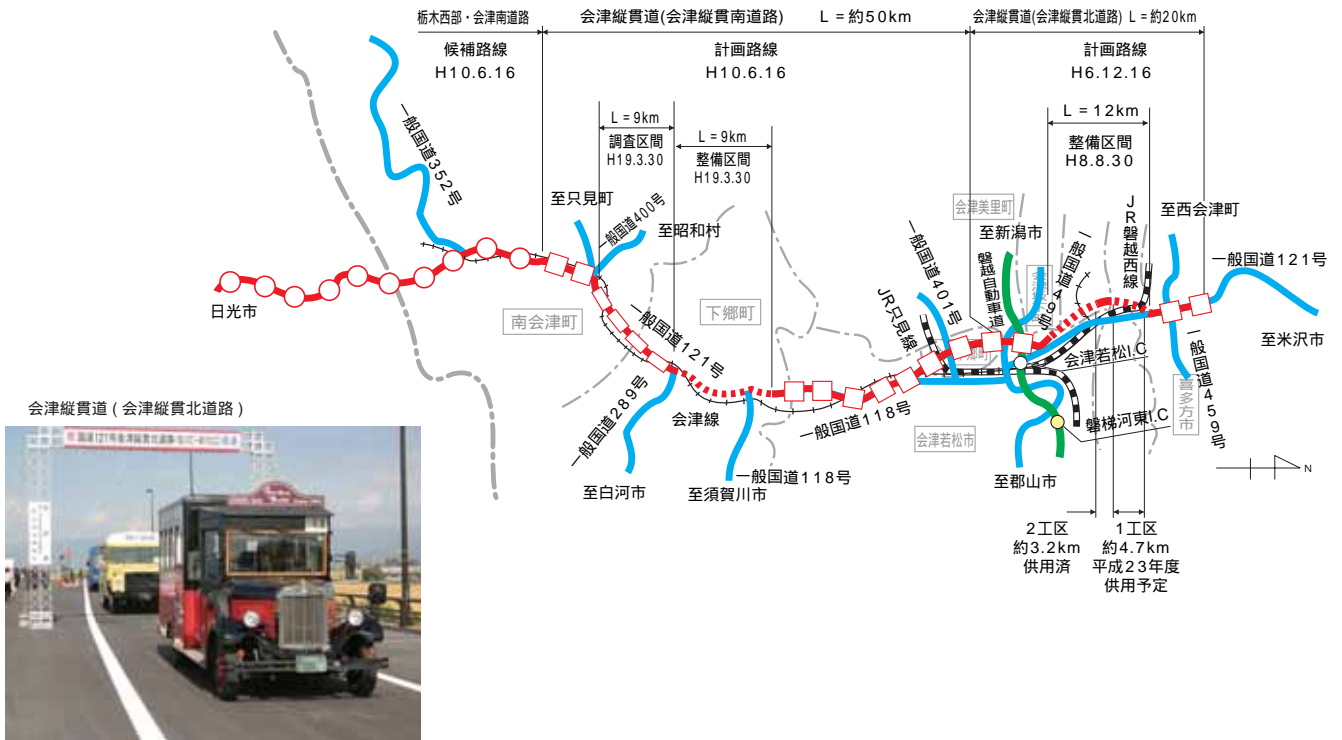
福島空港・あぶくま南道路(あぶくま高原道路)

あぶくま高原道路は、東北道と磐越道を結ぶ地域高規格道路であり、福島空港へのアクセス強化、地域間の連携・交流促進、更には地域経済の活性化を目的として整備され、平成22年度全線開通しました。

福島空港 IC から玉川 IC 方面を望む



会津縦貫道(会津縦貫北道路、会津縦貫南道路)、栃木西部・会津南道路



ひとくちメモ

道路法 基本法.....道路の定義、道路の種類、路線の認定方法、道路の管理、道路に関する費用負担等道路に関する基本的事項について定めたもの。

高速自動車国道に関する法律

- ・高速自動車国道法
全国的な自動車交通網の枢要部分を構成し、国の利害に特に重要な関係を有する高速自動車国道に関し、予定路線の指定、整備計画、管理、構造等に関する事項を定めたもの。

現在国会で審議中であり、一部改正される予定。

有料道路に関する法律

【基本法】

- ・道路整備特別措置法
道路の整備の促進を図るため、借入金等による建設と料金による償還という有料道路の制度を認め、その新設、改築その他の管理を行う場合の特別の措置を定めたもの。

【会社等主体に関する法律】

- ・高速道路株式会社法、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法
- ・地方道路公社法

道路の整備を促進するための法律

- ・社会資本整備重点計画法
社会資本整備事業を重点的、効果的かつ効果的に推進するために定められた。
- ・道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律
道路の交通の確保とその円滑化を図るとともに、生活環境の改善に資するため、道路整備費の財源等に関する特例を定めたもの。
- ・道路整備特別会計法
道路整備事業を特別会計で行うこととし、その経理の手続き等について定めたもの。

【特別な道路の整備に関する法律】

- ・積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法
- ・交通安全施設等整備事業の推進に関する法律
- ・共同溝の整備等に関する特別措置法
- ・電線共同溝の整備等に関する特別措置法

その他

【環境】

- ・幹線道路の沿道の整備に関する法律
鉄道
- ・踏切道改良促進法、軌道法、都市モノレール法等
高齢者、身体障害者等
- ・高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律



4 社会資本整備総合交付金

社会資本整備総合交付金とは

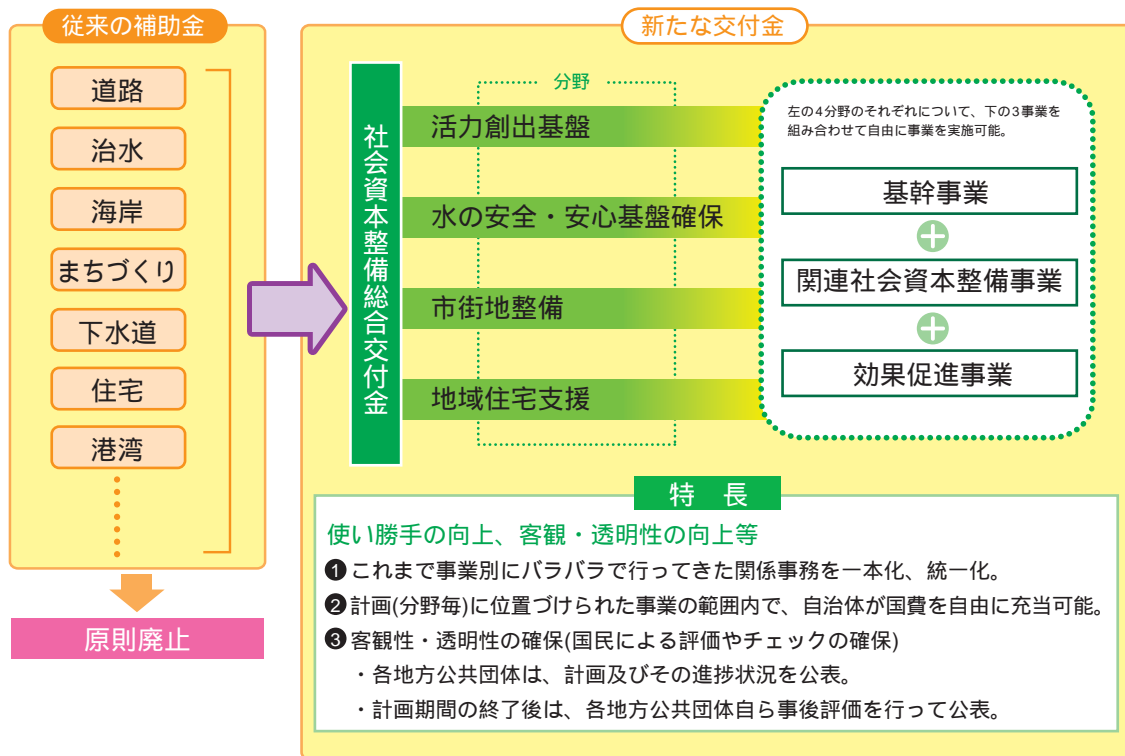
目的・趣旨

地方公共団体が、政策目的を実現するために作成した社会資本総合整備計画に基づき、目標実現のための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備やソフト事業を総合的・一体的に支援します。

内容

社会資本整備総合交付金は、国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金を1つの交付金に原則一括し、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金として創設するものです。

社会資本整備総合交付金のイメージ



社会資本整備総合交付金の特徴

【交付対象】都道府県・市町村

社会資本総合整備計画の策定

- ・ 期間：概ね3～5年
- ・ 内容：名称、目標、期間、交付対象事業全体事業費、評価指標 等

整備計画の公表
中間評価、事後評価結果の公表

整備計画の提出・交付申請



国土交通省



計画毎に交付金を一括交付

従来の事業で適用される国費率を基本
(対応する事業がない場合は1/2)

対象事業

①基幹事業：

整備計画の目標を実現するために交付金事業者が実施する基幹的な事業であって次の分野ごとに掲げる事業

- ・ 活力創出基盤整備 : 道路事業、港湾事業
- ・ 水の安全・安心基盤整備 : 河川事業、砂防事業 等
- ・ 市街地整備 : 都市再生整備計画事業 等
- ・ 地域住宅支援 : 地域住宅計画に基づく事業 等

②関連事業：

1)関連社会資本整備事業：

基幹事業と一体的に整備することが必要な社会資本整備重点計画法に掲げる事業(一部を除く)

2)効果促進事業：

基幹事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業等(ソフト事業を含む)

5 福島県の有料道路

福島県道路公社の管理する有料道路

福島県道路公社の管理する有料道路は、主に観光道路で、全国でも有数の自然景観を誇る磐梯朝日国立公園に位置しています。

これらは、新緑から紅葉に至るまで様々な自然美を演出し、訪れる観光客を魅了しています。

近年は、休憩施設や駐車場等周辺環境の整備も進み、より一層利用者に好感の持てる環境が整いつつあります。

なお、他に、地域高規格道路の一部を有料道路事業で整備した路線もあります。



福島県道路公社（事業主体）

福島県道路公社は、福島県の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕、その他の管理を総合的かつ効率的に行うことにより、この地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もっと地方における住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的として、昭和46年6月1日に設立され、平成21年度末現在、4路線の有料道路を管理しています。



福島県の観光有料道路
マスコットキャラクター
「シャクリン」

有料道路のしくみ

事業主体が道路を整備するに当たり財源不足を補う方法として借入金を用い、完成した道路から通行料金を徴収してその返済に充てるというものであり、建設費等を償還した後は原則無料開放するというしくみになっています。



トレッキングコースのガイド



スカイラインの雪の回廊



磐梯吾妻道路



磐梯山有料道路



第二磐梯吾妻道路



福島空港道路

福島県の有料道路の概要

有料道路名	区分	路線名	区間	延長(km)	事業費(百万円)	供用開始年月日 事業主体	最終償還 年度
ブール制	磐梯吾妻道路 (スカイライン)	主要地方道 福島吾妻裏磐梯線	福島市町庭坂字高湯 福島市土湯温泉町字鷲倉山	28.7	3,257	S34.11.6 日本道路公団	H25.7.24
	磐梯山有料道路 (ゴールドライン)	主要地方道 会津若松裏磐梯線	耶麻郡磐梯町大字更科字馬洗場 耶麻郡北塩原村大字檜原字湯平山	17.6	969	S45.6.1 福島県	H25.7.24
	第二磐梯吾妻道路 (レークライン)	主要地方道 福島吾妻裏磐梯線	耶麻郡猪苗代町大字若宮字吾妻山 耶麻郡北塩原村大字檜原字剣ヶ峯	13.1	1,774	S47.10.20 県道路公社	H25.7.24
福島空港道路 (あぶくま高原道路)	主要地方道 矢吹小野線	西白河郡矢吹町八幡町 石川郡玉川村大字小高	6.6	3,160	H13.3.27 県道路公社	H43.3.26	



6 道路施設の長寿命化対策 (福島県道路アセットマネジメント)

主旨

橋梁をはじめとする道路施設の高齢化に適切に対応するため、今後の福島県における道路管理のあるべき姿や基本方針等について検討を行い、「福島県道路アセットマネジメント」を策定しました。
本マネジメントは、今後の道路管理のあり方を示すものであり、これをもとに計画的な管理業務を推進します。

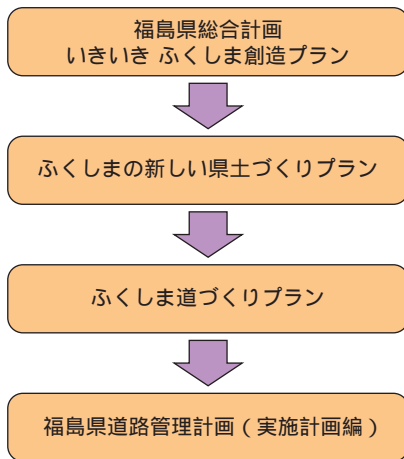
基本方針

今後の道路管理は、老朽化施設の大幅な増加に適切に対応すると共に、県民の視点に立つことを基本とし、ふくしま道づくりプランの基本目標である「ともに育む、たしかな未来への道づくり」の実現に向け、安全で安心できる生活を支え、全ての県民の財産である道路を次世代に引き継ぐことのできるよう以下の施策に取り組みます。

施策

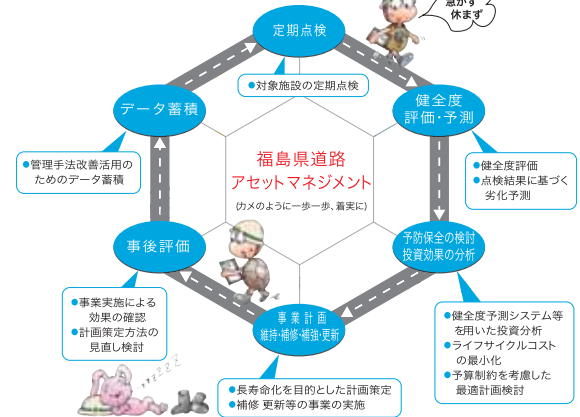
予防保全を基本とした長寿命化の取り組み
道路の長期的な維持管理費用の縮減や平準化に向けた取り組み
継続的に改善していく道路管理の体制づくり

福島県道路アセットマネジメントの位置付け



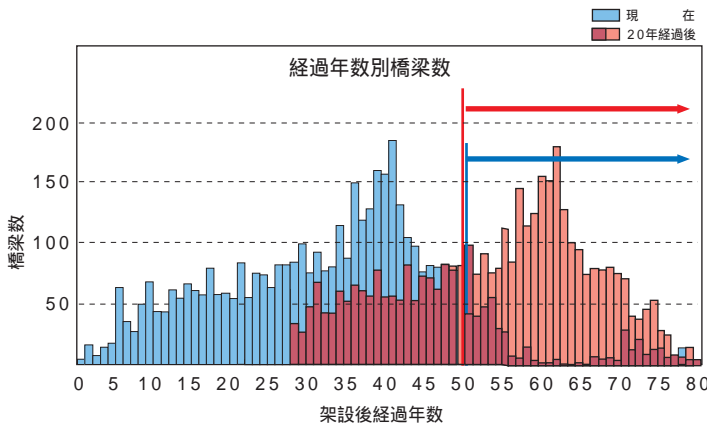
今後の道路管理

老朽化が進む大量の道路施設を管理するための体制づくりを進めます。



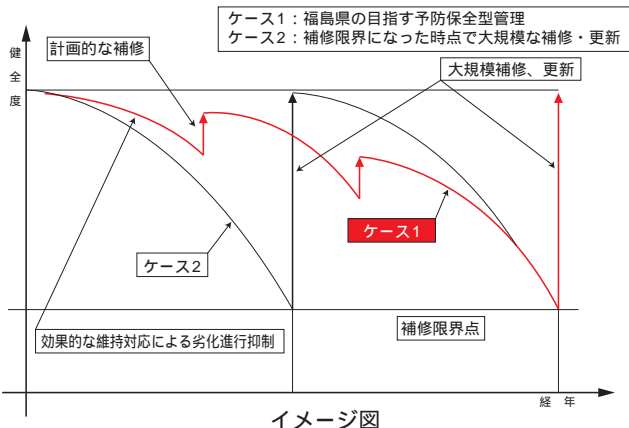
道路施設の現状 (例：橋梁)

現在、架設後50年を経過した橋梁（老朽橋）が約590橋で全体の約1割となっている。これが、20年後には約6割になる見込みです。



予防保全を基本とした取り組み

将来、構造的に影響を及ぼすと想定される損傷の計画的な対策を進め、道路施設の劣化進行を抑制するなど、予防保全を基本とした道路施設の長寿命化に取り組み、「建設 維持 補修 更新」に係るライフサイクルコストの低減を図ります。



7 福島公共施設等ユニバーサルデザイン指針

指針策定の趣旨

公共機関が整備する道路、河川、公園、公共建築物等の公共施設をはじめ、民間事業者による病院、店舗、宿泊・娯楽施設など、多くの様々な人が利用する公共性の高い施設（以下「公共施設等」といいます。）ユニバーサルデザインの推進は、ユニバーサルデザインのまちづくりを実現する上で、とても重要な役割を担っています。

そしてその実現には、施設づくりに関わるすべての人が相互に連携し協力しながら、一つの施設（点）からそれをつなぐ線に、さらに線から面、面から空間へと、優れたデザインを連続させていくこ

とが不可欠となります。

本指針は、施設づくりに関わる方々がデザインをまとめていくための「手引き」として、以下の考え方に基づいて策定しました。

公共施設はもとより、民間事業者による公共性の高い施設のデザインにおいて、本指針が幅広く活用されることを期待しています。

施設の利用者、設置者、設計・施工者が、ユニバーサルデザインをともに理解し、ともに考えるための共通の手引き。あらゆる公共施設等を網羅した体系的な手引き。多くの利用者の様々なニーズを的確に反映した実用的な手引き。

県の取組み

県ではこれまで、「人にやさしいまちづくり」を目標に掲げ、高齢者や障がい者などにとっての障壁を取り除く「バリアフリー」の考え方で、施設の新設や改修等を進めてきましたが、これらは「ある特定の人のための特別な配慮」という福祉施策として捉えられてきました。

このような中、以前にもまして人権尊重などに配慮し、すべての人を視野に入れた県づくりを進めていくため、現在では、バリアフ

リーの考え方を一歩進めたユニバーサルデザインの考え方を県政の基本に据え、総合的な行動指針や分野別行動計画のもと、ハード・ソフトの両面から、計画的・体系的に各種施策を展開しています。

特に、「ユニバーサルデザインのまちづくり」を県の重点施策として位置付け、できることから、可能な限り、スピード感を持って、ユニバーサルデザインに取り組んでいます。

公共施設のユニバーサルデザイン

基本理念

施設のユニバーサルデザインを実現するためには、県民や利用者、施設の設置者や設計者などが、その理念を共有することが重要です。本指針では、ソフト・ハードの両面から、県民との連

携協働により、「人」と「地域」の個性を最大限に発揮し、持続的発展が可能な社会を支える公共施設づくりを目指すという側面から、基本理念として次の5つを掲げます。

1. ともにつくるデザイン

公共施設の“いのち”は、利用者とともに育てていくものです。また、ユニバーサルデザインは、「すべての人のためのデザイン」であると同時に、「すべての人によるデザイン」でもあります。

そのため、施設づくりの各段階で、できるだけ多様な手段で、より多くの利用者ニーズを把握し、それをデザインに的確に反映させることが大切です。また、このことが、施設への愛着や誇り、施設を大切にすることを育むことにもつながります。

2. ともに生きるデザイン

ユニバーサルデザインは、画一的なデザインを目指すものではありません。地域の特性を生かした、地域の人々に永く愛される、多様で魅力あるデザイン、地球環境を守り、人と自然とが共存できるデザイン、そして、人情や風習、歴史・文化、地域コミュニティなどを守り育むデザインが必要です。

3. ところふれあうデザイン

デザインがより優れたものとなるためには、次のような「人のところ」が重要です。

つくる人の「ところ」

人権尊重の視点に立ち、常に、様々な利用者像を想定し、使いやすいデザインを生み出す「想像力と創造力」、そして、関係者の意見を親身になって聴き、利害を適切に調整し、デザインの必要性や妥当性を見極める「対話と調整」が求められます。

利用する人の「ところ」

施設が持つ本来の機能を最大限に発揮するため、そして、施設だけでは十分とはいえない部分を補完するため、助け合い(結)の精神、マナー、気配り、気づきなど、利用者一人ひとりの「このところのユニバーサルデザイン」への理解と協力が不可欠です。

管理する人の「ところ」

利便性の向上をハードのみで解決するのではなく、様々な場面に応じて、施設職員の配置計画を工夫するなど、心の通い合う、わかりやすい「対話型の施設運用」も必要です。

4. さりげないデザイン

周辺景観と調和するとともに、「このところの障壁」を招かない、「さりげなさ」と「美しさ」が求められます。

5. 追いつけるデザイン

より多くの人々が少しでも利用しやすいよう、試行錯誤を重ねながら利用者との合意形成を図り、施設の評価やそれらデータの蓄積を行うとともに、時代のニーズを的確に捉えながら、絶えず見直し・改善を行うという、「プロセス」と「終わりなき取組み」が重要です。





基本方針

基本方針の視点

すべての人が、同じ場所で、同じことを、同じようにできる。

ふくしま型ユニバーサルデザインの「キーワード」、「5つの実現手法」、そして、公共施設等のユニバーサルデザインの「5つの基本理念」のもと、ソフト・ハードの両面から、地域性・環

境を踏まえ、優れたデザインを創り出すための「5つの基本方針」を次に掲げます。

1.すべての人が **快適** に利用できる施設

2.すべての人が **簡単** に利用できる施設

3.すべての人が **安全** に利用できる施設

4.さりげなく **美しい** 施設

5.どのような状況にも **柔軟** に対応できる施設

基本方針1 すべての人が**快適**に利用できる施設

- 特定の人が特別扱いされたり、いやな思いをすることのない施設
- 右利き、左利きに対応した施設
- 利用方法や利用状況の説明が効果的に行われる施設
- 視覚、聴覚、触覚など多様な手段で、必要な情報が十分に提供される施設
- 補助器具や補助手段を効果的に活用できる施設
- 繰り返しの動作や、長時間にわたる肉体的負担が伴わない施設
- 利用場所に接近しやすく、利用する広さが適切な施設
- 重要なものがよく見えるよう、視線が確保されている施設
- 使用しようとする全てのものに容易に手が届く施設
- 少ない労力で効率的に、楽に使える施設
- 利用者に不自然な姿勢を強くない施設
- プライバシーに配慮された施設
- 天候や季節に左右されない施設
- 疲れたときに休むことができる施設

基本方針2 すべての人が**簡単**に利用できる施設

- 使い方を直感的に理解できる施設
- 利用者の理解力や言語能力の違いが問題にならない施設
- 利用者に必要な情報が容易にわかる施設

基本方針3 すべての人が**安全**に利用できる施設

- 安全に対する配慮が等しく確保される施設
- 危険や間違えやすい状況が発生しない施設
- 使用方法を間違えても重大な結果につながらない施設
- 注意が必要な操作において、不注意な操作を誘発しない施設
- 危険なときや使用方法を間違えたときは、注意や警告を発する施設
- 危険な部分が防護されている施設
- 四季を通じて安全な施設
- 災害時や不測の事態が生じて、安全に避難できる施設

基本方針4 さりげなく**美しい**施設

- 色や形状などの印象が、利用者にとって抵抗感がなく、受け入れられやすい施設
- 創意工夫された内容が、目立ちすぎず、さりげなくデザインされている施設
- 地域の特性を生かし、周辺の景観と調和した施設
- 自然や環境に配慮し、動植物にやさしい施設

基本方針5 どのような状況にも**柔軟**に対応できる施設

- できる限り同じ手段で利用できる施設
- 利用者に応じた使い方が選べる施設
- 利用者のペースに合わせることができる施設
- 情報がその重要さに応じて提供される施設
- 補助器具の使用や人的介助に十分な空間を提供できる施設

自転車と歩行者を分離する構造としたことで、それぞれのスムーズな通行を確保しています。

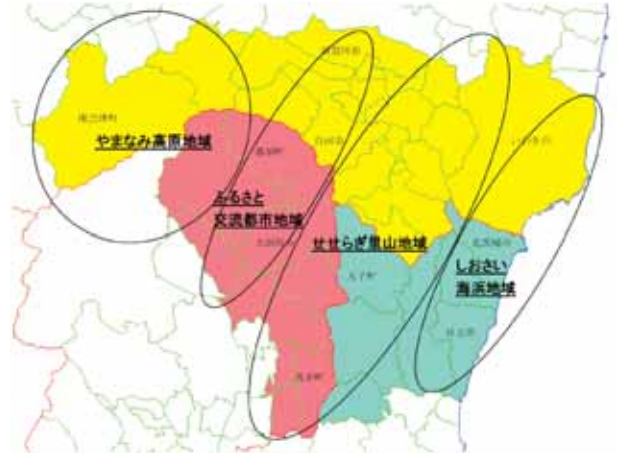


排水溝の蓋に凸凹加工することで、滑りにくい構造としています。

8 福島県の広域連携の取り組み

F I T 構想

福島、茨城、栃木3県の県際地域であるF I T地域は、交通体系の整備の進展により、東京からの地理的優位性が高まっているとともに、豊かな自然環境、地域資源に恵まれ、さらに地震等の自然災害に対する安全性も高いなど、様々なポテンシャルを有する福島（F）・茨城（I）・栃木（T）の3県の県際地域（那須岳・八溝山を中心とする地域）が、これまで培ってきた交流・連携をもとに広域交流圏としてのさらなる発展を目指し、F I Tブランドの創出・育成、交流・二地域居住や広域観光交流の推進、交通体系や情報通信基盤等の整備など、連携して取り組むものです。



福島県
いわき市、白河市、須賀川市、鏡石町、
天栄村、南会津町、下郷町、西郷村、
泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、
矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、
玉川村、平田村、浅川町、古殿町
20市町村

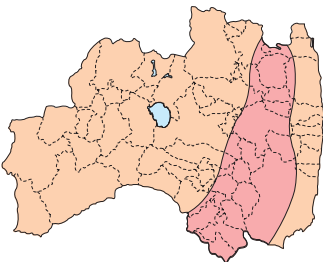
「福島県阿武隈地域振興プラン21」

阿武隈地域は、県土の約3分の1を占める広大な地域で、東京から概ね250km圏内に位置し、東北新幹線、東北自動車道、常磐自動車道や福島空港などの高速交通体系が身近に活用できるという地域的優位性を有し、豊富な森林資源に恵まれ、堅固な地盤であり、地震に対する安全性が極めて高い地域です。

阿武隈地域総合開発基本計画の終了及び阿武隈地域を取り巻く情勢が大きく変化していることから、今後の阿武隈地域のあり方について検討し、平成16年7月に「福島県阿武隈地域振興プラン21」を策定しました。

基本目標を「こころ豊かな生活をあぶくま地域で実現する『ふるさとあぶくま交流圏』の創造」とし、経済的な豊かさや都会的な快適さを追い求めてきたこれまでの価値観を転換し、豊かで美しい里山や澄んだ空気、助け合い精神と温かい心、伝統的な食文化や生活文化などを“あぶくまらしさ”と捉え、“あぶくまらしさ”を生かした地域づくりを進めることとしており、キーワードとして「ゆっくり（スローライフ）」「回す（循環）」「つなぐ（ネットワーク）」を示しています。

この振興プランに基づき、“あぶくまらしさ”の確立と継承を進めるとともに、“あぶくまらしさ”を生かした交流の展開や景観づくり、産業の振興などについて検討しながら、阿武隈地域の魅力を高める戦略を着実に推進していきます



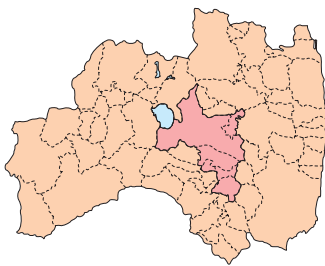


郡山地域高度技術産業集積活性化計画

郡山市、須賀川市を中心とする地域は、県の中央部に位置し、高速交通体系の整備の進展により、本県の交通の要衝となっているほか、郡山地域テクノポリス開発計画や頭脳立地構想に基づく取り組み等により、着実に高度技術産業の集積が進んでおり、本県産業発展を牽引する役割を一層高めていくことが期待されています。

このため、活力ある新事業の創出、地域産業の発展に向け、これまで培われた地域産業資源を活用し、独創的な発想・技術に基づく起業化が促進される風土を醸成するとともに、産学官による共同研究の推進、新事業の創出を総合的に支援する体制の構築等により、新事業創出のための基盤となる高度技術産業集積の維持・強化をめざします。

また、その技術的、経済的な効果を県内全域に波及させることにより、各地域の特性に応じた高度技術産業の導入、新事業の創出等、県土の均衡ある発展を図ります。

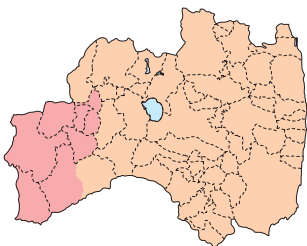


新「歳時記の郷・奥会津」活性化事業

只見川電源流域は、豊かな水資源、広大な森林などの自然環境に恵まれ、年中行事や郷土色などが昔と変わらずに人々の暮らしの中に息づいているなど、自然、歴史、伝統・文化が豊かな地域ですが、豪雪、過疎化、高齢化といった共通の課題を抱えています。

このため、流域7町村が取り組む新編「歳時記の郷・奥会津」活性化事業を支援し、尾瀬を源とする「川」で結ばれた広大な奥会津地域における交流人口の拡大や地域の特性を生かした産業の創出を促進します。

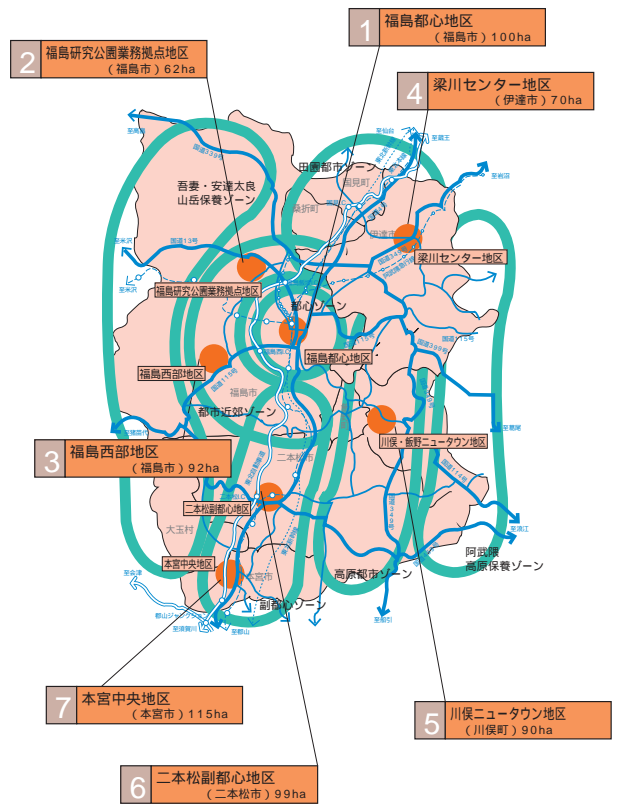
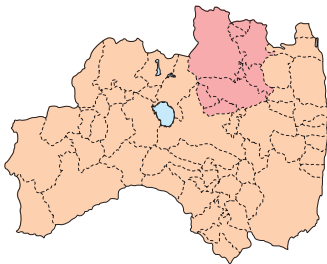
新編「歳時記の郷・奥会津」活性化事業では、住民との協働と流域町村の緊密な連携の下、観光振興を始め農工商連携や定住・二地域居住などに取り組み、地域の特性を生かした産業の創出を図ります。また、将来の奥会津地域を支える人材の育成を図るとともに、伝統・文化を生かしながら地域の魅力向上を図ります。さらに、流域の環境保全や公共交通の活用、広域PRなど地域全体が広域的に連携し、「人が住み、集まる魅力的な奥会津」を目標として事業を促進します。



福島地方拠点都市地域整備事業

福島市を中心とする県北地域8市町村で構成される福島地方拠点都市地域は、広域交通条件の向上により産業・業務機能立地のポテンシャルが大きく高まってきており、隣接する仙台、山形都市圏との連携による広域都市圏の形成、さらに新しい国土軸形成の要となる位置にあたります。

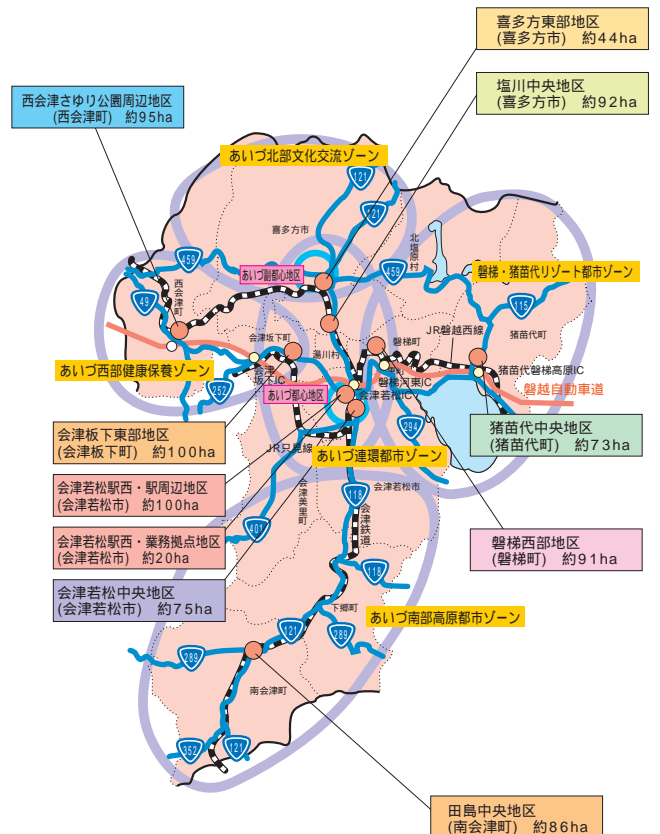
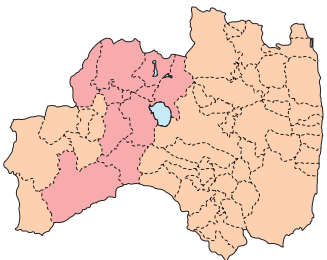
当地域においては、「美・遊・知・ふるさとふくしま都市圏」をキャッチフレーズに、8つの拠点地区（事業を重点的に実施する地域）を設け、既存の行政・教育・文化・医療等の中枢機能の拡充、産業業務機能の高度化、高次都市機能の新たな導入、並びに豊かな居住環境の整備を図るとともに、多様な就業機会の確保と美とにぎわいのある魅力あるまちづくりの推進により、若者を中心とする人口の還流促進を図り、「職・住・遊・学」の備わった総合的な生活空間の創造を目指します。



あいづ地方拠点都市地域整備事業

会津若松市を中心とする会津地域の2市7町2村で構成されるあいづ地方拠点都市地域は、会津フレッシュリゾート構想の推進が図られているほか、磐越自動車道の開通による高速交通体系の整備が進み、また、会津大学の開学により地域の発展性が高まっています。

当地域の整備は、国土及び県土形成における位置づけや地域ポテンシャルを活かしつつ、「職・住・遊・学」の備わった新しい総合的な生活空間「F・I・N・Eステージ：交流都市圏あいづ」の創造を目指します。





9 特別法の指定地域

辺地に係る公共施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年4月25日法律第88号）

（目的）

辺地を包括する市町村について、当分の間、当該辺地に係る公共施設の総合的、かつ、計画的な整備を促進するために必要な財政上の特別措置等を定め、辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図ることを目的としています。

（指定地域）

会津若松市・いわき市・白河市・喜多方市・相馬市・田村市・伊達市・本宮市・川俣町・天栄村・下郷町・只見町・南会津町・北塩原村・西会津町・猪苗代町・会津坂下町・柳津町・三島町・金山町・昭和村・会津美里町・棚倉町・矢祭町・塙町・鮫川村・玉川村・平田村・古殿町・三春町・小野町・楢葉町・川内村・浪江町・葛尾村・飯館村

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年3月31日法律第15号）

（目的）

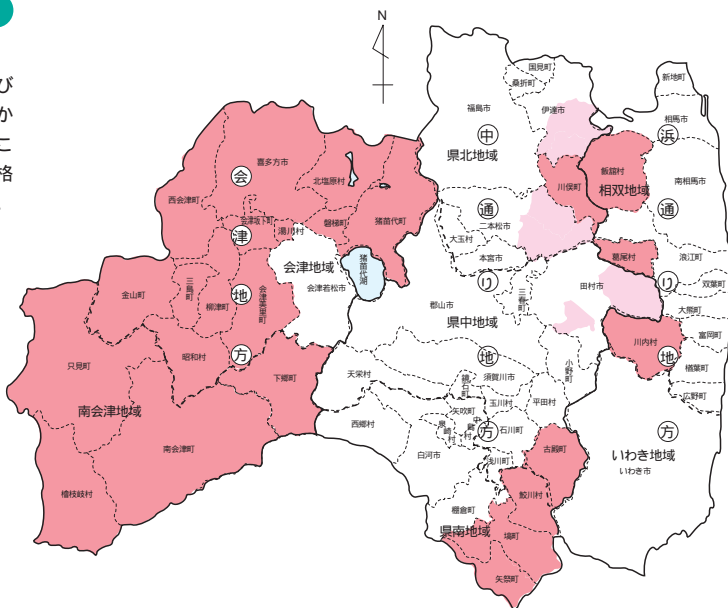
人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置法を講ずることにより、これらの地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的としています。

（指定地域）

喜多方市・川俣町・下郷町・檜枝岐村・只見町・南会津町・北塩原村・西会津町・磐梯町・猪苗代町・会津坂下町・湯川村・柳津町・三島町・金山町・昭和村・会津美里町・矢祭町・塙町・鮫川村・古殿町・川内村・葛尾村・飯館村

（一部指定地域）

二本松市・田村市・伊達市



山村振興法（昭和40年5月11日法律第64号）

（目的）

国土の保全、水源のかん養・自然環境の保全等に重要な役割を担っている山村が産業基盤及び生活環境の整備等について他の地域に比較して低位にある実情にかんがみ、山村振興の目標を明らかにするとともに、山村振興に関する計画の作成及びこれに基づく事業の円滑な実施に関し必要な措置を講ずることにより、山村における経済力の培養と住民の福祉の向上を図り、併せて地域格差の是正と国民経済の発展に寄与することを目的としています。

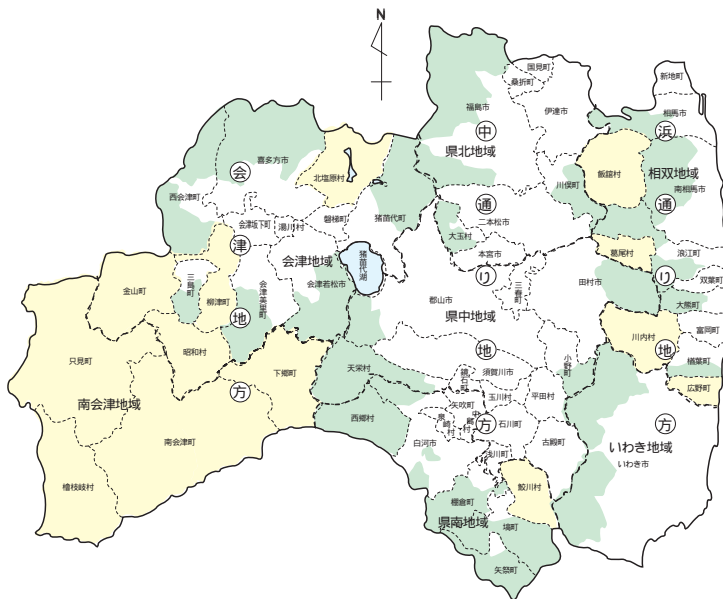
（指定地域）

〔全地域指定〕

下郷町・檜枝岐村・只見町・南会津町・北塩原村・柳津町・金山町・昭和村・西郷村・鮫川村・広野町・川内村・葛尾村・飯館村

〔一部地域指定〕

福島市・会津若松市・郡山市・いわき市・白河市・喜多方市・相馬市・田村市・南相馬市・川俣町・大玉村・天栄村・西会津町・猪苗代町・三島町・会津美里町・棚倉町・矢祭町・塙町・小野町・楢葉町・大熊町・浪江町



豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年4月5日法律第73号）

〔目的〕

積雪が特にはなはだしいため、産業の発展が停滞的で、かつ、住民の生活水準の向上が阻害されている地域について、雪害の防除その他産業等の基礎条件の改善に関する総合的な対策を樹立し、その実施を推進することにより、当該地域における産業の振興と民生の安定向上に寄与することを目的としています。

〔全指定〕

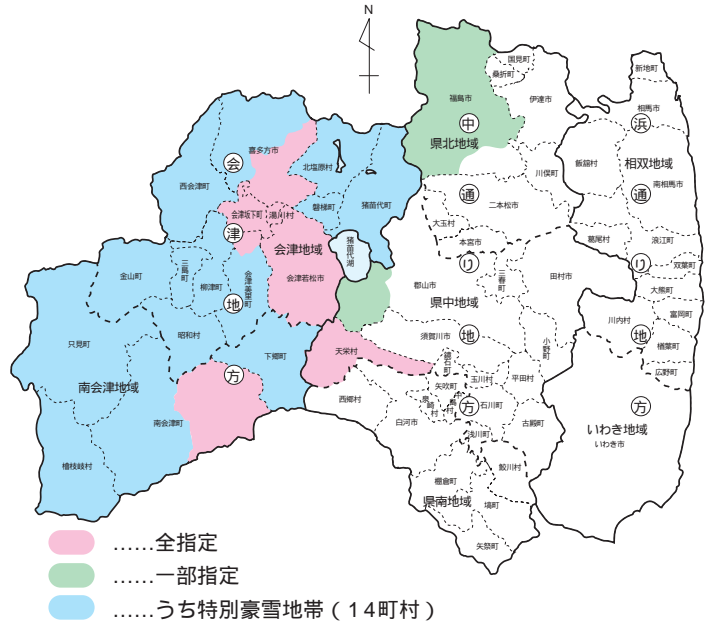
会津若松市・喜多方市・天栄村・下郷町・檜枝岐村・只見町・南会津町・北塩原村・西会津町・磐梯町・猪苗代町・会津坂下町・湯川村・柳津町・三島町・金山町・昭和村・会津美里町・

〔一部指定〕

福島市・郡山市

〔特別豪雪地帯〕

喜多方市（一部）・下郷町・檜枝岐村・只見町・南会津町（一部）・北塩原村・西会津町・磐梯町・猪苗代町・柳津町・三島町・金山町・昭和村・会津美里町（一部）



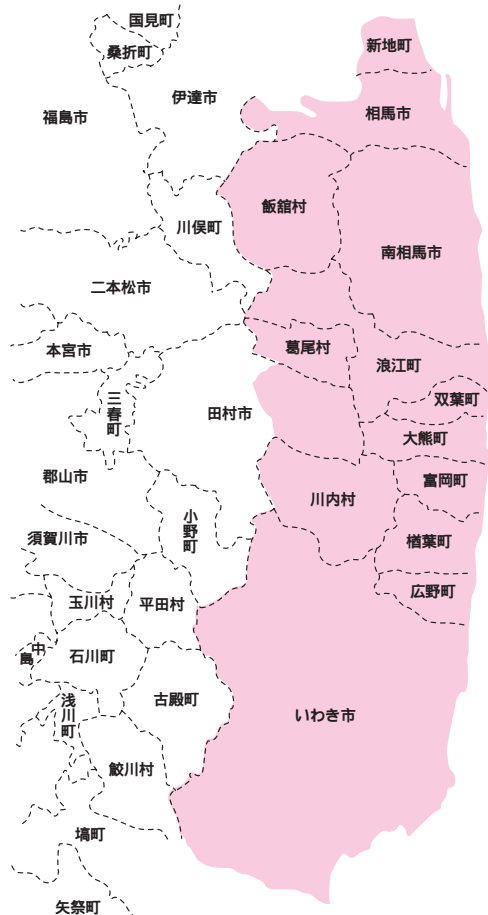
原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成12年12月8日法律第148号）

〔目的〕

原子力による発電が我が国の電気の安定供給に欠くことのできないものであることにかんがみ、原子力発電施設等の周辺の地域について、地域の防災に配慮しつつ、生活環境、産業基盤等の総合的かつ広域的な整備に必要な特別措置を講ずること等により、これらの地域の振興を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の安定に寄与することを目的としています。

立地地域	檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、 広野町、浪江町、川内村、葛尾村、 いわき市、南相馬市、相馬市、新地町、 飯館村、田村市(旧都路村)の4市7町3村
EPZ	檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、 広野町、浪江町の6町

EPZ（Emergency Planning Zone）とは、県が地域防災計画（原子力対策編）において定めた防災を重点的に充実すべき地域の範囲。





市町村別指定状況一覧表

(注) 全域指定 一部地域指定

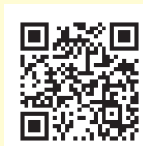
	辺地	豪雪地帯	特別豪雪地帯	振興山村	過疎地域	原発立地	広域市町村圏		辺地	豪雪地帯	特別豪雪地帯	振興山村	過疎地域	原発立地	広域市町村圏		辺地	豪雪地帯	特別豪雪地帯	振興山村	過疎地域	原発立地	広域市町村圏	
福島市							福	楢枝岐村							南会	塙町								白
会津若松市							会	只見町							南会	鮫川村								白
郡山市							郡	南会津町							南会	石川町								郡
いわき市								北塩原村							喜	玉川村								郡
白河市							白	西会津町							喜	平田村								郡
須賀川市							郡	磐梯町							会	浅川町								郡
喜多方市							喜	猪苗代町							会	古殿町								郡
相馬市							相	会津坂下町							会	三春町								郡
二本松市							安	湯川村							会	小野町								郡
田村市							郡	柳津町							会	広野町								双
南相馬市							相	三島町							会	楢葉町								双
伊達市							福	金山町							会	富岡町								双
本宮市							安	昭和村							会	川内村								双
桑折町							福	会津美里町							会	大熊町								双
国見町							福	西郷村							白	双葉町								双
川俣町							福	泉崎村							白	浪江町								双
大玉村							安	中島村							白	葛尾村								双
鏡石町							郡	矢吹町							白	新地町								相
天栄村							郡	楢倉町							白	飯館村								相
下郷町							南会	矢祭町							白	県計	36	20	14	37	27	14	59	

安 - 安達地方広域行政組合	白 - 白河地方広域市町村圏整備組合	南会 - 南会津地方広域市町村圏組合
福 - 福島地方広域行政事務組合	会 - 会津若松地方広域市町村圏整備組合	双 - 双葉地方広域市町村圏組合
郡 - 郡山地方広域市町村圏組合	喜 - 喜多方地方広域市町村圏組合	相 - 相馬地方広域市町村圏組合



県管理道路の道路交通規制情報をご覧になれます。

パソコンから <http://www.pref.fukushima.jp/douro/kisei/kisei-list.htm>
 携帯電話から <http://mobile.pref.fukushima.jp/mobile/>



お出かけ前に! 峠道などの状況をパソコンから確認できます。

冬場の峠道、天気や道路の状況が気になります。
 そんなときは、こちら。
 リアルタイムで現地の状況が確認できます。
 その他、空港などのライブカメラへもアクセスできます。

パソコンから









<http://www.pref.fukushima.jp/douro/kanri/dourokamera.html>

H22.4.1現在、カメラ設置箇所一覧(ライブカメラ)

会津地方	中通り	浜通り
喜多方地方 阿賀川 国土交通省北陸地方整備局 阿賀川河川事務所 国道121号 大峠道路 (大峠・日中総合管理事務所) 会津若松地方 国道49号 国土交通省東北地方整備局 郡山国道事務所 管内道路情報 (会津若松建設事務所) 南会津地方 管内道路情報 (南会津建設事務所)	東北地方 国道13号線 粟子峠 国土交通省東北地方整備局 福島河川国道事務所 阿武隈川 国土交通省東北地方整備局 福島河川国道事務所 管内道路情報 (東北建設事務所) 原町・川俣線 水境峠 (相双建設事務所) 奥中地方 管内道路情報 (奥中建設事務所) こまちダム (奥中建設事務所) 国道49号 国土交通省東北地方整備局 郡山国道事務所 阿武隈川 国土交通省東北地方整備局 福島河川国道事務所 福島空港 (福島空港事務所) 奥南地方 管内道路情報 (奥南建設事務所)	相双地方 国道115号 相馬市東玉野 (相双建設事務所) 国道115号 相馬市落合 (相双建設事務所) 原町・川俣線 南相馬市八木沢峠 (相双建設事務所) 原町・川俣線 南相馬市沢見橋 (相双建設事務所) いわき地方 国道49号 長沢峠 国土交通省東北地方整備局 磐城国道事務所

状況により、確認が不可能な場合があります。

福島県の

凡 例			
	高速自動車道		主要地方道
	自動車専用道路		有料道路
	国道（指定区間）		一般県道
	国道（県管理）		町 村 界

山形県

新潟県

栃木県

群馬県



道路網



建設事務所等所管区域図

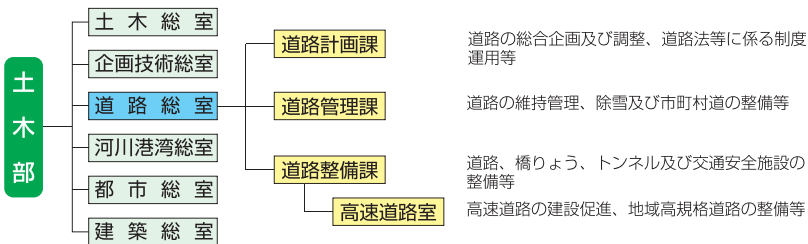
- 建設事務所所管区域
- 土木事務所所管区域
- 市町村境界
- 建設事務所
- 土木事務所
- 主な管理事務所



県庁各課の役割とお問い合わせ先

TEL 024-521-7469 E-mail:douro@pref.fukushima.jp

HP



各建設事務所へのお問い合わせ先

- 県北建設事務所..... ☎TEL024-521-7681
 HP
- 県中建設事務所..... ☎TEL024-935-1419
 HP
- 県南建設事務所..... ☎TEL0248-23-1604
 HP
- 会津若松建設事務所..... ☎TEL0242-29-5408
 HP
- 喜多方建設事務所..... ☎TEL0241-24-3111
 HP
- 南会津建設事務所..... ☎TEL0241-62-5304
 HP
- 相双建設事務所..... ☎TEL0244-26-1206
 HP
- いわき建設事務所..... ☎TEL0246-24-6105
 HP



県の鳥：キビタキ



県の木：ケヤキ



県の花：ネモトシヤクナゲ